

衆議院 総務委員会 議 録 第 六 号

平成二十二年十一月二十五日(木曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 原口 一博君

理事 稲見 哲男君

理事 黄川田 徹君

理事 福田 昭夫君

理事 坂本 哲志君

理事 石田 芳弘君

理事 内山 晃君

理事 大西 孝典君

理事 奥野総一郎君

理事 小室 寿明君

理事 鈴木 克昌君

理事 中後 淳君

理事 平岡 秀夫君

理事 松岡 広隆君

理事 山岡 達丸君

理事 渡辺 周君

理事 石田 真敏君

理事 川崎 二郎君

理事 柴山 昌彦君

理事 谷 公一君

理事 稲津 久君

理事 重野 安正君

総務大臣 片山 善博君

内閣府副大臣 末松 義規君

総務副大臣 鈴木 克昌君

総務副大臣 平岡 秀夫君

総務大臣政務官 内山 晃君

総務大臣政務官 逢坂 誠二君

総務大臣政務官 森田 高君

政府参考人
(総務省情報通信国際戦略局長) 利根川 一君

政府参考人
(総務省情報流通行政局長) 田中 栄一君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官) 金谷 裕弘君

総務委員会専門員 白井 誠君

委員の異動
十一月二十五日

石井 章君 補欠選任
石原洋三郎君

逢坂 誠二君 補欠選任
松岡 広隆君

中後 淳君 補欠選任
川越 孝洋君

橋 慶一郎君 補欠選任
柴山 昌彦君

同日 補欠選任
石原洋三郎君

川越 孝洋君 補欠選任
中後 淳君

松岡 広隆君 補欠選任
逢坂 誠二君

柴山 昌彦君 補欠選任
橋 慶一郎君

十一月二十四日
高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法

の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

放送法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出席要求に関する件

放送法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法

の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

放送法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法

の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

放送法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法

の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

放送法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法

の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

放送法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法

の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

○原口委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、放送法等の一部を改正する法律案及び高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。片山総務大臣。

放送法等の一部を改正する法律案

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○片山国務大臣 放送法等の一部を改正する法律案及び高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、放送法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した制度の整理合理化を図るため、各種の放送形態に係る制度を統合し、無線局の免許及び放送業務の認定の制度を弾力化する等、放送、電波及び電気通信事業に係る制度について所要の改正を行う必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、放送に係る制度の整理合理化を図るため、放送関連の四つの法律を一つに統合するとともに、放送を基幹放送と一般放送に区分し、放送の業務の参入について、基幹放送は認定、一般放

送は登録とするともに、放送の業務と電気通信設備の設置、運用を一の者で行うことも、それぞれを別の者が担うことも選択可能にする一方、地上放送において放送の業務と無線局の設置、運用を一の者が行う場合には、無線局の免許のみで足りる現行の制度も併存させることとしております。

第二に、放送の多元性、多様性を確保するため、基幹放送について、いわゆるマスメディア集中排除原則の基本的な部分を法定化し、複数の基幹放送事業者への出資に関しては、一定の範囲内において定める水準を超えないことを原則とすることとしております。

第三に、放送についてはこのほかに、設備の維持、重大事故が発生した場合の報告、放送番組の種別の公表、有料放送の提供条件の説明、再放送同意をめぐる紛争に係る電気通信紛争処理委員会によるあっせん及び仲裁等に関する規定を整備することとしております。

第四に、電波利用に係る制度の合理化、弾力化を図るため、主たる目的に支障のない範囲で、一つの無線局を通信及び放送の双方の目的に利用することが可能となるよう、無線局の免許及び目的変更の許可に関する規定を整備するとともに、免許を要しない無線局の空中線電力の上限の見直し、携帯電話基地局の免許の包括化、電波監理審議会による意見の聴取等に関する規定を整備することとしております。

第五に、電気通信事業に係る制度の整理合理化を図るため、いわゆるコンテンツ配信事業者等と電気通信事業者との間における電気通信役務の提供をめぐる紛争等に係る電気通信紛争処理委員会によるあっせん及び仲裁、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続会計に関する規定を整備するとともに、有線放送電話に関する

送は登録とするともに、放送の業務と電気通信設備の設置、運用を一の者で行うことも、それぞれを別の者が担うことも選択可能にする一方、地上放送において放送の業務と無線局の設置、運用を一の者が行う場合には、無線局の免許のみで足りる現行の制度も併存させることとしております。

第二に、放送の多元性、多様性を確保するため、基幹放送について、いわゆるマスメディア集中排除原則の基本的な部分を法定化し、複数の基幹放送事業者への出資に関しては、一定の範囲内において定める水準を超えないことを原則とすることとしております。

第三に、放送についてはこのほかに、設備の維持、重大事故が発生した場合の報告、放送番組の種別の公表、有料放送の提供条件の説明、再放送同意をめぐる紛争に係る電気通信紛争処理委員会によるあっせん及び仲裁等に関する規定を整備することとしております。

第四に、電波利用に係る制度の合理化、弾力化を図るため、主たる目的に支障のない範囲で、一つの無線局を通信及び放送の双方の目的に利用することが可能となるよう、無線局の免許及び目的変更の許可に関する規定を整備するとともに、免許を要しない無線局の空中線電力の上限の見直し、携帯電話基地局の免許の包括化、電波監理審議会による意見の聴取等に関する規定を整備することとしております。

第五に、電気通信事業に係る制度の整理合理化を図るため、いわゆるコンテンツ配信事業者等と電気通信事業者との間における電気通信役務の提供をめぐる紛争等に係る電気通信紛争処理委員会によるあっせん及び仲裁、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続会計に関する規定を整備するとともに、有線放送電話に関する

送は登録とするともに、放送の業務と電気通信設備の設置、運用を一の者で行うことも、それぞれを別の者が担うことも選択可能にする一方、地上放送において放送の業務と無線局の設置、運用を一の者が行う場合には、無線局の免許のみで足りる現行の制度も併存させることとしております。

第二に、放送の多元性、多様性を確保するため、基幹放送について、いわゆるマスメディア集中排除原則の基本的な部分を法定化し、複数の基幹放送事業者への出資に関しては、一定の範囲内において定める水準を超えないことを原則とすることとしております。

第三に、放送についてはこのほかに、設備の維持、重大事故が発生した場合の報告、放送番組の種別の公表、有料放送の提供条件の説明、再放送同意をめぐる紛争に係る電気通信紛争処理委員会によるあっせん及び仲裁等に関する規定を整備することとしております。

第四に、電波利用に係る制度の合理化、弾力化を図るため、主たる目的に支障のない範囲で、一つの無線局を通信及び放送の双方の目的に利用することが可能となるよう、無線局の免許及び目的変更の許可に関する規定を整備するとともに、免許を要しない無線局の空中線電力の上限の見直し、携帯電話基地局の免許の包括化、電波監理審議会による意見の聴取等に関する規定を整備することとしております。

第五に、電気通信事業に係る制度の整理合理化を図るため、いわゆるコンテンツ配信事業者等と電気通信事業者との間における電気通信役務の提供をめぐる紛争等に係る電気通信紛争処理委員会によるあっせん及び仲裁、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続会計に関する規定を整備するとともに、有線放送電話に関する

送は登録とするともに、放送の業務と電気通信設備の設置、運用を一の者で行うことも、それぞれを別の者が担うことも選択可能にする一方、地上放送において放送の業務と無線局の設置、運用を一の者が行う場合には、無線局の免許のみで足りる現行の制度も併存させることとしております。

第二に、放送の多元性、多様性を確保するため、基幹放送について、いわゆるマスメディア集中排除原則の基本的な部分を法定化し、複数の基幹放送事業者への出資に関しては、一定の範囲内において定める水準を超えないことを原則とすることとしております。

第三に、放送についてはこのほかに、設備の維持、重大事故が発生した場合の報告、放送番組の種別の公表、有料放送の提供条件の説明、再放送同意をめぐる紛争に係る電気通信紛争処理委員会によるあっせん及び仲裁等に関する規定を整備することとしております。

第四に、電波利用に係る制度の合理化、弾力化を図るため、主たる目的に支障のない範囲で、一つの無線局を通信及び放送の双方の目的に利用することが可能となるよう、無線局の免許及び目的変更の許可に関する規定を整備するとともに、免許を要しない無線局の空中線電力の上限の見直し、携帯電話基地局の免許の包括化、電波監理審議会による意見の聴取等に関する規定を整備することとしております。

第五に、電気通信事業に係る制度の整理合理化を図るため、いわゆるコンテンツ配信事業者等と電気通信事業者との間における電気通信役務の提供をめぐる紛争等に係る電気通信紛争処理委員会によるあっせん及び仲裁、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続会計に関する規定を整備するとともに、有線放送電話に関する

送は登録とするともに、放送の業務と電気通信設備の設置、運用を一の者で行うことも、それぞれを別の者が担うことも選択可能にする一方、地上放送において放送の業務と無線局の設置、運用を一の者が行う場合には、無線局の免許のみで足りる現行の制度も併存させることとしております。

第二に、放送の多元性、多様性を確保するため、基幹放送について、いわゆるマスメディア集中排除原則の基本的な部分を法定化し、複数の基幹放送事業者への出資に関しては、一定の範囲内において定める水準を超えないことを原則とすることとしております。

第三に、放送についてはこのほかに、設備の維持、重大事故が発生した場合の報告、放送番組の種別の公表、有料放送の提供条件の説明、再放送同意をめぐる紛争に係る電気通信紛争処理委員会によるあっせん及び仲裁等に関する規定を整備することとしております。

法律の廃止及びこれに伴う規定の整備等を行うこととしております。

第六に、附則において、政府は、この法律の施行後三年以内に、表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするための制度のあり方について、放送の健全な発達を図り、国民にその効用をもたらすことを保障する観点から、新聞社、通信社その他のニュースまたは情報の頒布を業とする事業者と基幹放送事業者との関係、いわゆるクロスメディア所有規制のあり方を含めて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしておりますが、電気通信紛争処理委員会の委員の任命に関する改正規定等は公布の日から、免許を要しない無線局に関する改正規定等は公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から、放送番組の種別の公表に関する改正規定等は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

引き続きまして、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

この法律案は、デジタルテレビジョン放送の送信設備等の整備を引き続き促進するため、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の廃止期限を平成二十七年三月三十一日まで延長するものであります。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○原口委員長 これにて両案についての趣旨の説明は終わりました。

○原口委員長 この際、放送法等の一部を改正する法律案に対し、黄川田徹君外五名から、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会、公明党、社会民主党・市民連合及びみんなの党の五派共同提案による修正案が提出されております。提出者より趣旨の説明を求めます。坂本哲志君。

放送法等の一部を改正する法律案に対する修正案
案
〔本号末尾に掲載〕

○坂本委員 ただいま議題となりました修正案につきまして、提出者を代表いたしまして、その提出の趣旨及び主な内容について御説明申し上げます。

第七十四回国会に提出されました放送法等の一部を改正する法律案は、同国会において、各党間で修正協議がなされていたもののうち、電波監理審議会に建議に関する規定について削除修正の後、参議院に送付されましたが、同院において審査未了、廃案となりました。

本改正案は、同規定を削除した上で今国会に再提出されたものであります。

今国会への再提出を受け、さきの委員会審査等で明らかとなった問題点について、改めて各党間で修正協議いたしました結果、本修正案が取りまとめられました。

次に、修正案の主な内容について申し上げます。

第一に、日本放送協会の経営委員会の構成員に会長を加える改正並びに経営委員、会長、副会長及び理事の欠格事由を緩和する改正を行わず、現

行どおりとすることとしております。

第二に、政府は、法律の施行後三年以内に、表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするための制度のあり方について、いわゆるクロスメディア所有規制のあり方を含めて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする規定を削除することとしております。

第三に、政府は、この法律の公布後一年を目途として、日本放送協会の役員に係る欠格事由のあり方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする検討事項を設けることとしております。

以上が、修正案の趣旨及び主な内容であります。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○原口委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○原口委員長 この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として総務省情報通信国際戦略局長利根川一君、情報流通行政局長田中栄一君及び厚生労働省大臣官房審議官金谷裕弘君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○原口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○原口委員長 これより両案及び修正案に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。坂本哲志君。

○坂本委員 自由民主党の坂本哲志でございます。放送法等の一部を改正する法律案、政府案につきまして質問をさせていただきます。

まず、放送というものの定義についてお伺いを

いたしたいと思います。

本法案では、放送は「公衆によつて直接受信されることを目的とする電気通信の送信」と定義をされておりますが、この定義で、インターネットのニコニコ動画あるいはユーチューブなどの動画サイトが放送でないことを、前の内藤副大臣が、ことし五月二十五日の総務委員会で共産党の塩川委員の質問に答えてそのことを明言されました。そこで明言をされているにもかかわらず、法律では明示せずに、一般放送の種類をなぜ省令に委任されるのか。それから、当時の内藤副大臣は、放送の定義のキーワードとして、公衆、直接、送信、これらを合わせて理解をいただきたいと答弁をされておられます。

もう一度、このキーワードを使つて放送の定義をわかりやすく説明していただきたい。これは確認のためでございますけれども、今後、例えば訴訟問題があったときに、この定義の問題というのは非常に大きな要素を占めてくる問題でありますし、行政裁量も絡む問題でありますので、わかりやすい御説明をお願い申し上げたいと思います。

○片山国務大臣 放送の定義につきましては、先ほどの経緯を坂本議員がお話しになりましたけれども、私も、その経緯で、お話しになりましたことに全く異論はありません。

法律では、先ほどお話しになりましたように、「公衆によつて直接受信されることを目的とする電気通信の送信」となっておりますが、その場合、「公衆」というのは不特定多数という意味でありますので、送信者に対する受信者からの要求に応じてその受信者に対して行う送信は、相手が特定された送信となりますので、「公衆」には当たらないという解釈が出てくると思います。

したがって、お触れになったニコニコ動画とユーチューブというのはこれに当たらない、私もそう解釈をしております。

○坂本委員 了解をいたしました。いろいろな見方がございます。やはり行政裁量で、今後、その免許、許認可も含めて、これから

いろいろな問題が起きてくる可能性もありますので、この辺はしっかりと、これから定義の枠というものを私たちは考えていかなければいけないと思っております。

次に、クロスメディアの所有規制の問題について伺いをいたします。

これは、私自身が五月十八日の総務委員会で質問をいたしました。質問の内容は、これはマスメディアの集中排除と一体をなすものといえますか表裏の関係にもございますけれども、このマスメディアの集中排除について、五分の一の株所有規制から三分の一規制に緩和を今回の法律でやられております。その一方で、クロスメディア所有規制を、三年以内に改正放送法の規定に係る制度のあり方について検討を加えるというものでありまして、これが附則として突然入ってきている、この附則として入ってきたことの不自然さを私は質問させていただきます。

当時の原口大臣は、急激にメディア環境が変化をしている、さまざまなニューメディアというものが出てきている、それに対応するために、早期に検討を加えるということで、三年以内の検討ということにしたというふうに答えられております。

クロスメディア所有規制というのは本当に重要な問題でありまして、既存のさまざまなメディアに与える影響は非常に大きいものがあります。だからこそ、私は、附則としてではなくて、やはり十分な審議を経て、本則として、あるいはまた新たな制度として入れるべきではないか、その附則として入れた不自然さを問うたものであります。

附則としてなぜ入ったか、当時の大臣のいろいろな思惑があるのではないかと、将来に対する深謀遠慮があるのではないかとということで、いろいろ考えました。折しも、新しい大臣になって、タスクフォースが設置をされております。そのタスクフォースとクロスメディア所有規制の関連がないかどうかというようににも思いをめぐらせました。

そして、結局、あえていろいろな理論をつけるならば、例えばタスクフォースの中では、光の道構想というのがどういう形で、どういう方法論で今後実現されるかというように話が話し合われます。それは、そのままN.T.T.の経営形態をも左右する問題であります。将来的には、メディアと、光の道によって生まれる新たなメディアビジネスというののもそこに考えられるわけであります。

そして一方で、当時、大臣あるいは副大臣にN.T.T.労組の方から三百万円あるいは二百万円の献金があつておりました。そこにもし何らかの因果関係あるいはいろいろな行為とあるのがあるとするならば、それは事前収賄にも当たるのではないかとというようなことで私自身が理論づけてきたわけです。

やはり附則として唐突に入ってくるこの不自然さ、そういったものがさまざまな疑惑を招く、そしてそのことは、李下に冠を正さず、瓜田にくつを入れず、このことわざどおりに削除すべきではないかということで追及をいたしました。今回、修正案として削除となりましたけれども、そのことについては、私は、さまざまな問題をもう一回もとに戻して、クロスメディアの所有規制の問題については一から話し合うんだということでは、非常に真剣で、そして慎重な取り組みを得る機会を得たというふうに評価をいたします。

そこで、クロスメディアの所有規制の問題についてでございますが、さまざまなニューメディアが出現をしております。一般論で言えば、このクロスメディアの所有規制というのは強化されるべきである。いろいろな形で言論を封殺する、そういう方向に向かわないように、やはりクロスするメディア、新聞、ラジオ、テレビ、そういったものがお互いに株を持ち合つて、そしていろいろな形で言論が単一になることを防ぐという意味では、私は、これから大事なことであり、十分議論をしなければいけないことであるというふうに思

います。

しかし、その一方で、一概にそうとだけは言えない問題もあります。それは、やはり地方の放送局、そして地方の経営形態、このことを考えた場合であります。

地方における放送局、あるいは新聞社も含めて、広告収入が激減しておりますし、一方では、地デジに対応する新たな中継等の整備というのにも必要でありますし、それぞれの放送局は、非常にその資金調達に苦慮しているのが現実であります。

そういう中で、それぞれの県で、あるいはそれぞれの地域で、やはり地方独自の言論の多様性あるいは地域の文化、こういったものを支えているのが地方の放送局であり、あるいは新聞社であり、地方にあるさまざまなメディアであるというふうに思いますし、そのことは、私は、非常に良心的であるし、良識的であるし、懸命に努力をされているというふうに思います。

そして、一方で、地方の経済基盤というのは非常に脆弱であります。そういった脆弱な中で、中央で考えるようなマス排やあるいはクロスメディアの所有規制、それをそのままは当てはめていくならば、ますます地方の放送事業者は、あるいは新聞も含めて、非常に厳しい状況になってくるというの火を見るよりも明らかでありますし、何よりも、言論機関以外の産業がその中に多数入ってくることで地方の言論の質が変質していくということが十分考えられ、その危険性を私たちは覚えます。

我が国では、新聞におきましても放送事業者におきましても、いわゆるニューメディアと区別するための基幹放送という分野におきましても、ビジネスとしてスタートした欧米のメディア産業と、やはり社会の木鐸や正義感や、あるいは地方経済やということからスタートしました日本のメディアというものは本質的に違うものがあるというふうに私は思います。確かに、グローバル化で、さまざまなメディア

の参入によってそれを防ぐことは大切でありますけれども、地方の多様な文化や多様な言論を守ることは大切でありまして、そのことは、やはり地域にある放送局、新聞社、あるいは言論にかかわるさまざまな企業、こういった人たちがやはり連携していくことが大切であるというふうに思います。

そういう中で、クロスメディア所有規制あるいはマス排について検討が行われていくと思っておりますけれども、やはり地方の実態あるいは自主性、そして言論界ということの意味、それを十分考えながら、改めてこのクロスメディアの所有規制の問題については取り組んでいただきたいというふうに私は思うわけですが、大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○片山国務大臣 坂本議員のお話を伺っていて、私も全く共感いたします。

恐らく、議員の御地元よりも私が知事をしておりました地域は、御指摘になった問題はより深刻な面もあります。経済が非常に脆弱である、その中で地域のメディアというものの自主性とか自律性とか多様性、そういうものを維持していきなさいいけない、そういうところで呻吟しているというのは私も身近で見ておりました。

この問題を考える上では、そういう全国一律の原理原則、集中排除という原理原則をもちろん失わないようにしなければいけない、一方で、地方の多様性とか独自性、そういうものを尊重しなさいいけない、それをどういうふうにもバランスさせていくのかという複眼的な思考、物の見方が必要だろうと思っております。そんなことも含めてこれから検討していきましようというのが、この附則の検討条項だと私は思います。

附則にこの種の検討条項を置くのは何か他意があるのではないかと趣旨のお話もありましたけれども、私も長年、法案作成などにかつて携わったことがありますけれども、今物事をきちっと決められなくて、今後のいろいろな社会の変化とか事情の変化に応じて物事を検討して詰めてい

きましようというときには、おおむね検討条項というものを法案の中に入れます。入れる場所は、大体附則であります。ですから、その点は御懸念がなきようにお願いしたいとは思いますが、けれども、おっしゃった趣旨については私も非常によく理解できますし、共感するところ大でございます。

○坂本委員 検討条項を附則に入れるということ、その趣旨はわかりますが、やはり事が、日本全体の言論界や、あるいは地方の文化や言論や地方の特性そのものにもかかわってくる問題でありますので、私は、附則として加えるということについては反対であります。

ですから、もう一度そこは、言論界も含めて、そして地方の意見も含めて十分に練り直す、そしてよりきめ細かなクロスメディア所有の対応策、マス排の問題を考えていくのが常道であろうというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いを申し上げます。

もう一点、それに絡む問題であります。二〇〇八年に認定放送持ち株制度というのがスタートいたしました。日本は、いろいろな大きなマスメディア、あるいは全国を貫くようなマスメディアがなかなか誕生しない、CNNのようなところがない、そういうものも含めて、これからさまざまな予想されるニューメディアや言論界の変化に対応して、要するに持ち株制度というのが設けられ、その持ち株会社のもとにさまざまなテレビ局あるいは新聞社、そういったものがぶら下がるという形で整備された法律でございます。特に地方のテレビ局にとっては、救世主というような言い方をされました。

しかし、現実運用されて二年になるわけですが、結果として今現象として出てきておりますのは、やはり在京のキー局を念頭に置いて、そういう制度でしかなかったのではないかと、もっともこれをいろいろな形で掘り下げる必要があるのではないかと、最近設立されました非常に系列性が強

いテレビ局、このテレビ局にとってはこの持ち株制度というのがある面ではありがたいことでありますし、その中にホールディングスとして包含されるという可能性を持っております。しかし、一方で、先発の放送局、あるいは新聞社も含めて、いわゆるしにせと言われる放送局、地域でいけば民族系の放送局と言われる、系列に余り属さない、独自の言論を地域で展開しているテレビ局等にとりましては、やはり非常に厳しいといえます。か、利点のない制度というふうになっております。

全国で、例えばテレビ四社系列の〇〇ホールディングスというのが誕生して、その中に在京あるいは在阪含めてさまざまな放送事業者が包含をされていきますけれども、その中に、独自の展開をしているテレビ局というのはなかなか一緒にできない、包含されないという問題があります。

例えば、非常に地域で独自の言論や文化をつくり出している北海道とか、名古屋を含む愛知県とか、あるいは広島を含む中国地方の一部とか、こういったところにつきましては、北海道のテレビ局にいたしましても、あるいは中部地方の名古屋を中心とする新聞、テレビにいたしましても、独自の言論なり、独自の資本で言論を展開しているわけですね。同じように、南九州等もしかりでございます。

こういう独自でみずからやってきた放送局というのは、結局、最終的にはローカルに立脚をしていかなければなりません。ということになると、ローカルにある言論機関というものとやはり連携をしていくということになります。そうしますと、どうしてもそこには地方紙との連携あるいはブロック紙との連携、そして一方でラジオとの連携、そういったものを進めていかざるを得ません。また、そのことが地方の文化や地方の言論を守ること、確保することにもなっていくと私は思いますので、それはそれでやはりしっかりと守っていかなければいけないと思います。

そういう中で、一方でクロスメディアの所有規

制がある、一方でマスコミの集中排除で非常に厳しいものが覆いかかってくる、一方でテレビ局の、あるいは新聞社も含めた系列化が進んでいく、そういう中で、地方独自の言論展開、文化展開というものは経営的に非常に厳しくならざるを得ないというのが実情であります。

ですから、私は、この点にやはり十分に目を向けなければ、同じような言論が東京から流れて、そして同じような考えになり、結果的にそれは、単一言論であり、多様な言論を封殺することになるというふうに思います。早い話が、地方によつては、みのもんださんあるいは古舘伊知郎さんを知らないような、そういう地域があつていいんです。そして、その地域で独自に展開されているさまざまな新聞、放送があつていいわけです。また、それをつくり上げることが、鳥取県知事も経験されました、やはり本場の地方の自立や主体性につながるべくいこうというふうに私は思います。

そういう地方の文化や地方の自立性、こういったものを守るのが、つくり上げていくのが、やはり一番影響力として大きいのが言論界でございますので、この言論界の運営が、あるいは経営が成り立っていくような形にすることは、そのまま日本全体に多様な文化や特性ある地方の文化、こういったものを展開させていくことにつながるというふうに思っております。

そういうことも考えて、地域のそれぞれのメディアをいかにして守り、そしてまた育てていくのか、そのために何が必要であるのか。もちろんこれは、地方の独占ではなくて、良質の言論でなくてはなりません。良質の文化でなくてはなりません。それを十分勘案した上で、クロスメディアにしてもマス排にしても、あるいは認定放送持ち株制度にしてもこれから考えていかなければいけないと思っております。

地方自治をしっかりとこれから展開していく大臣として、この辺の地方の言論のあり方と法規制の問題、そして法規制がやはり地方の多様性や個性を阻むというようなことを考えたときに、どう

いう法のあり方や、仮に改正していく場合のこれからのアプローチの仕方があるのか、この辺の考えを片山大臣にお伺いしたいと思います。

○片山国務大臣 本場に、私も伺っていて共感をいたします。そういう地域に長らくいて、その地域の行政を所管していたものですから、全く共感をいたします。

地方にいて本場にもどかしさを感じましたのは、生きのいい情報でありますとかポジティブな情報というのは大半が東京から流れてくるわけですが、一部大阪から流れてきますけれども。逆に、地方から中央といえますか東京の方に発する情報というのは、例えば災害があつたとか事故があつたとか事件があつたとか、そういう社会部系統のニュースが多いわけで、何となく、いいものは東京にあつて地方は悪いことが起こる、そういうイメージ形成がされてしまふんです。本場は、もつと地方の多様な文化とか価値のある資源、そういうものがちゃんと地方で発信力のあるコンテンツとして創造されて、それが東京や全国に流れていく、こういうことがなければいけないんですけれども、いかんせんそういう基盤がなかなかない、それがもどかしさであります。

それをどうやってつくっていくのかということ、それは背景としては、例えば資本の問題もありますし、経済界の力もありますし、それから人材というものが欠かせませんし、何よりもそういうものを糾合していくコンテンツなどをつくっていく、そういう組織、その力が必要なのでありますけれども、非常に脆弱であります。

そういうことを私も痛感しながら行政をやつてきたわけでありまして、今おっしゃったようなことを阻害しないような法規制のあり方というのは、当然、この種の問題を検討する場合の重要なポイントとして念頭に置いておかなければいけないと思ひます。

そういうことを含めて、先ほども申し上げましたけれども、これからのメディア規制の問題とい

うのは検討しなければいけない。そんなことで、その検討事項も加えたんだらうとは思いますが。もちろんその検討事項についていろいろ御批判とか御意見はありましてようから、国会の御議論に従って、今後の私どもの検討というものをそれに沿ったやり方にしたとは思いますが、それども、今私が申し上げたようなことは念頭に置きながら検討していきたいと思えます。

○坂本委員 どうか、日本全体が多様な文化が開く、そのためにはやはり良質な地方からの発信が必要である、発信をするためにはやはりそれなりの経営がなされなければいけない、その経営の資本の問題を、生き馬の目を抜くような東京と、鳥取やあるいは私の地元の熊本のようなところも同じように考えていいのかわかるといふことも含めて、これから御議論いただきたいというふうに思っています。

それから、メディアの中で大きな存在感といいますか、独特の存在感を持っているのがラジオでございます。しかし、このラジオの経営というのが今ピンチであります。特にラジオの場合には、災害時、電気が停止したとき、あるいはさまざまなときにラジオほど有効なものはありません。携帯も途絶えたような、この前の奄美大島の災害等のときなども、ラジオについては、やはりしっかりと心の支えになるといふのがラジオの役割でございます。

しかし、このラジオが今経営的に非常に厳しいというのは、広告収入が、地上波のラジオの場合に、全国で、一九九六年、十四年前でありますけれども、二千六百六十億円でありました。それが、昨年、二〇〇九年には、千三百四十四億円になっております。一千六百億円が千三百億円になっていて、まさに半分であります。本来ならばラジオ局の半分が放送部門を閉局してもいいというふうな状態になっているわけでありまして、しかも、ラジオ局はラジオ局で懸命な努力をして、さまざまな手法を考えながら聴取者のために今頑張っているわけでありまして。この後さらに、非常

に厳しい経営あるいは運営が続くと思えますけれども。

そこで、各地方には、これは中央も含めてでありますけれども、ラジオ局は一波しか認可がおりません。しかし、地方においては、メーンのラジオ局がある、そしてFMラジオ局がある、あるいはその地域の市役所あたりと一緒に資本をつくり上げていくシティーFMやシティー放送みたいなものがあるということ、二波、三波、地方にあるわけですね。こういったものがある程度統合できる、そして一つのラジオ局が二波、三波放送できるというシステムにしていかなければ、この先、ラジオはもたないというふうには私は思います。

そうすると、どうしても県庁や市役所あたりにいろいろな形での協力を求めざるを得ないということになりますと、これが官を中心とした放送になつてしまつて、やはり聴取者に対しては、なかなかおもしろみも出てこないというふうなことになります。

NHKが総合テレビと教育テレビを持っているのと同じように、ラジオについては、地方においてもあるいは全国においても貴重なメディアでありますし、やはり聴取者の方も非常に楽しみにしている部分もある、そして災害時の唯一の命綱になるところもあるということでありまして、もつといろいろな形で考えていくべきではないかと思えますけれども、大臣の御所見をお伺いいたします。

○片山国務大臣 ラジオの媒体としての重要性は言うまでもないと思えます。ただ、一方で、今おっしゃったように、広告収入の減少に伴って非常に経営が苦境に陥っているという実態も、私もいろいろな方から伺って承知をしております。

これをどうするかということでありまして、私も実は知事をやっておりますときに、地元でこのラジオ問題というのはいろいろ出てまいりまして、民間の有志の皆さんが何とか地元のニュースというものを地元ちゃんと丁寧に伝え

たい、地元のいろいろな話題でありますとかいい素材というものを地元の県民にちゃんと伝えたい、それをどうやって経営として成り立たせるか、そういうことの相談に乗ったりしたこともあるんですけども、本当にまことに苦しいものがあります。

今おっしゃったようなことも含めて、これからラジオ局の経営のあり方については、これが持続可能であるようにするためにどうすればいいのかわかるということ、そういう観点から十分検討を加えなければいけないと私は認識をしております。

○坂本委員 インターネットが主流を占める中で、既存のメディアというのがどういふような形で生き残るか、あるいは住民の方々の生活に役立つかというような道を探っているところでありまして、その役割を十分尊重する形で、国が、政府がしっかりと制度的な措置をすべきであるというふうには私は思っておりますので、ぜひよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、光の道構想についてお伺いをいたします。

今、私から見ると、少し異様な状態になっているというふうには思います。この全面広告は皆さん御存じだと思います。ソフトバンクが、これから光の道をつくっていくのに、税負担でつくりますか、税金ゼロでつくりますか、Aが税負担あり、Bが税負担なしというふうな、少し極端な形ではありますけれども、こういう全面広告を出している。あるいは、インターネットにも、孫正義さんが中心になって、光の道の推進、そしてその後のいろいろな運営のあり方というものを全国に発信しているところでもあります。

これは、御承知のように、原口前大臣のときに、二〇一五年までにブロードバンド全世帯普及という光の道構想が打ち出されました。当然、ポトルネック設備の部分、いわゆるNTTの光回線部門を、ブロードバンドが一〇〇%全世帯普及になったときに光回線部門の運営をどうするかということ、NTTの経営形態にも非常に影響を及

ばす重要な問題でございました。

どういふふうなおさめ方になるのかなというふうな思っております。ここ二、三日の新聞報道によりますと、総務省の作業部会が、NTTの光回線部門を分社化することは時間やコストを考えると事業の不確実性が高まるとして、分社化を見送ると報道されておりました。つまり、NTTグループ内で光回線部門の独立性を高める機能分離が最も現実的でそして効果的であるというふうな作業部会としては結論づけているわけですね。

これは、これまでの進み方と百八十度違うものがあります。ことし一月にタスクフォースの委員が通信各社を呼んで意見を聞いたときに、ソフトバンクの孫正義社長のNTTからの分離論、説明は、当時の原口大臣はしっかりと熱心に耳を傾けておられましたけれども、KDDIやNTT社長の意見のときは、それを聞かずじまいで会場を去られたというふうなことが新聞にも報道されておりました。私は、報道もそうでありますけれども、ソフトバンクと総務大臣の一体化というものを見ていたところでありまして、それとかなり違う方向性になってきました。

多分、当時の大臣は、孫氏の分離そして分社化論に同調されておられたというふうには思います。私は、前的大臣自身が余りにも突っ走ることで、孫氏もその気になってしまった、そして大臣交代で雲行きが非常におかしくなってきた、その危機感から、こういう光の道についての意見広告になったのだというふうには思います。

私は、これは国の責任として非常に大きいというふうには思います。大臣がかわったことでこれほど、百八十度変わるようなことが許されるんだろうか。その事のよしあしは別です。私自身は、光の道構想についてはやはり必要である、これから高齢化社会で、限界集落あるいは医療難民や買い物難民と言われる人たちが多く存在する、多く生まれてくるような状況に、光の道というのは必要であると思えますけれども、しかし、これだけ大きなおそれというのは、国にとって大きな責任が

あるというふうに思います。言ってみれば、やるやると言つてやらなかった、やるやる詐欺と似たようなところもあるというふうに思いますし、もつとやはり冷静にこれからのICT戦略を考えるべきであるというふうに思います。

その上に立つて、大臣、今後、光の道構想をどう進めていかれるおつもりでございますか、お聞かせいただきたい。

それから、光の道を推進するに当たりまして、四部会から成るタスクフォースがありました。あるいは、言論のとりでを議論する中で、何か難しい名前、長い名前の何とかフォーラムというのがありました、覚えられませんか。こういった私的な研究会、私的な諮問機関といいますが、こういったものはある程度整理をして、そして目標をしっかりと上で、やはり冷静な形で現実と照らし合わせて、そこに将来構想も含んでくるわけですが、議論をしていくべきである。こういった私的諮問機関、私的研究会というのはある程度整理されてしかるべきであるというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○片山国務大臣 光の道構想の具体化についての検討をタスクフォースでやってきたわけで、それが、九月十七日の内閣の改造によって大臣が交代したことによって百八十度転換といえますかぶれたのではないかと、やるやる詐欺ではないかとおっしゃいましたけれども、それは全く違います。

私が大臣に就任して、原口大臣から後を継いだわけでありまして、その間ずっと、従前からありますタスクフォースは淡々と検討を加えてきておられました。ですから、私が大臣になったから、何かそこでタスクフォースの方針を変えるとか、そんなことはありません。

タスクフォースの方々には本当に、政治と関係なくと言つて言い過ぎかもしれませんが、検討を専門の見地から加えられていた。その一連の流れの中で、今回の一つの方向性というものをまとめられたわけでありまして。ですから、今回出てきております論点というのは、実はもう九月の内

閣改造より前からそういう指摘があったわけでありまして、その延長線上に出てきたものだと思います。

要は、この光の道構想というものを実現するためにどういう手法をとるかという、いわば山登りであれば、ちよつと別の道、二つの道、AかBかという新聞の意見広告をさつき見せられましたけれども、どちらの道をたどるのが一番合理的であつて現実的であるか、そういう違いだろうと私は思っております。

いずれにしても、これはまだタスクフォースの中の専門家で構成される部会の段階でありまして、今月末に全体の中で方向づけが出てくると思いますので、それを受けて総務省の中で検討したいと思っております。

それから、いろいろ私的な諮問機関のようなものがあるけれども、これはどうなんだということでありまして。

長い名前であつたと言われまして、正式には今後のICT分野における国民の権利保障等の在り方を考えるフォーラムということで、これも前大臣のもとで構成されて、専門家の皆さんを中心に議論が幅広く行われてきました、私も就任してこの会に出ました。この会は専ら、表現の自由、言論の自由のあり方、それをどうやって保障していくのかということが議論の中心でありまして、私などもその議論に参加したのでありますけれども、それぞれ専門の方とかその衝に当たっている方々ばかりでありますので、私自身としては大変有意義でありました。

それでも何かつ具体的な政策が今どうということでは必ずしもないかもしれませんが、こういう非常に重要な、国民の基本的な人権の中でも主要な要素を占めます言論の自由、表現の自由のあり方を多面的に考える機会を私も持てたことは、大変有意義だつたと思います。

これからの、この種の問題というのは、必要に応じて、必要があれば設けていく、必要がなければ解消していく、そういう基本的な態度で臨み

いと思っております。

○坂本委員 淡々とじゃないんですよ。やはりタスクフォース中であり戸惑いもあつて、いろいろな意見の食い違いもあつて、けんけんごうごうあつたというふうに聞いておりますし、もともとタスクフォースというのは特命を帯びた実行部隊でありますので、本来ならば前大臣の特命が終れば解散してしかるべきである。フォーラムとわればいろいろな提言をするわけでしょうから、いろいろな議論をして提言していく、このことも、どうも整理が私たちとしてはつかないように思います。

今後、光の道三法を来年の国会に出されるということもお聞きしておりますが、どうも、企業のビジネスと日本を支えるこれからの光の道のあり方というのが混同されながら進んでいるような気がいたしますので、そこはしっかりと整理をされて、やはりこれからの高齢社会やこれからのICT社会の中でどういう方法でこれを実現させていったらいいかということを中心に考えながら、一步一步確実に進んでいくことを要望いたします。質問を終わります。

○原口委員長 次に、谷公一君。

○谷委員 自由民主党の谷公一でございます。放送法の改正関係を中心に、四十分時間をいただいておりますので、質問をさせていただきます。

まず、放送法の一部改正であります。前の通常国会から継続で、この委員会でも十数時間審議を重ねたのではないかと思います。改めて審議の内容を少し見まして、漏れている点といえますか、もう少し確認しておきたい点などについて質問をいたします。

放送法の改正で、放送番組の種別の基準を策定して、そしてそれらは公表される、そういう新たな仕組みがとられる。しかし一方、それと表現の自由といえますか、放送事業者の自主自律の確保との関係ということはどう考えるのかという問題があらうかと思ひます。

仕事柄、夜、赤坂の宿舎に帰って、十二時ぐらい、BSなんかをよく見るんですけど、いろいろな種別、報道とか教養とか、たしかそういう四つの区分を想定されていることですが、ああいうショッピング番組は何の番組になるんですか。

番組の種別の基準を策定し公表することと放送事業者の自律性の関係を、ショッピング番組の扱いも含めて、お尋ねしたいと思います。

○平岡副大臣 お答えいたします。

委員も御指摘のとおり、放送法の中では、番組調和原則ということで、教育番組・教養番組、報道番組、娯楽番組を互いに調和させるようにという原則を定めさせていただいているわけですが、この点については、放送事業者がみずから、その放送番組について、放送番組の種別や放送番組の種別ごとの放送時間を番組審議機関に報告し、公表する制度を今回の改正で整備するというふうにしていただいているわけでありまして。

御指摘のショッピング番組について言えば、今私が申し上げた番組の中でどういう位置づけになるのかということが必ずしも明確になっていないわけではございません。放送事業者によりまして、いろいろな考え方で、いろいろな種別に位置づけているというのが現状でございます。

そこで、私たちとしては、ショッピング番組の扱いについては今回の改正の中で、先ほど申し上げたような、番組審議機関に放送番組の種別あるいは放送番組の種別ごとの放送時間を報告して、これを公表するという制度の中でどういう位置づけにしたいのかということについては、関係者の御意見も踏まえて検討してまいりたい。これは総務省令で必要な事項、先ほど申し上げたような仕組みの中で必要なことは定めることになっておりますので、その総務省令で定める際に、いろいろな関係者の方々の御意見も伺いながら定めていきたいというふうに思っています。

それで、先ほど来からお話がありますように、自主自律の規制との関係でいえば、番組調和原則

というものについて、どういふふうな種別やあるいは種別ごとの放送時間になつてゐるかを公表するという仕組みの中で、国民の目あるいは視聴者の目でこれを見ていただくということで、当局の方から、これについてはどういふふうなありなさいと示すということではないということであります。

○谷委員 もう一つよくわからなかつたんですけれども、今たくさんショッピング番組、ごろんなつてゐるかと思ひますけれども、深夜、BSはほとんどそうですよ。私の聞いている限り、それは教養番組という種類で総務省の方に報告されているように、基本的には放送事業者が決めていただければいいということですか。それとも省令で、ショッピング番組というのは、今、種別は教養、教育、報道、娯楽、広告の五つですね、そのどれかに該当するということを定めるということですか。もう一つよくわかりませんでした。再度お願いします。

○平岡副大臣 ショッピング番組の位置づけについては、先ほども答弁申し上げたように、必ずしもこれだということでは位置づけがされてゐるわけではなくて、それぞれの放送事業者の方で、自分たちの考え方に基つて分類をされてゐるというような位置づけになつてゐるということであります。

今回、先ほど申し上げましたように、番組調和原則の遵守を求めるに当たつて、放送番組の種別とか放送番組の種別ごとの放送時間を番組審議会に報告し、公表するという制度を整備することになつたわけでありまして、この中でショッピング番組についても適切に区分されなければいけないという問題意識を持っております、どう位置づけるかについては、今後、関係者の意見を踏まえて検討を進めてまいりたいというふうに思つております。

総務省令でどう書くのかについても、あわせて、我々としてはそういう意見を踏まえて検討し

てまいりたいというふうに思つております。

○谷委員 いろいろ審議会に諮るということですが、けれども、どう位置づけるかも含めて、総務省の方で考えて決めていきたい、そういう受けとめ方です。

○平岡副大臣 最終的には総務省の方で責任を持つて考えていかなければいけないと思ひますけれども、あくまでも、関係者の皆さんの意見をしっかりと踏まえて考えていきたいというふうに思つてゐます。

○谷委員 わかりました。次の質問で、マスメディア集中排除原則の話もお聞きしたかたんですけれども、今までの質疑で大分この問題について話がございましたので、それを飛ばしまして、外資規制の話です。

余り目立たないんですけれども、無線局に係る外資規制を見直すという規定がございます。私も以前、国土交通政務官をしていますときに、外資規制を成田空港と羽田空港のターミナルに導入しようということ、与党の自民党と相当いろいろございまして、結果的になかなか御理解が得られなかつたという記憶があります。なかなか難しいと思ひます、この外資規制。

内閣法制局におられた平岡副大臣ですからよく御存じでございますけれども、現在さまざまな外資規制、民放はたしか五分の一以上はだめ、しかしライブドアの問題があつて、間接支配も法改正をやりました。N T Tは三分の一、航空会社も外資規制がある。

しかし、電気、ガスは外資規制はないんですね。それで、電力会社と似てゐるJパワー、電源開発は、外資規制はないんですけれども、外資法による事前届け出ということで、二年前ですか三年前ですか、相当大きな社会問題になつたところでございます。

それで、今回の放送法等の一部改正で、無線局に係る外資規制、現在の三分の一という外資規制を緩和するという条項があります。その理由と、それから、現実的ななぜなんです。いろいろ総

務省に聞いてみますと、どうも電力、ガス会社の外資がもうぎりぎり近くまで来ている。どこでしたか、ちよつといろいろな資料に紛れてしまひましたけれども、三〇％近く既に外資が保有してゐる会社もあるようですけれども、そういう事情も含めて、外資規制を緩和する趣旨、それで、現実的にこういう状況だから、法改正が今必要なのだということを御説明したいと思ひます。

○平岡副大臣 御案内のとおり、電波法につきましては、外国人等には原則として無線局の開設を認めないこととした上で、外国人等の経済、社会活動の円滑化や国際的に調和のとれた規制を図る等の観点から、特定の無線局を外資規制の対象外としてゐるところであります。

今回の改正に関連して申し上げます、現行電波法では、固定局は、この固定局というのは特定の固定地点間の無線通信を行う無線局でありますけれども、これについては現在外資規制の対象とされてゐますけれども、一方で、固定局を利用してゐる電力、ガス事業者自体には外資規制がなく、近年、電力、ガス事業者の外資比率が上昇してきてゐるという状況にあります。仮に外資比率が三分の一以上となつた場合には固定局の免許が取り消されてしまうというようなことで、固定局を外資規制の対象外とするよう要望が寄せられてゐるということもまた事実であります。

ただ、要望があるからといってそれでいいということではございませんで、我々としては、この固定局について言えば、地点と地点を結んで通信が行われるものでありますから非常に用途が限られてゐるということ、あるいは主要国においても固定局については外資規制の対象とされてゐないというようなことを踏まえて、今回、外資規制の対象から外したということでございます。

○谷委員 わかりました。

具体的な説明がなかつたんですけれども、今資料が見つかりました。事業者、電力、ガス会社で、東京ガスが去年の九月末で二九・一％、ほぼ三割に近い。大阪ガスが二二・四。これが十年は

ど前は、東京ガスが七・八％、大阪ガスが一・〇ですから、驚くべき高まりを持つてゐる。そういうことが背景にあるということだと思ひます。これは平岡副大臣、この外資規制がなくなつて、外資法の規制はあるんですか。

○平岡副大臣 私の理解してゐるところによれば、外国から日本に対する投資についての一般的な規制といひますか、一般的な制度の枠組みとしてのものは外資法にあつたと思ひますけれども、この関係についてどういふふうな位置づけになるかというのは、申しわけございません、ちよつと存じ上げておりません。

○谷委員 いや、私も十分調べていませんので、そういう点も目配りをお願いしたいと思ひます。外資法による事前届け出は全部じゃないですよ。これはきちんと決まつてゐますよ。問題になつた電源開発、Jパワーなんかは必要ですけれども、必要でない基幹インフラの業種もさまざまあると思ひます。保険会社、銀行なども外資法による事前届け出は不要です、日本郵政も高速道路会社も不要ですので、その辺をしっかりと目配りしながら、またよろしく願ひしたいと思ひます。

きよの委員会の冒頭で、修正提案を我が党の方からさせていただきます。その修正案は、前の通常国会と同じ考え方で、我が党は政府の原案についてぜひ修正をすべきだということで、NHK経営委員会への会長の参加ということ認められない、NHK経営委員あるいは執行部の欠格事由の緩和も現時点では認められない、またクロスメディア所有規制見直しの附則も認められない、こういう案で、ぜひそういう方向で与野党とも進めていただきたいと思ひます。

このNHKの問題で、今お手元にあろうかと思ひますけれども、資料を見ていただきたいたんです。NHKの役員欠格事由、これはなかなか通常の総務省の説明資料ではわかりづらいんです。それで、総務省につくつていただきたいた資料です。今回の法改正は、経営委員会の経営委員と執行

部をあわせて、欠格事由をいけば一気に取り除くということであります。執行部はたしか十二人、うち外部から今二人だと思えます。残りは内部の生え抜きの方だと思います。経営委員会も同じく十二人、うち常勤は一人。経営委員は国会同意人事ですから、我々が個別の人事でもまた立法府としてチェックできる。これを一気に撤廃したいというのが政府案であります。

与党の中でここまで検討されたかよくわかりませんが、我々はしっかりと検討させていただきます。そして、こんなに執行部を今の時点で、来年一月、NHKの会長の任期が来ますので、これを一気にあれしてしまおうと、例えば、きのうまでパナソニックなりソニーの社長であった方がNHKの会長になるということも認めるという改正案ですから、それは認められない。しかし、一つの考え方として、我々の党内の議論の中で、経営委員会と執行部を分けて、いわばミシン目を入れて、経営委員といつても、これは非常勤、常勤と書いて、常勤の方が相当いるかに見えますけれども、わずか一人です。ほとんど非常勤ですから、ここを分けて欠格事由を撤廃するという考え方もあったかと思うんですが、再度同じ法案。同じ法案ではなくて、電監審による建議を落としていきますから少し変わっていますけれども、そういう議論は、片山大臣、内部でされなかつたんでしょか。

○片山国務大臣 谷議員がおっしゃったような案というのは、それはあり得ると思います、案としては。

ただ、今回の場合には、一体として外すべきものは外した方がいいだろう、そういう考え方で案をつくっているわけでありまして、決して、谷議員がおっしゃるような部分的にという案を絶対的に排除ということではありません。セットでいうと恐縮ですが、一体として扱う方がいいのではないかと考えています。

○谷委員 坂本委員がこの委員会の冒頭で説明さ

せていただきました修正案の中では、この条項は削除して、この法律の公布後一年をめどにして、この役員に係る欠格事由のあり方について検討を加えるという検討事項を設ける案にしています。というのは、生々しいんですね。来年一月ですよ、会長は。何かいろいろ野党の我々にも、会長人事をやらんでのことではないか、具体的に、この欠格事由があるからあの人ができないのではな

いかという話が漏れ聞こえてくる。

そういうことですけれども、大臣に再度お尋ねします。どうしてもこれは人事に絡む話でござい

ますので、ゆつくり検討してどうかと思われま

すけれども、改めて所見をお伺いしたいと思いま

す。

○片山国務大臣 この改正案を提案しております理由といえますのは、会長ほかについて広く人材を求めたいということでありまして、当然これは人事と絡む話で、人事の前提となるわけでありま

すけれども、あくまでも一般論として、今後、会

長等の役員の人事を行う場合に、できるだけ幅広

く人材を見つけたいということでありまして、

今、非常に各企業で、外部からの役員とか、そ

ういう従来なかつた経営陣というものができ上

がっておりますので、いろいろところで慣例が

あつて、なかなか人選がでにくいという事情は

やはりあるようであります。そういうことから、

あらかじめ事前に幅広い人材登用が可能となる

という一種の基盤整備として、この改正案を提案

しているわけでありまして。

よろしく御議論いただければと思います。

○谷委員 大臣の言われる、このところ社外取

締役があつていふという事情も十分わかります。

ただ一方で、執行部というのは強力な権限を

持っている、特に会長は。ですから、例は少ない

とはいえ、例えば日本中央競馬会の理事長は、競

馬会に物品の売買等を行う者の役員を一年さかの

ぼつてしていた者はだめだと、やはり厳しいんで

すね。それからNHKも、それは国民感情から考

えて、何もさつきのパナソニック、ソニーを非難

するわけじゃないですよ、例えばすけれども、つ

いきのうまで社長をしていた人が可能なような仕

組みというのは、そこまで一気にするのはいかが

なものかなというところを指摘させていただきまし

て、次の質問に移ります。

今週の月曜日、十一月二十二日に、国と地方の

協議ということ、いわゆる一括交付金、「地域

の自主性を確立するための戦略的交付金(地域自

主戦略交付金)(仮称)」と書いてありますけれども、

その資料がこの協議で初めて公にされました。

「地域の自由裁量を拡大するため、「ひも付き

補助金」を段階的に廃止し、一括交付金を創設す

る。このため、第一段階として、投資補助金を

所管するすべての府省が平成二十三年度から、投

資補助金の一括交付金化に取り組む。」

来年度は都道府県、規模は一兆円の約半分程

度。資料では「半分程度か」なんて書いてあります

けれども、そういう意味では珍しい資料です。二

十三年度から五千億ほどをまず導入するというこ

とであります。

一方、昨年の夏の選挙で、民主党のマニフェ

ストの工程表を見ますと、二十五年までには補助金

を含む国の予算から六兆円の節約を図る。これは

補助金だけではなくて、庁費、委託費、施設費も

含めた中から六兆円です。しかし全体の額が五十

五、六兆ですから、五十五、六兆のうち四十九兆

が補助金ですから、大部分が補助金だ。その中で

六兆を節約する。

常識的に考えて、一括交付金にして財源捻出す

るのかなと考えるのが普通であらうかと思いま

す。また、片山大臣は、ある程度削減は可能では

ないかというような発言をされたやに聞こえてい

おりますけれども、大臣は、いわばマニフェスト

の財源捻出の手段として一括交付金、来年度の戦

略的交付金をされるという理解でよろしいです

か。

○片山国務大臣 ちょっと論点を幾つか整理いた

しますと、マニフェストに出ておりますのは、必

ずしも、自治体に対する補助金からこれだけを捻

出すと言っているわけではないわけなんです。補助

金以外の、庁費でありますとか委託費であります

とか施設費、そういうものもこの中には入ってい

るわけで、補助金も含めて、そういうものの中か

らある程度の財源を捻出しましょうということ

でありますし、補助金にしても、これは自治体向け

の補助金だけではなくて、独法に対する補助金だ

その補助金の補助基準に従って分別してやっていたような事業をセツトで、一体として事業をやることによって、発注その他が非常に節約できるということがあります。

ですから、こういうケースのときに、全く無傷といえますか、そのままだというの、それはやはり国庫のことを考えても妥当ではないと思います。ある程度は削減があつていいと思います。

ただし、これによって大幅に財源が捻出できるんだという妙な期待は、私は持っていない。あくまでも、これは自治体の自由度、裁量の範囲をふやすための作業でありまして、国庫の財源を捻出するための作業ではありません。ですから、仮に創意工夫、節減によって縮減できる部分があるだろうという前提に立つても、その額はそんなに大したことではないと私は思っております。

これは最終的には国の予算の話でありますから、今後の予算査定、予算編成の過程を通じて決まることでありますけれども、今申し上げたような認識を私は持っておりますし、このことはずっと就任以来、閣僚の皆さん方にも、関係省庁の皆さん方にも申し上げているところであります。その筋を曲げるつもりはございませんので、多分、御安心いただければと言った方がよろしいのではないかと思いますけれども、そういうつもりであります。

○谷委員 大臣、安心なんか全然していませんよ。

これは、大臣が慶応大学の教授なり鳥取県の知事であれば、今の発言はいいと思います。今の政権のマニフェストですよ。六・一兆を捻出する。大臣は、庁費とか委託費、施設費もある。それはそうです。ただ、庁費、委託費、施設費を合わせて、二十一年度予算は六兆ですよ。六兆しかないのに、六兆捻出できるはずはないです。また、補助金でも、多くは地方団体向けであることは今さら大臣にお話しするまでもなく、御承知のとおりです。ですから、これを素直に見れば、それは、

地方団体向けの補助金も相当削減されると見るのが私は当然の見方だと思いますし、誤っていないと思います。

現に、今年度予算を見てみましょう。私は、選挙区の市長とか町長とかあるのは全国の自治体関係者に、一括交付金は厳しいよ、政府・与党の言う一括交付金で相当縮減をされる、現に二十二年度を見てみなさいと。二十二年度の国土交通省予算に、社会資本整備総合交付金として二兆二千億計上しています。これは、前原国土交通大臣は国会答弁で、「一括交付金に向けてのその前段階の第一歩だ」、その位置づけしている。国土交通省の中ではありますけれども、総合的な交付金です、二兆二千億。それに見合う二十一年度予算を、国土交通省に要求し、私も独自でいろいろなどところをお願いして調べたところ、二兆八千五百三十一億です。二三減つていっているんです。

農林水産省はどうか。農林水産省は、農山漁村地域整備交付金が一千五百億でした。一千五百億でこれだけ自由度の高い、山でも農業でも漁業でも使える交付金ができましたよというのが農林水産省の売りでもありましたけれども、では、前年はというと、結局資料をいただいただけでした。ただ、農林水産省の地方向けの補助金であれ交付金であれ委託料であれ、それがどうなっているかを見ると、二十一年度から二十二年度まで、五千五百三十二億から三千五百七十九億と三五%です。国土交通省よりもっと激しく落ちています。農家の戸別所得補償の財源捻出のためです。国土交通省は二三%、農林水産省は三五%。

今回、どれぐらいの率になるかわかりませんけれども、大臣も少しは合理化できる、縮減できると言われまされたけれども、こんな、今年度に見られるような二三%とか三五%、大体どれぐらいのオーダーのことを言われているんですか。数%ですか、一けたですか、それとも一〇%、二〇%もやむを得ないと考えておられるんですか。そこを責任者として再度お尋ねします。

○片山国務大臣 論点が少し、二つの論点が絡み

合っていると思うんですね、今伺っています。今おっしゃった、二十二年度の予算で国交省の自治体向けの補助金、それから農水省の自治体向け補助金が大幅に減つているじゃないかというのは、私がさつき申し上げたような、一括交付金化によって節約できるでしょう、だから多少は目減りがあつてもいい、そういう文脈の話とは違うんだと私は思うんです。それは、公共事業の予算をどうするかという一つの政府の方針で、どれほどの予算にするか、そのよしあしは別にしまして、その方針でもって国交省の補助金と農水省の補助金が決めたんだと思います。

確かに、国交省は社会資本整備交付金というふうな一くりにしましたけれども、あれは今私どもが取り上げている一括交付金の概念には入りません。それ以前の、まあ一般の補助金の垂種、変形のようなものでありまして、要するに、公共事業予算をどうするかということが二十二年度予算編成のときの論点だったと思います。

今回は、そのうちの一部分、かなり大きな一部ですけれども、それを一括化することによって自由度を大幅に増やそうと。そうしますと、ある程度、多少の節約効果、創意工夫による節約効果が大きくでしょう。それはしかし、そんなに大きなものではないかもしれません。ただ、このところ、今予算編成がまだ途中段階で、私の口から何%ということには到底申し上げられませんが、まだ確定もしていませんから申し上げられませんが、先ほど私が答弁したのは、一括化する、自由度を付与することによってどれぐらい目減り可能なのかという問題を申し上げていたわけでありまして、二十二年度予算でどうなったかという話とはちよつと文脈が違うということを御理解いただければと思います。

○谷委員 二つの論点があると言われましたけれども、大臣、それは違うと思いますよ。

大臣はあしき典型と今言われました。ただ、国土交通大臣もそうだとはいっていないですよ。これは一括交付金に向けての第一歩だ、そう言われ

ている。それは確かに、公共事業の抑制で交付金が減つたというのもあると思います。ただ、非公共の事業もあるんですよ、これは。必ずしも全部公共事業ではないですよ。

ですから、私が言うのは、今年度の国土交通省なり農林水産省の交付金は、やはり一括交付金により近いものであることは間違いないと思うんです。そういうものがどうして生まれたか。結局、国全体のこういう厳しい財政状況の中で、ましてや投資的経費です。義務的な経費に比べれば政府としては削減しやすいと考えるのが普通です。そのことを私は指摘したわけでありまして。

まだ予算編成作業中ということで、具体的にどの程度ということもお答えいただけませんので、次の質問に移ります。

子ども手当、これも大きな問題です。

全額国庫負担、あのマニフェストはどんなったのか。あれほど声高に国の責任でと言ったのが、いつの間にか、二十二年度限りだということ、児童手当並みの負担を二十二年度に限り頼むと、伏して政府は地方にお願いした。そして、また何か報道によると、来年以降も地方負担も求める、地方負担であり企業負担ですね、今の児童手当ですから。

大臣の今までのいろいろな発言からすると、この前初めて厚生労働省が地方団体と意見を交換したようだけれども、二十三年度も大変だなどということはもう一年前からわかっていました。なぜ、もっと早く協議し、そしてこの問題について議論を詰めたかったのか。また、これは地方負担転嫁の典型じゃないですか。地方自治を推し進めるべき大臣の立場として、もっと声高に言うべきじゃないですか。政府内で大臣が言わなかったら、だれも言わないですよ、このことを。御答弁願います。

○片山国務大臣 子ども手当について、二十二年度に一種の折衷案のようなものができて、これは二十二年度の特例とする、二十三年度以降のことは関係省の間でまた別途検討しようというの

が去年の経緯だと思っています。

その折衷案というのは、今、議員は地方負担転嫁の典型ではないかとおっしゃいましたけれども、子ども手当を創設することに伴って地方費がふえているということではないんです。従来、児童手当という仕組みがあって、その中に地方の負担がありました。今回、子ども手当というものができて、いわば部分的には二階建てになっているわけでありまして、その点で、従来の児童手当に對する地方負担はそのままにしたということでありまして、地方にとつては何か負担がふえたというわけではないし、子ども手当の導入に伴って新たに地方費を押しつけたということではありません。新たに子ども手当として給付するものについては、財源は全部国庫、国費であります。

これを今後どうするかということでありましてけれども、私も就任以来、できるだけ早くこれについては決めなければいけない、これは当然のことでありまして、特に、昨年来の経緯を考えますと、地方の意見をよく聞いてもらいたいということとを政府内でも申し上げました。厚生労働省が先般、地方の代表の皆さんと意見交換をしたというのは御承知のとおりであります。

これをどうするかということでありましてけれども、いろいろなやり方があると思います。例えば、子ども手当は全部きれいに国庫だけでやる、そういうやり方も選択肢としてはあります。ただ、その場合に、児童手当、従来地方が負担していたものがそのまま地方の何か自由財源になるということ、これは私は今回の子ども手当を導入したことの本意ではない、趣旨ではないと思います。

では、それをどうするかというと、それは何らかの形で、全体の問題として子供対策に使うということとは当然あつていいと思います。それを地方への負担転嫁だということは私は当たらない、いわば、地方は従来この種の政策に財源を投入していた、これを別の形に投入する、そういうことにはなるかもしれないけれども、それによつて

負担増とか新たな負担ということにはならない。その辺をこれからどういうふう整理していくのかということ、この問題の一番大きな論点だろうと思つております。

○谷委員 片山大臣の発言とは思えない発言ですね。地方の負担がふえていないからいいんじゃないかとでも受け取れかねない発言です。ちよつと信じられへんですね。

もつときちんとした哲学を持つて、大臣が言われるように、今まで地方の方は児童手当で負担していたじゃないか、あるいは企業は負担していたじゃないか、今回子ども手当でそういう仕組みを変えらるから、そしてそれは国民に全額国費だと約束した、これは約束を守る、しかし、今まで負担していたから現物給付の分は地方にお願いしたい、そう考え方を整理して言うのならともかく、何にもないじゃないですか。何かあるんですか、考え方が。

現金給付と現物給付に分けて、国と地方との役割分担、あるいは企業の負担をどうするか、そういうものは、少なくとも私が知る限り、政府としてきちんと持つていこうとは思えないです。そして、この前、厚生労働省が初めて協議をしたというこの遅さですね。

もう時間となりましたので、再度お尋ねします。これは、問題は地方公共団体がどう受けとめているかということじゃないですか。負担転嫁じゃないというのは言い過ぎではないですか、大臣。

○原口委員長 片山大臣、もう質疑時間を終えています。手短にお願ひします。

○片山国務大臣 負担転嫁ではありません。従来、児童手当の地方負担分として負担していただいていたものは、それはこれからも、そのまま児童手当の財源としてでなくとも、別のところで何らかの負担をしていただきたい。

負担の増はないということでありまして、負担転嫁ではないと思います。

○谷委員 全く了承できない発言でございますけ

れども、時間となりました。これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○原口委員長 次に、西博義君。

○西委員 公明党の西博義でございます。

ついに放送法の終局の日がやつてまいりました。通常国会以来ずっと協議を続けてきて、与野党の修正が調つて、円満に質疑、採決、こういうときが本場に最後の最後の瞬間にやつてきたということに感慨深いものがござります。特に、与野党の両筆頭におかれては、小異を乗り越えて大同につかれた双方の決断に私は敬意を表したいと思ひます。

それでは、質問に入らせていただきます。きょうは個別の問題がたくさんござりますが、お許しをいただきたいと思います。

初めに、辺地共聴、それから難視対策についてお伺ひをしたいと思います。

今回の地デジの辺地共聴、難視対策については、一度、私、地元のと歌山県の実例を挙げながら御質問をさせていただきたいと思ひます。

ことしの八月時点で、対策が必要な七百四十九カ所の中で対応策が未定というのが八十三カ所ということになっております。世帯数でいうと四万七千二百六十六世帯から四千二百四十三世帯ということで、難視難聴の解消に懸命に努力をしていただいているということは私もわかつておりますし、大臣も理解していただけたと思ひます。

しかし、残つて八十三カ所の多くは、国の補助やNHKの助成を活用しても共聴施設の改修にかかる費用負担が重く、対策を進めるのが大変厳しい、こういうところでありまして。また、共聴施設の改修という一回限りの大きな負担に加えて、毎年、電柱の使用料、これは共架料というらしいですが、この支払いが発生する、こんな問題が残つておりまして、難視対策はますます難しいことになっております。

これまで、送電線による受信障害の補償として、共同アンテナと各戸を結ぶケーブルを電柱にかけても、使用料、いわゆる共架料ですが、電力

会社から免除されてきました。地上デジタル放送への移行に合わせて受信障害の補償はなくなるということから、この免除措置が撤廃されていくということになります。テレビや光ファイバーのケーブルを電柱にかけて各戸に引き込んでいる際には新たな電柱の使用料が発生をする、こういう問題がござります。

実際にどのような状況に置かれているのか理解いただくために、三つの例を紹介したいと思ひます。

例えば、A自治体のA地区九世帯では、共聴施設改修の負担が一世帯当たり二十八万円ということになります。これに毎年、電柱使用料として五万四千円かかる。B自治体のB地区の七世帯では、共聴施設改修の負担が八十五万円、それから電柱使用料が毎年六千円。C自治体のC地区の三世帯、これはもう大変な山奥です。私もずっと昔行ったことがありますが、三世帯、共聴施設改修の負担が三百万円を超えるため、とりあえず平成二十七年三月までの難視対策の衛星放送を利用することを決めましたが、平成二十七年三月以降のことはもう全く見通しがつかない、こういうこととございました。

これらの地区は皆、高齢者世帯で、共聴施設の改修費用や毎年の電柱使用料を支払うということは大変重い負担になっております。こうした状況を踏まえて、地元からは幾つかの要望が届いております。

その一つ目は、地域間格差が生じないように、共聴施設改修にかかる個人負担については、都市部の住民がアンテナ改修にかかることとされる費用、これは上限が三万五千円ですが、これに合わせるということ。もし、都市住民の方々が地デジを受信するためにこんなお金、先ほど申し上げたような負担をしなければならぬということになれば大問題、だれもそんな負担はしたくない、こ

う主張するのは当然のことでございます。明らかに個人負担の限度を超えていると私は思ひますが、この限度額を設けることについて大臣

の御所見を伺いたいと思います。

○片山国務大臣 このたびのデジタル化に伴いまして、いろいろな問題が出てまいりますので、あらかじめ助成制度も設けていることは御承知のことと思います。国の支援もありますし、NHKの支援もありますし、それから自治体の場合には、自治体によって違いますけれども、かなり手厚く自治体が支援しているところもあります。そういう支援措置を活用することによって、利用していただくことによって、できる限り個人の負担を抑えるという政策をとってきているわけであります。

しかし、場所によっては、地域によっては、今議員がおっしゃったように、中山間地であって人口が少ない、世帯が少ないというようなところは一世帯当たりの負担が非常に高くなる、こういう事情があることも承知しております。

当面、暫定対策として、国が全額を支出して行います地デジ難視対策衛星放送の利用を総務省としてはお願いをしているところでありまして、それを利用していただくことになると思いますけれども、それを利用していただく過程において、恒久対策として、できる限り事業費を低く抑える方策などを検討するとともに、今後の個人負担のあり方についても別途検討してまいりたいと考えております。

○西委員 これは全国的に実施する国の大きな方針ですから、全体で見ればわずかな世帯だと思いますが、やはり極端な自己負担が生じないように、細心の、十分な配慮をお願いしたいと思います。

次に、二つ目の課題ですが、先ほどもっと出ました自営柱、これは自分で立てる電柱です、自営する電柱の補助について。

毎年の電柱使用料が発生しないように、自営柱の設置も国の補助の対象としていただきたい。現在でも、無線システム普及支援事業費等補助金で、一部、自営柱について設置費用への補助が出る場合もございます。また、電柱使用料の四年間

分を補助されるという規定もございます。しかし、総務省は、基本的に既存の電力柱、つまり電力会社の電柱を利用し、自営柱は抑制するように働きかけをしております。これらは限られたケースです。

電柱利用問題への対策について大臣の考えを示していただきたいと思います。また、電柱使用料への補助が難しいということであれば、自営柱に対する補助ですね。これは、電力会社の電柱を使いますと永遠に使用料が要するというものになってまいりますので、その辺の考えについてお伺いをしたいと思います。

○片山国務大臣 御指摘の点につきましても、先ほど御答弁申し上げましたように、当面、暫定的に衛星を利用していただくということになりますので、その暫定期間の間に、この問題についてもその支援のあり方について検討を加えたいと思います。

○西委員 次に、セーフティーネットへの切りかえのタイミングについてです。

和歌山県など自治体では懸命に、今申し上げたように辺地共聴、難視対策を進めておりますが、最後の段階が大変厳しい、もちろん、だからこそ最後に残ってくるわけですが、こういう状況でございます。

そこで、辺地共聴対策を進める上で、来年の七月の完全移行に間に合わせるためには、住民との調整が調わない場合などには、どこかのタイミングでセーフティーネット対策、つまり衛星利用に切りかえて、住民に地デジ難視対策衛星放送の利用を案内しなければならぬ。既に、今では無理だということ、先ほどの三世帯のところなんかは衛星ということを決めておりますが、いずれかの時点でそういうことを決めなければいけないというふうに思います。

そのタイミングについて、大臣はいつごろというふうにご考えておられるのか、その目安についてお伺いをしたいと思います。

○片山国務大臣 非常に重要な視点だろうと思います。

ます。来年の七月だから、それまででいいだろうというわけにはいかないわけでありまして、どちらの方策をとるにしても一定の期間が必要だと思います。

現在、総務省では、放送事業者とともに、ことの十二月末までに地デジ難視対策衛星放送の利用に合意していただけるよう、地元の自治体及び住民の皆様方と調整を行っているところであります。ことの十二月末というのを目安と考えているところでもあります。

○西委員 準備の都合もあって、ある程度の余裕が必要だということで今の答弁になったんだろうというふうに思います。

続きまして、NTT東西は、十一月二日、アナログ回線からIP網への移行に関する展望を公表しております。

アナログ回線は、固定電話だけではなくて、企業のバックアップ回線、セキュリティ関連、遠隔の検針、測定ですね、それから交通信号機などに使われております。また、アナログ電話はNTT交換局からの給電だけで利用できるということ、災害対策用としての利用も現実に行われております。屋外センサーや機器との通信線として使われている場合は、アナログ回線であれば不要なメディアコンバーターの電源対策や防水、防塵対策が必要である、こういう指摘もございます。

IP化に伴うさまざまな課題にどう対応していくのか、お答えをお願いいたします。

○片山国務大臣 おっしゃるとおり、NTT東西は、二〇二〇年ごろから数年かけて、電話網をIP網に切りかえる方針を既に公表しております。

これが実現しますと、これに伴いまして、おっしゃったように、災害時の給電の扱いなどの課題が生じることはよく認識しております。そのため、利用者へよく周知をすることが必要だろうと思います。また、ブロードバンドへの円滑な移行をサポートすることもNTT東西としては準備をしておりますので、そういうことも含めて、よく周知を徹底するということが必要だろうと思います。

す。

○西委員 ところで、現在、介護保険に関しましては、国保連合会中央会の介護保険審査支払い等システムなど、そして伝送システムは、都道府県、保険者、市町村、福祉事務所、事業所と国保連合会をつなぐシステムが構築されております。

国保連伝送システムにはISDN回線が使われております。これは、ネットワークを組むのに、その時点ではこの方が便利だったから、必ずしも光ファイバーでつなぐという時期ではまだなかったということもあるんだろうと思いますが、そういうことになっております。IP化への移行とともに、ISDN回線も将来使えなくなっていく、こういう課題があります。

国保連の伝送システムを含めた介護保険関連のシステムをどういうふうにしていくのか、きょうは厚生労働省においでいただいていると思いますので、お願いをしたいと思います。

○金谷政府参考人 介護保険の請求システムについてのお尋ねでございます。

今お話ございましたように、この請求につきましては、事業者情報あるいは個人情報ということでございますので、施行時におきまして専用回線と同様のセキュリティにすぐれた回線と評価されておりましたISDN回線を採用したものでございます。

先ほどお話ございましたように、NTT東日本、西日本の発表によりますと、このISDN回線を二〇二〇年ごろから変更を始め、二〇二五年ごろまでに廃止することとされたところでございます。また、このISDN回線自体につきましては、伝送量に制限がある、あるいは大量の情報の転送の場合には時間がかかるというようなことから、インターネット回線への変更要望というものが関係団体あるいは事業所からも寄せられておるというふうなところでございます。

こういったことから、インターネット回線に変更していくということになるわけでございます。ただ、インターネット回線への変更には多額な費

用が必要となるわけでございます。ただ、やはりこのスケジュールに間に合わせるということが必要でございますので、介護請求の審査支払いが支障なく行われますように、私どもとしても鋭意取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○西委員 介護保険制度は市町村が運営しておりますので、実は、これを立ち上げたときも、いろいろな国からの補助金等でシステム構築していたという経緯がありまして、ISDN回線がなくなるから自分たちでそのまま全部できるかというと、これは厳しいものがきつとあるんだろう、うんうんとならずいておりますが、そう推測しております。これはまた地方を預かる総務大臣としても、ぜひともその際には御配慮をいただければというふうに思っております。

続いて、携帯電話の接続料についてでございます。情報通信審議会は、二〇〇九年十月十六日、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」という答申をまとめております。接続料は別の電話会社の回線に対して電話をかけたときに発生するというので、携帯電話会社の回線に対して電話した場合と、固定電話会社の回線に対して電話した場合との間に大きな差が生まれております。

ある報道によれば、A社の携帯からB社の携帯に三分間通話した場合、通話料四十五円のうち三十二・四円がB社に支払う接続料として発生する。同じくA社からC社の固定電話、これは市内に三分間通話した場合、C社に支払う接続料は、通話料八円のうち四・七円ということになっておりまして、携帯電話会社に支払う接続料が非常に高価である、こう指摘されております。

ところで、答申で提言されました第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドラインがことしの三月に策定されておりますが、接続料が高くなる要因とされる営業コスト、つまり広告を初

めとするさまざまな営業に関するコストについて、「原則として接続料原価に算入されるべきではない。」等、接続料算定方法にまで踏み込んだ内容が策定されております。

このガイドラインで、接続料の問題、つまり固定電話と携帯電話の差がどの程度解消されると見えていいのか、御見解を示していただきたいと思っております。

○平岡副大臣 お答え申し上げます。

今、西委員が御説明になったように、ことし三月につくられたガイドラインの中で基本的な考え方を示したということでありまして、けれども、このガイドラインに基づいて、今後、携帯電話事業者が接続料を設定する予定になっております。これは、それぞれの事業者が、自分のところでどういう状況なのかを計算しながらしていくということで、総務省自身の位置づけとしては、接続料の算定が適切に行われているかについて検証していく立場にあるということでございます。その検証の中で、携帯電話の接続料の低廉化が図られているかどうかということについて見ていきたいという立場でございます。

あくまでも、携帯電話事業者の方がこれから接続料をどういうふうに設定するかを見ていく立場であるということをお理解いただきたいというふうに思います。

○西委員 今回のガイドラインがかなり踏み込んで営業コストについて言及されたということは、私は、この答申の覚悟といえますが、非常に具体的な部分に及んでいるということからすると、やはりそういう意思がきちっと入っていると思えますので、その上で、どれだけ価格にするかということはあくまでも民間ベースの問題だと思えますけれども、そこは総務省としてきちっと監視するというか、その提言が実践されるのかどうかというのをやはり見守っていただきたい。つまり、本当に安くなるのか、営業費用がどれだけかかっているのかという分析も含めて、きちっと後のフォローはしていただきたいというふうにお願

いを申し上げます。続いて、NTTの光回線の接続料でございます。

先日、十一月二十二日、総務省のグローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォースが「光の道」構想実現に向けて」という骨子案をまとめております。NTTの光回線部門の分社は見送る方針、こういうことで、先ほどもお話がありました。NTTに光回線の接続料を引き下げるように求めるということで答申が出ております。月額三千五百円前後のADSL料金と比べて、月額六千五百円前後の光ブロードバンドの料金が低い、六千五百円のうち五千円がNTT回線への接続料になっている、こんな実態が背景になっているんだと思えます。先ほどの携帯電話の場合は具体的な接続料算定方法にまで踏み込んでおりますけれども、NTT回線の接続料については、同じように算定方法まで踏み込んで検討するのかというのを答えたいというのが一点。

それから、携帯電話のケースでは、平成二十一年十月の答申、十二月にガイドライン案策定、パブリックコメントを経て、ことしの三月にガイドラインを公表、そして平成二十三年三月末までに新たな接続料を決めるということになっております。

たまたまけさの朝刊を見ますと、NTTの方から、「光回線を使った超高速ブロードバンドサービスで利用者が支払う料金について、「ADSL並みにするのが目標だ」と述べ、大幅な値下げを検討していることを明らかにした。」ということ、NTT東日本の場合、プロバイダー料金を含めた一般的な料金プランでは、光回線の利用者料金(戸建て)は月六千五百円、ADSLは三千五百円程度で、三千円程度値下げになる計算だ。」こういう新聞報道が出ております。

この光回線への接続料引き下げに関する今後のスケジュールについて、見通しをお伺いしたいと思います。

○平岡副大臣 お答えいたします。

今、西委員が引用されました本日の報道の件については、これは接続料というよりはNTT自身の、自分たちが提供するものについての方針を示されたということでありまして、全く無関係ということではないのかもしれませんが、接続料にどう影響するのかということについても、我々の方では注視をしていきたいというふうに思っています。

御案内のように、ICT政策に関するタスクフォースが、NTTの光回線接続料の引き下げを求めるというような骨子案について議論されておられるということは我々も承知しておりますけれども、現在、NTT東西が提供する加入光ファイバー接続料については、先ほどもちょっと議論になりました営業コストの問題について言えば、原則として営業コストを除外して算定するというような具体的な算定方法を省令で規定しているという状況でございます。さらに、その省令の範囲内では何ができるのか、あるいは省令でさらに何かできるのか、このことについては、これから少し詰めていかなければならないというふうに思っております。

いずれにしても、平成二十三年以降の加入光ファイバーの接続料については、これから、NTT東西において算定を行った上で、総務大臣に對しまして接続料の変更新申請がなされる予定になっております。来年の一月ぐらいになろうかというふうに思いますけれども、我々総務省としては、このタスクフォースの最終報告、これから出てくるわけですが、この趣旨を十分に踏まえ、情報通信行政・郵政行政審議会への諮問、答申を経て、認可等の必要な措置を速やかに行ってまいりたいと思っております。

具体的に今後のスケジュール等について言えば、これはあくまでも、事業当事者がこれからどうしていくかということを決めていかれる立場なので、我々としてはお示しできる立場にありませんけれども、事業当事者の方も、先ほどの新聞で自分たちのものはこうしていくんだということを

言われているわけでありますから、接続料についても、できるだけ前広に、どういう方針なのか、スケジュールなのかということも示していたかどうかということができないかということについては問題提起をしていきたいというふうに思っています。

○西委員 今の副大臣の答弁、よくわかりました。ぜひ、その辺のスケジュール感につきましても、きちっと総務省として管理、管理と言ったら言い方がきついかもしれませんが、当事者と相談をしていただければというふうに思っております。

NTT自身がこのようにして、回線のことにつきましても意識をして値下げを始めているということは、一つの大きな流れの中の一環、そういう意識で動いているのかなという気がいたしますので、できるだけ早く実現するように、大臣初め皆さんの御協力をよろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、本年五月、総務省の利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会が第二次提言をまとめております。提言では、ディープ・パケット・インスペクションを利用した行動ターゲティング広告について検討を加えております。DPIを利用した行動ターゲティング広告について、第二次提言後の動きについて説明をしていただきたいと思います。

一つのインターネット上におけるやりとりで、その人の傾向をうまく集約しながら、その人に適した広告なり、そういう提示をするという新しい手法だそうですが、いろいろ議論がありまして、諸外国でも採用しているところもあれば、問題があつて取りやめたり、さまざまな現象が見られるようにも聞いております。プライバシー保護の観点からさまざまな議論が行われていると思うんですが、そういう意味で、実用化にはまだ至っていないんですね。いろいろ試行錯誤が続いているという状況だと思ふんですが、この点のその後の状況についてお伺いをしたいと思います。

○平岡副大臣 委員の御指摘になりました総務省の研究会で、DPI広告については非常に慎重な運用を求める提言が取りまとめられています。

その理由といえますか根拠になっている話としては、DPI広告の実施というのは通信の秘密を侵害するものであり、利用者の明確かつ個別の同意、オプトインがなければ許されない、あるいは事前に同意を得た場合であっても、事業者はこれに加えて、利用者に対して容易に利用可能なオプトアウトの機会を提供すること、あるいは、サービスの仕組みや運用について透明性を確保するため、事業者は運用基準等を策定することというような形で整理をされたところでございます。

我々としては、通信の秘密の保護というのは大変重要なものであり、いかなる状況においても侵害があつてはならないというふうに考えておりまして、この研究会の検討結果も踏まえまして、さらに慎重に検討を進めてまいりる所存でございます。

なお、現状、国内においてDPI広告は行われていないというふうに承知しておりますが、今、検討状況というお話でありましたけれども、前に進めていくというような状況での検討というのは今行われていないという状況にございます。

○西委員 質問はこれで終わりたいと思います。

今回の放送法の大改正、日進月歩のこの世界の中で、今も若干の議論をさせていただきましたが、総務省として対応しなければいけないことが次々と起こってくるであろうと思います。その点、今回の放送法の改正を契機にして、この分野の充実、対応スタッフの充実等、さまざまな課題を克服されて、きちっとした日本の情報通信行政を引っ張っていただけるようにお願いを申し上げます。

ありがとうございます。

○原口委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。放送法等に関連して質問をいたします。

最初に、放送の定義をめぐって質問をいたします。

放送法の改正案第二条では、「放送」とは、公衆によつて直接受信されることを目的とする電氣通信の送信をいう」とありますが、この規定について、五月の当委員会の参考人質疑でも疑問の声が出されました。

例えば、日隅参考人は、私自身、あの法文を読んだ、「直接」という部分についてどのように理解するのか、その法文上だけの解釈では、インターネットのコンテンツが除外されているということが必ずしも明確になっていないのだと思うと述べ、また、山本参考人は、求めに応じてといった説明では、IPTVなども含めて、はっきりするのかもしれないのか、いま一つわかりかねるという専門家からの問題が指摘をされております。

そこで、具体例でお尋ねいたしますが、二〇〇一年に電氣通信役務利用放送法案が議論されたときに、インターネット放送の一種と考えるIPTVマルチキャストについて政府答弁がありました。

当時の小坂副大臣が、IPTVマルチキャスト放送のように、多数に同時発信できるような、放送に類似した、概念的にも似通つたものがインターネットで提供されるような、非常に広範に行われるような状況が出てきたときには、そういった状況を見て、これに対して直ちに放送と同様の規制をかけるかどうかというのは慎重に考えていかなければならないが、何らかの規制というものが必要なかどうか、慎重に見守っていかなければならないと答弁をしております。つまり、この時点で、IPTVマルチキャスト放送は放送と位置づけていなかったわけでありまして。

そこでお尋ねしますが、このIPTVマルチキャスト放送を放送として位置づけたのは、いつ、どのような理由で行われたのか、この点についてお答えください。

〔委員長退席、福田(昭)委員長代理着席〕

○平岡副大臣 お答えいたします。

引用をされましたけれども、その法策定の時点においては、IPTVマルチキャストを用いたサービスがどのように展開されるかが明確でなかったということでございますけれども、この法律の成立後、具体的な申請について検討をしたところ、役務利用放送法上の放送の定義に該当し、技術基準も満たすものとして総務大臣より登録がなされたところでございます。

○塩川委員 電氣通信役務利用放送法の放送の定義に該当するという話でしたけれども、どのような理由をもって、根拠をもって該当するとされたんでしょうか。

○平岡副大臣 放送については、先ほど来から御議論がありますように、今回の放送法の改正によつて、放送の定義がほかのいろいろな関連する放送法のものとかあわせて定義をされたということでございますけれども、あくまでも、「公衆によつて直接受信されることを目的とする電氣通信の送信」ということであります。

先ほど議論がありましたけれども、インターネットの関係でいえば、あくまでも、受信する人が送信者に対して直接配信することを要求して、それにこたえて送信者の方から受信者の方に行くということについては放送に該当しない、そういう考え方をこれまでの答弁の中でも明らかにさせていただいたところでございます。

ところで、IPTVマルチキャストについては、送信者は不特定多数の者に対して送信するものなのかどうか、あるいは、送信者は、受信者からの要求に応じて情報がその都度送信されるものではなく、同じ情報を多数の相手に届けるために同時に一斉に送信するものなのかに基づいて判断をさせていただきます。

IPTVマルチキャスト方式を用いた映像配信については、送信者が不特定の受信者に向けて同時かつ一斉に送信を行うものであるということで、電氣通信役務利用放送に該当するものとして、放送として位置づけているところでございます。

○塩川委員 お話にありましたように、放送の定

義との関係でいえば、公衆、直接受信、それから送信というキーワードがあるという話は、以前、内藤副大臣もお答えになつておられるわけですが、その場合、重ねて伺いますが、この直接受信というところがよくわからないわけです。

要求に応じてというお話をされましたけれども、インターネット放送でも、例えば当委員会もインターネットの国会中継が行われております。つまり、これは不特定多数、公衆に向けて行われておりますし、一斉同報で行われていますから、そういう点でいえば、送信という点でも多くの人に同じ時間に送られている、そういう類似性が非常にあるわけですね。

そういう点で、以前は放送とは定義されていないIPマルチキャスト放送と、一斉同報のインターネット放送の違いというのは、直接受信という点についてはどう違うのかお答えいただきたいんです。

○平岡副大臣 先ほどもちよつとお話し申し上げましたけれども、受信者の方で送信者に対して直接アクセスして、そして送信者が受信者を確認して出していく、普通のインターネット放送と言われるものはそういう仕組みになっているということなので、そういう意味において、それは公衆に対して直接受信されることを目的とする電気通信の送信には当たらないというふうに考えております。

ただ、IPマルチキャストについて言えば、送信者の方からとにかく一斉に同時にばつと送って、受信者の方は、ある意味では、流れてくるのをストップされているところを解除するだけで、送信者に対して直接要求するという仕組みにはなっていないというふうに技術的に私も理解をしております。

そういう意味で、先ほど御指摘があったようなインターネット放送とこのIPマルチキャストについては違いがあるというふうに考えております。

○塩川委員 参考人の方からのお話にもあったよ

うに、要求に応じて、求めに応じてという説明では、このIPTVなども含めて、はっきりするのにかしないのかいま一つわかりかねるという、誤解を生むような規定ぶりになっているという点が私は極めて重大だと思います。

放送という形で一定の規制がかかるようなものに当たるのか当たらないのかについて、いわば不分明な状態が残されているということが現状であるわけです。こういった放送と通信を区分する明確な規定というのが法文上明定されているのでしょうか。

○平岡副大臣 これまでの放送に関する法律の中で放送というものを定義してきたわけでありまして、今回の放送法における定義というのは、そうしたものを集約してつくられたものであつて、これまで法律で運用されてきたものをふやすものでも減らすものでもないという位置づけになっております。

そういう今までの積み重ねというものがあつた上で定義ということをごいまして、この定義を使うことで問題は生じないというふうに思っていますし、逆に、いろいろな技術革新がある中で、細かく定義すること自体がなかなか技術的にも難しいし、いろいろな技術の進展ということに対応していけないということもあります。

ですから、先ほど来から申し上げている基本的な考え方、「公衆によつて直接受信されることを目的とする電気通信の送信」というものが、これまでどのように解釈され、どのように運用されてきたかという事実関係をしっかりと踏まえて、今回の定義で我々としては必要にして十分であるというふうに考えているところであります。

○塩川委員 通信の一部である放送に該当するのかどうかについて、法文上の規定はない。技術の進展によつて解釈が変わるということでも困りますから、私は、規制のかかる放送に当たるかどうかについて、明確な法文上の規定が必要だということを重ねて申し上げるものであります。

続けて、ハード、ソフト分離の関係での問題に

ついてお尋ねいたします。

放送局への監督権限を持つ総務大臣が放送番組の編集を行う事業者を直接審査、認定することになるのは、行政の恣意的な介入の余地を生むのではないかと懸念の声があります。放送番組の編集を行う事業者を直接審査、認定する立場にある総務大臣が業務停止命令ができる権限を持つということは、放送の自由を侵害する懸念が生ずる、こういう声もあります。

そこでお尋ねしますが、この業務停止命令に関して、どうした場合に業務停止になるのか、その点についてはどのように定めがあるのでしょうか。

○平岡副大臣 委員のお尋ねは、放送法を改正した後の新放送法のことかと思ひますけれども、百七十四条で、「総務大臣は、放送事業者(特定地上基幹放送事業者を除く)がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したときは、三月以内の期間を定めて、放送の業務の停止を命ずることができる」という規定であらうかというふうに思います。

電波法についても、七十六条で、「総務大臣は、免許人等がこの法律、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、三箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、若しくは第二十七条の十八第一項の登録の全部若しくは一部の効力を停止し、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができる」という規定のことだと承知しております。

○塩川委員 この法律の規定に違反した放送が行われたことが明らかの場合、そういう前提の中で、幾つか条件づけはありますけれども、しかし、その入り口のところがこの法律の規定に違反するという点で非常に広くとれるわけで、どういふ場合なら業務停止となるのかつまびらかではありません。そういう点でも、放送の自由を侵害する懸念はぬぐえないということを指摘するものであります。

その点でも、今回の法案においては、マスメディア集中排除原則に係る違反についての免許取り消し権限の付与を含めて、総務大臣の権限強化が図られているものとなっております。私は、そういう中だからこそ、今こそ政府から独立した第三者委員会、放送に関する独立行政委員会を設置こそ必要だと考えます。

民主党の政策集インデックス二〇〇九でも通信・放送委員会の設置を掲げております。この公約というのは、いつ、どのように実行されるのか、改めてお尋ねいたします。

○平岡副大臣 御指摘の通信・放送委員会、放送に係る独立行政委員会に關してでありますけれども、御案内のとおり、総務省では昨年の十二月から、ICT分野において、言論の自由を守るとりてを検討することを目的として、ICT権利保障フォーラム、正確には、今後のICT分野における国民の権利保障等の在り方を考えるフォーラムを開催して検討していただいているところでございます。

この中で、行政による対応として、第三者的な監視組織の必要性を含めた御議論をいただいているところがございますけれども、これまでの議論の中では、一部に独立行政委員会の設置を必要とする意見もございましたが、新たな組織、機関の設立について否定的な意見も多数出されているということでもあります。むしろ逆に、こういう組織をつくるのがかえつて表現の自由を制約するような、放送の自由を制約するようになりはしないかといったような議論もあつたというふうに承知しております。

このフォーラムについては、近く何らかの取りまとめが行われるということを期待しておりますけれども、我々としては、最終的な報告も踏まえて判断をしていきたいというふうに考えております。

○塩川委員 フォーラムの議論を見ても今言つた

げている公約の実行という方向に必ずしもなっていない。私は、この方向そのものは正しい方向だ、しかしながら現実には、この公約の実施が棚上げをされたままになっているということであり、す。もともと、国家権力が監視する役割を担う放送局を国家権力が監督するという矛盾を解消するということが出発点であるわけですから、こういう立場での改正こそ、放送法の議論にあつて必要だということを申し上げます。

政治家の大臣を長とする独任制の行政機関が放送事業者の監督を行うべきではない、だからこそ独立した規制委員会が必要だ、そういう議論が今回の法改正において取り上げられていないということ自身が、私は大きな問題だと言わざるを得ません。

最後に、地デジ関連で質問いたします。
高テレビ法の事業者支援延長ということについては必要な措置だと考えます。一方で、視聴者、住民の皆さんの対応がこのままで大丈夫なのかという問題があります。

そこで、具体例として沖縄の問題についてお尋ねしたいんですが、私、九月に調査にも行きました。全国でも一番普及がされている。この九月末での全国でのアンケート調査が発表されましたけれども、沖縄県は七八・九%と全国一低い。全国平均に対して九・〇ポイントの差がある。大きなおくれが解消されないままとなっております。

そこで、わかれば教えていただきたいんですが、特に、一番地デジの電波が届くのがおくれた先島ですね、宮古島や石垣あるいは竹富町の世帯普及率がどうなっているのかについて調査はあるんでしょうか。

○田中政府参考人 お答え申し上げます。

今先生お尋ねの、沖縄における地域ごとの浸透度の調査結果ということでございますけれども、実は昨日、速報版として発表させていただきましたデータでございますが、これは全国ベースと県別までの分析に現時点ではとどまっております。沖縄県につきましては、おっしゃるように普及

が特におくれていることにかんがみまして、サンプル数もふやして、また、今塩川先生がおっしゃいました本島、石垣島、宮古島、それから竹富町を含むその他島嶼といった四つの地域ごとでデータを収集したところでございますが、その点につきましては、今、集計分析中でございまして、いましばらくお時間の猶予を賜りたいと存じます。十二月の中旬ごろを目指して発表、公表させていただきますと考えております。

以上でございます。

○塩川委員 ことし三月の調査では、例えば石垣では四四%、宮古島では四一・五%と極めて低いという実態であるわけでありまして、それが解消されているのか、していないのかというのが問われているわけで、私、石垣市や竹富町役場にお話を伺っているときに、例えば竹富町の役場でも、住民の皆さんがどれだけ地デジに対応しているかという調査自身がないんですよ。また、国がやっているNHK受信料全額免除世帯への支援策について、では何世帯が利用しているんですかということについて、この九月下旬の時点ではゼロというのが役場の把握の実態なんです。

ですから、そういう意味でも事態は極めて深刻なんです。もともと沖縄というのは所得が低いという問題もあります。電波が届くのも遅かったということもあります。観光地でホテルや旅館はたくさんあるけれども、そういうホテル、旅館の地デジ対応についても全く把握がされていないという、幾つもの困難さが重なっているのがこの沖縄の実情でもあります。そういうときに、全国一律に停波の方だけお願いします、こういう話を通るのかということでもあります。

そこで、最後に、二つ大臣にお尋ねしたいんですが、この沖縄の問題に関連して、一つはやはり特別な支援策が必要だ。例えば、沖縄の民放の事業者の方からは、珠洲市と同じような、全世帯のチューナー支援なんかも含めた特別対策を沖縄でやる必要があるのじゃないかという声がありました。そういう支援策について、私は、沖縄に

ついでには別個に、停波を延期することだっで考えるべきなんじゃないのか、そういう事態に至っているのが今の現状ではないのか。こういうことについて、ぜひとも検討、具体化をさせていただきたい。この点についてぜひ伺いたいと思っております。

○片山国務大臣 沖縄の現状については先ほど来やりとりがありましたが、沖縄県では他県よりも熱心に、独自の施策で支援をさせていただいたりしております。そういう沖縄県の取り組みともよく連携をとりながら、できるだけ全国平均との格差が縮まるような、そういう取り組みをしていきたいと思っております。

全国レベルでいいますと、昨日公表しましたけれども、九割の割合に乗り切りました。さらに、エコポイントの仕組みの問題もありまして、今ちようどその駆け込みといいますが、そういうことで一層これが進んでいると思います。

そういう中で、特定の地域がおくれたままということとはあつてはならないことでもありますから、ぜひ、この沖縄の問題についても、重点的に私どもの方も取り組んでいきたいと思っております。

○塩川委員 沖縄での特別な対策を求めると同時に、全国レベルでも低所得者支援について、市町村民税非課税世帯への支援策というのはアンテナがつかないわけですよ。こういう支援で本当に大丈夫なのか、この点をやはりクリアしていくという改善が必要で、また、ビル陰共聴についてのおくれというのの実態が深刻なわけですから、こういうことを考えても、テレビ難民が生まれないうようにするためには、私は、来年七月のアナログ停波そのものを延期すべきだ、そういう電波法の改正こそ必要だ、このことを申し上げて、質問を終わります。

○福田昭委員長代理 次に、重野安正君。

○重野委員 それでは、質問させていただきます。

幾つか分けて質問をしたいと思うんですが、まず最初の質問は、放送番組の種別及び放送番組の

種別ごとの放送時間の報告、公表という仕組みがあるんですが、それについて。

放送番組の種別及び放送番組の種別ごとの放送時間を番組審議会に報告する、また一般に公表する、このようになっております。報告や公表の詳細は、総務省令で定めるところによりとされております。

そこで、省令で定める事項が、放送事業者の番組編集の自由を侵すことがあつてはならないという立場に立つて、そういう編成内容に口出しできる仕組みであつてはならないというふうに考えるんですが、まずその点についてお聞きしたい。

○片山国務大臣 それは、おっしゃるとおりだろうと思ひます。今おっしゃったような措置を行うことによって放送事業者による放送番組の編集権に介入することがあつてはいけない、そういう仕組みではないということでもあります。

○重野委員 さらにその問題について、現在、放送局が年二回総務省に提出しています番組編成計画の分類が実態を反映しなくなっているというふうな話を耳にいたします。広告代理店は調査会社の分類に従つて放送局に提供する、こういうふうな仕組みになっているということですね。

民放連が各放送局に行つた内部アンケート調査というのがございますが、その調査では、今民放でテレビショップ番組というのが非常に多い、テレビをつけたら本当に間断なくやっていると云つてもいいと思うんですが、このテレビショップ番組というのはいわゆる広告なんだ、そういう意識のようですね。その場合、テレビショップ番組というカテゴリはどうなるのかということが一つあるんです。

そのことも含めて、業界の自主自律、これを統制するとか、ぎりぎりと締めていくというふうなことではなくて、この総務省の方針は、それも含めて業界の自主自律に任せるんだというふうな考えと受けとめていいのかどうか、その点について伺ひます。

○平岡副大臣 御指摘のありましたシヨッピング番組と言われるようなものについての取り扱い等ということでございます。

先ほどの答弁の中でも触れましたように、基本的に、民間事業者、放送事業者の皆さんの中で決めていただくとすることが原則、基本であるというふうに思っておりますけれども、委員が御指摘になりましたように、放送番組については、放送番組の種別、放送番組の種別ごとの放送時間を番組審議機関に報告し、公表するという仕組みをとっているところでございます。この報告及び公表に当たって必要な事項については総務省令で定めるといようなことになっております。

そういう仕組みの中で、我々としては、どういうことを報告するのかというところで、民間の皆さん方が決められたことを踏まえて規定していきたいというふうに思っております。あくまでも放送事業者の自主自律を基本として、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

○重野委員 私は、原則、行政が放送に介入することがあつてはならない、それはもう言うまでもないことだという認識に立っていますが、実は参議院で我が党の又市議員が指摘したのですけれども、つまりシヨッピング番組が多過ぎるということ、これは視聴者の多くも感じていると思うんですね。シヨッピング番組というのは番組なのか、番組でないものが番組として扱われているということに疑問を投げかけて又市議員は質問したんですね。放送事業者自身が放送の公共性をどう考えるか、適正なあり方を考えるときだという問題提起をいたしました。業界からいろいろな心配の声が上がったんだというふうに聞いております。

私は、民放の収入として広告は大きなシェアを占めていると思うんですね。そのことは重々承知をしております。

そこで、私は、総務省で形ばかりの表現規制になりかねない制度をつくるよりも、放送の公共性とのバランスを業界自身が見定めて、大原則は、

放送内容は編成も含めて自由であるべきなのが、広告は消費者問題として整理して臨むべきではないのかという提案です。

通販番組での消費者問題も発生しているんですね。いろいろな相談が来ていることは承知しております。シヨッピング番組を含む広告は、消費者保護の観点からも、私は見過ごせないと思うんですね。

そこで、この問題について、消費者庁が中心となつて新たなルールを定めるなどの対応を検討することも必要な時期に来ているんじゃないかというふうに私は思うんです。それについてどのようなお考えか、伺いたい。

○末松副大臣 先生御指摘のように、シヨッピング番組ではちょっと誇大かなと思われるような表現も使われているという話も聞いているわけですが、今、この取り締まりについては、消費者庁として、景品表示法それから特定商取引法というもので、不当表示あるいは誇大広告は、消費者に誤解を与えるようなそういった表現はだめだということ、取り締まりがなされているわけでございます。

したがいまして、消費者庁として、引き続き、そういった不当表示あるいは誇大広告に対して、このような法律に基づいて厳正、迅速に対処していくということをやっているところでございます。

○重野委員 そういうことで、消費者保護の観点に立つて、国も十分に対処していただきたい。

次に、インターネットについて聞きますが、新放送法の放送の定義をめぐって、ネットユーザーの間で、個人のブログや個人が投稿した動画まで放送に含まれて、規制を受けるのではないかと懸念が広がっているようであります。

この法律によって、インターネットが直接政府によって規制され、業務停止されるということはありませんが、そういう理解でよろしいか。

○片山国務大臣 先ほど来、放送の定義をめぐって議論がありましたけれども、「公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信」を放送というわけでありまして、現行法で放送に当たっておりませんインターネットのブログでありますとか個人が投稿した動画などについては、法改正後においても放送に当たるとはありせん。

○重野委員 わかりました。

次に、この委員会に至る理事懇談会の中で最後まで議論になりました附則十四条について。

NHK経営委員、会長、副会長、理事の欠格事由の緩和の改正規定、これは削除をされたわけでありまして、そのことが提案されて、後、委員会では採決されると思っております。

当該欠格事由のあり方について、一年を目途に必要な見直しを行う旨の附則を設けるといたしました。これを総務省内部としてはどういうふうに受けとめて、やろうとするのか。私は、この具体的な検討については、総務省内部だけではなしに、広くいろいろな意見を求める、そういうふうな基本的な立場が必要だというふうに思うんですが、そこ辺について、付言することがありますれば申したい。

○片山国務大臣 これは、修正案が可決されますと、当然検討することになります。その際には、おっしゃるとおり、もちろん総務省の中で十分検討する必要がありますし、それから当事者の意見も聞いてみる必要があると思います。広くいろいろな方の意見を聞いて検討したいと思っております。

○重野委員 よろしく願ひいたします。

次に、百七十四条について。これは、前国会の原口大臣の答弁と同様の認識でいるのかという私の質問です。

さきの通常国会で、百七十四条の業務停止に関連して、原口大臣が、運用に当たっては、極めて限定的で、極めて慎重な配慮のもとに運用するものであつて、業務停止命令の制度自体が放送事業者の放送の自由の制約につながるものではない、このように答弁されておりました。片山大臣も同様の見識をお持ちかどうか、伺います。

○片山国務大臣 今の御紹介でありました前大臣の答弁について、私も全く違和感はありません。私も同様に考えております。

○重野委員 最後に、市民のアクセス権について。

諸外国の法制と見比べると、市民のアクセス権という点についてやはり抜け落ちてくるのじゃないかという指摘があります。世界的には、国際自由権規約にもあるように、市民のアクセス権をいかに確保するか、これは重要なテーマです。その部分が不足をしている、そういう感じがしてなりません。

そこで、コミュニケーション、いろいろなコミュニケーションがとられるわけでありまして、そのコミュニケーションの権利を十分に考慮した法制度を確立する必要を私は感じております。それが一つ。

今後の放送・情報通信法制の改革には、さらに幅広い層からの意見を反映して、市民のアクセス権をいかに確保するか、理解を求めることこそ、世界の潮流に沿うものだというふうに思うのですが、この点について。

○片山国務大臣 御指摘の点は、先ほども私が答弁で申し上げました、総務省に設置をしました今後のICT分野における国民の権利保障等の在り方を考えるフォーラムという長い名前のフォーラムの検討項目の一つになっておりまして、これについても意見交換が行われたところであります。それを伺いますと、今議員がおっしゃったような仕組みを制度化するといえますか、そういうことをした方がいいという意見もあったようでありまして、一方では、そういう法規制で何らかの義務化をするのではなくて、もっと自主的に取り組んでいただく、そういうものを助長といいますか、見守った方がいいのではないかと議論もあつたようでもあります。

いずれにしても、このフォーラムの取りまとめというものが近く出てまいりますので、それらを

見ながら、どういふことがいいのか検討してまいりたいと思います。

○重野委員 放送法は大変大事な法律です。これを実行するに当たっては、十分にいろいろな方々の議論を受けとめて、深掘りした方向を出していただきたい、そのことをお願いしまして、終わります。

○原口委員長 次に、柿澤未途君。

○柿澤委員 みんなの党の柿澤未途でございます。

放送法の放送の定義の問題はこの質疑でも何度も取り上げられておりますが、放送の定義、どこまで入るのが法文上不明確であるという問題です。

これは通常国会の参考人質疑のときに私も日隅弁護士にお尋ねをしたんですけれども、おもしろい表現をされたんですね。この法文上の放送の定義では、どこまで入るのかということが明確でないということははっきりしているという言い方をされたんです。明確でないということとはもう明らかだと言いつつ方をされたんですね。

それで、先ほど来取り上げられている、放送法改正によってインターネットやブログが取り締まられてしまうのではないかと、いわゆる放送法百七十四条問題とか百七十四条騒動とか、こういうことが起きてしまったわけです。当時の原口大臣は、ネットが放送に繰り込まれる、こういう声については、明確に否定をする答弁をされました。電気通信事業法を繰り込んだ形になったので「公衆によつて直接受信されることを目的とする電気通信の送信」、こういうことになっただけで、定義上、放送の対象となるものをふやしたり減らしたりするものではない、こういう話だったというふうに思います。

それはそれでネットユーザーの皆さんは安心をしたわけですが、しかし、私に言わせれば、そこである意味では思考停止していることが問題なのではないかというふうにも思います。原口大臣は、実は私に対する答弁でこうもおつ

しゃっています。五月十三日の衆議院総務委員会、おつしやるように、今回は明確なんです、インターネット動画みたいなものは入りません、だけれども、限りなく同じでしょうというときが来るかもわからない、そこはICTタスクフォースで議論するんです、こういうふうにお答えになられてるんですね。

原口さんのいみじくもおつしやられたとおり、例えばニコニコ放送とテレビ放送と、どこが違うのか。例えばCSやBSには、視聴者一万人もいかないものがごろごろあるわけです。一方、ニコ生、ニコ動のたぐいには、十万人以上の視聴者があつたりもする。テレビにも国会にもお出にならない小沢さんがニコニコ放送に出て視聴者を十五万人集めた、こういうこともあるわけです。影響力も大きい。それはそれでやはり放送じゃないかという気もするわけですよ。現に、ニコニコ放送は、ニコニコ放送とみずからを名乗っているわけです。

逆に、ニコ生にはるかに及ばない、例えば一万人も見えていないBSやCS、こういうものを基幹放送として、地上波のキー局と同じコンテンツ規律にかけることに果たして妥当性があるのかというふうにも思うんです。そういう意味では、基幹放送を広くとり過ぎていてのではないかと、気もしてまいります。

かつての通信・放送の在り方懇談会のメンバーの方にちよつと話を聞いたんですけれども、基幹放送は、場合によつては地上波のキー局だけではないんじゃないかと思つていた、しかし、BSもCSもAMもFMも短波も、ほとんど全部が基幹放送に入つてしまった、こういうのは本来は一般放送のカテゴリーに入るべきものではないか、なおかつ、時代の進展によつては、そこにニコ生のようなインターネットを利用した放送類似のサービスも一般放送として最終的には入れていくべきだ、こういう考え方も言われておられました。

また、放送については、かつては、有限な資源の電波を使うわけだから、バランスよく使わな

ければいけない、不偏不党、公正中立でなければいけないということ、放送法にはコンテンツ規律がかかっていたわけです。しかし、一千万部も出している全国紙には、別に、新聞法があつて、コンテンツ規律がかかっているわけではない。

そう考えると、これから、通信と放送の相互乗り入れが進んで、区別がつかなくなった場合、放送だけを取り出してコンテンツ規律をかけるのという意味はあるのか、こういう議論も出てくるんだというふうにも思います。そのことを、今後、放送法を六十年ぶりに改正して、通信と放送の融合法制だ、そういうことを言っているわけですから、本當に考えていかなければならないというふうにも思つております。

さらにつけ加えて申し上げれば、この放送法の放送の定義は、一部、著作権法上の放送の定義と整合がとれていない部分があります。IPTVについては、電気通信役務利用放送法の対象でしたから、今度の放送法では放送になった。でも、著作権法上は、自動公衆送信ということ、今も一応は通信のカテゴリーに入っているわけです。だから、IPTVは、放送法上は放送で、著作権法上は通信だ。事業者は、こういうことによつて困つてしまつていくわけです。

こうした放送の定義については、今回、ネットは当てはまりませんよ、安心してください、こういうことだけではなくて、しっかりとこれから議論を深めて、結論を見出していくべきときに来ていると思ひますが、御意見を伺ひたいと思ひます。

○平岡副大臣 お答えいたします。

私も、柿澤委員の問題意識については、多く共有するところがございます。

例えば、放送と通信というもののついていえば、放送の自由というものが、通信の秘密というものが。我々としては、通信の秘密は必ず守らなければいけない、保護しなければならぬというものがあつたわけですね。ですから、通信というふうな位置づけられるものであるならば、

それを守っていくということを前提に、いろいろな法制度を考えていかなければいけないという前提があると思ふんです。

そういう視点から見たときに、今、放送法の中で放送というふうな位置づけられているものと、放送法の中で、先ほど来から御指摘のあるニコニコ動画とかといったような形で、今の法制度のもとでは放送には該当しないものについて、一体どういう法益を守つていかなければいけないのかというところをしっかりとこれからの議論していかなければならない課題であるというふうに思います。

しかし、現段階の問題として言えば、我々は、放送の自由と通信の秘密というものについての違ふ法益をどこでどういふふうな守つていくかという点について言えば、今回の放送法で定義した放送というものについては、放送の自由、そして放送としてのいろいろな規制、規律というものを守つていただくことが適当であるという判断で、今回の法改正の前身に至つていくわけであります。

結論的に言えば、問題意識は共有するけれども、現時点の国民的な意識、あるいはさまざまな実績の積み重ねという点からいへば、今回の放送法における放送の定義というのは、我々としては最も今の時宜に合つていふものだというふうに考えています。

○柿澤委員 しかし、これが通信・放送法制の最終的な到達点ではないんだということを平岡副大臣は確認していただいたんだというふうに理解をさせていただきます。

今回の放送法改正は、例えば縦を横ぐしを通したり九本の法律を一本にまとめたとか、こういうことが目的なわけではない。地デジという百年に一度の大きな電波資源が生まれるこのチャンスに当たつて、まさに、きょうは資料を配付させていただきましてけれども、ごらんのとおり、地デジ化した後はこれだけの周波数帯が新たに生まれて、そして割り当てられた周波数帯の中にもホワ

イトスペースが生まれてくるわけです。これをどういうふうに割り当てて活用して、新しい通信・放送のビジネスを大きく展開していくのか、こういうことがポイントだというふうに思うんです。そのために一億人に一億台のカラーテレビを買いかえさせて地デジ化を推進しているわけですから、このところをしつかりと踏まえて今後の対応をしていかなければいけないというふうに思います。

しかしながら、今、こうした周波数割り当ては、残念ながら、事実上総務省の不透明な裁量行政で決まっている現状が続いています。そのことが端的にあらわれたのが、先日の携帯向けマルチメディア放送の事業者選定のプロセスだったというふうに思います。

電波監理審議会に白紙で事業者選定を任せて、そもそも専門性のない五人のメンバーが、最終的に、事前から有力と言われていたドコモ陣営に事業者選定を決定した。こういうことが、今、密室における裁量行政をまたやっているのか、こういうふうにいると批判を受けているわけです。こういうのを、まさに周波数オークション、こうしたものにかけていくべきだというふうに思います。公正であり、なおかつ透明であります。そして、多くの収入も見込めます。テレビ局の電波利用料は低い低いと言われてきました。全部合わせても三十五億円というふうになっています。一方で、携帯電話会社は六百億近い額を払っている。

アメリカを初めOECD二十三カ国でこの電波オークション、周波数オークションをやって、そこから多くの収入を得ているわけです。ある学者さんの試算でも、日本でやったら一兆七千億の収入があるんじゃないか、こういうふう言われています。立派な財源になるんです。

そういう意味で、私は、周波数オークションの話も通常国会の総務委員会では原口大臣にお尋ねをいたしました。当初、就任早々は慎重姿勢だった原口大臣だったと思いますが、私に対する答弁で

は、議論を深めていきたい、そしてオークション制度について検討を進めていきたい、こういうふう言われております。

そこで、片山総務大臣となりましたので、総務省のトップとして、改めて、これからの地デジの跡地利用について、周波数オークションの手法を活用することを考えておられるかどうか、お伺いをしたいと思います。

○片山国務大臣 地デジに伴いまして周波数の有効活用ができる、例えて言えば再開発といいたういか、地上げ屋みたいなものかもしれないけれども、これはどういう利用の仕方をするかというのが非常に重要だと思います。

その際に、利用の仕方とともに、どういう割り当てにするのか、ここで、公正とか透明とかということが大切になってくると思います。それをどういうふうにするか。

柿澤議員がおっしゃったように、オークションというのは一つの有力な手段だろうと思います。十分検討に値すると思います。

ただ、一方では、そのことによって、例えば競争が激化して過当競争になるとか、その結果、体力が疲弊してしまう、そういう懸念もないわけではない、この辺のバランスをどうとるかということがあると思います。

それからもう一つは、今回の地デジに関連した新しい周波数帯の問題のみならず、電波利用一般の問題もあるわけでありまして、少し幅広く、このオークションの仕組み、それからその功罪などについて検討してみたいと思います。

○柿澤委員 ただ以降が従来の総務省の見解に近いものでありますので、何となく少し後退したかな、こういう印象を多少持ちました。また改めて確認をさせていただきたいと思います。それと、放送の定義について、放送法と著作権法で違うんじゃないか、こういうお話を少しさせていただきましてけれども、こういう形で非常に事業者が困っているのが、もう一つは通信・放送に関する縦割り行政なんです。

総務省、そして文化庁、経産省、内閣官房の知財本部やIT本部もあります。民間事業者が、いろいろな制度設計をするところ、指導監督をするところ、さまざまに縦割りになっていることに対応できずに大変困っている。多分そういう問題意識からでしょう、原口大臣は総務大臣当時に、ことし一月、情報通信文化省、こういう構想も公表されている。

この縦割り行政の問題についてどのように考えているのか、そして原口大臣の情報通信文化省構想についてどういうふうな、前総務大臣が掲げられた構想ですから、お考えになられているのか、お尋ねを申し上げたいと思います。

○片山国務大臣 情報通信文化省という構想も、一つのアイデアだと思います。

先般、私は、APECの関連で、沖縄の名護市で、APECの各国・域内、各エコノミーが集まりまして情報通信担当大臣会議をやったんです。情報通信の産業を担当する大臣も含めてやったんですね。そのときに、シンガポールから来られた方は情報通信芸術省、そういう役所でありまして、非常に興味を持ったものですから、ちよと根掘り葉掘り伺ってみましたら、それなりの見識のあるコンセプトといえますがミッションを持った役所でありまして、これは非常に、私自身としては、今すぐどうこうというわけではありませんが、今すぐどうこうという方向として一つの有力な参考になるんじゃないかと思つたようなこともありま

す。それが一つです。

それから、縦割りというのは、かねて、この分野に限らずいろいろなところで見られる霞が関の一種の病弊でありまして、これをやはり解消していく、縮小していくというのが本来の政治主導の意味合いだろうと思います。

私は、総務大臣になりました、かつて霞が関にいた者として、この十数年の間の変化について感じるところはあるんですけども、そうはいっても、縦割りは随分減つたなという気がします。それは一つは、例えばさっき紹介しました沖縄

での情報通信産業担当大臣会議で、主催は総務省なんですけれども、経済産業省にも加わっていただきました。一部は、松本副大臣と一緒に主催したんです。一部の新聞には総経戦だと書かれてまして、総務省対経済産業省で激しいバトルをやっているんじゃないか、権限争議をやっているんじゃないかと書かれましたけれども、全くそんなことはありません。両省が国益を重視して当たっている、官僚の人たちもそういう気持ちでやっているということを、私も実際に指揮をして感じました。

それから、例えば分野でいいますと、出版の電子化というのがありますけれども、これも、総務省も関係しますし、文科省も関係しますし、経済産業省も関係するんです。昨日、実は横浜で図書館総合展というのがありまして私も出席したんですけれども、そこで三省が本気で協力をしながら図書館関係者に対して政府のプレゼンテーションを行っているのを見まして、ああ、随分変わったなと思いました。

やればできると思います。まだまだ課題はありますけれども、やればできると思います。そういうつもりでやっていきたいと思っています。

○柿澤委員 時間も過ぎておりますので、最後に申し上げると、どこまでが通信で、どこまでが放送かというこの垣根もはっきりしていない。そもそも放送と通信を分け続ける必要があるのか、こういう議論もまだ積み残しの課題として残っている。そういう意味では、私は、放送法を初めとする放送・通信の融合法制的議論というのはまだまだ先があつて、この放送法も再改正が遅かれ早かれ必要になる、こういうことを御指摘申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○原口委員長 これにて両案及び修正案に対する質疑は終局いたしました。

○原口委員長 これより両案及び修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します

す。塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也でございます。

私は、日本共産党を代表して、放送法等の一部を改正する法律案に対して討論を行います。

まず、修正案について、NHK経営委員会への会長の参加、NHK経営委員、会長、副会長、理事の欠格事由の緩和の規定の削除は当然であり、賛成するものです。

しかしながら、原案には重大な問題が解消されていないため反対であります。

反対理由の第一は、放送番組の制作、編集を行うソフト事業者と放送施設の設置を担うハード事業者の分離を原則にし、総務大臣が放送番組の編集事業者を直接審査、認定するとともに、業務停止命令など、総務大臣の権限強化が行われているからであります。

現行の放送局免許は、電波法に基づく施設免許であります。これは、番組内容に対する行政の直接審査、関与を防ぐことで、放送の自由を制度的かつ厳格に保障してきたものであります。この原則を変えることは、番組への行政の恣意的な介入を招きかねません。

第二に、出資など制限をしたマスメディア集中排除原則の法定化は、現行の規定の緩和も可能とする条文であるとともに、この原則に違反した場合の認定・免許取り消し権限も規定されており、総務大臣の権限を強化するものとなっているからです。

第三に、「放送」の定義を「無線通信の送信」に限定していたものから「電気通信の送信」に変えていますが、放送規制の対象拡大への懸念を払拭できる条文となっていないからです。

放送法を議論するのであれば、行政の介入懸念を排除するために、独立性の高い行政機関を設置することが必要で

す。また、施設整備支援を継続する高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法案には賛成ですが、いわゆるテレビ難民を生ま

ないために、来年七月のアナログ停波の延期こそ行うべきであることを指摘して、討論を終わります。

○原口委員長 これにて討論は終局いたしました。

○原口委員長 これより両案について順次採決に入ります。

初めに、放送法等の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、黄川田徹君外五名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○原口委員長 起立総員。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○原口委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

次に、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○原口委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○原口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○原口委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四分散会

放送法等の一部を改正する法律案
放送法の一部改正

第一条 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第三条の四に次の一項を加える。

7 第三条の二第二項の規定の適用を受けるテレビジョン放送を行う放送事業者に対する第三項、第五項及び前項の規定の適用については、第三項中「及び放送番組の編集に関する基本計画」とあるのは、「放送番組の編集に関する基本計画及び放送番組の種別の基準」と

あるのは「次の各号に掲げる事項並びに放送番組の種別及び放送番組の種別ごとの放送時間」とする。

第十四条第二項中「を委員」の下に「又は会長」を加え、同条に次の一項を加える。

4 第一項第一号ロ、ハ(7)、タ(役員の報酬及び退職金の支給の基準並びに役員の服務に関する準則に限る。)及びレに掲げる事項に係る議決は、経営委員会の出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

第十五条第一項中「委員十二人」の下に「及び会長を加え、同条に次の一項を加える。

5 前項に規定する委員長の職務を代行する者の選任は、経営委員会の出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

第十六条第三項第五号中「任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。」を削る。

第二十二條の二第四項を削り、同条第五項を

同条第四項とする。

第二十三條の見出しを「議決の方法」に改め、同条第二項中「の外」を「のほか」に、「出席委員」を「出席者」に改め、同条第三項を削る。

第二十三條の三に次の一項を加える。

4 前項の任命は、経営委員会の出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

第二十七條第四項中「あるのは「新聞社」であるのは、「新聞社」に改め、「十分の一以上を有する者」とあるのは「十分の一以上を有する者(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)」と、同項第七号中「役員」とあるのは「役員(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)」とを削る。

第二十九條第二項中「たえない」を「堪えない」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の会長又は監査委員の罷免は、経営委員会の出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

第四十四條第三項中「協会」を「協会」に改め、「について」の下に「、第三条の四第七項の規定は中波放送及び超短波放送を行う場合における協会についてを加える。

第五十二條の十三第一項第五号中「第七十六條第三項第三号」を「第七十六條第四項第三号」に改める。

第五十二條の二十四第二項第四号中「第七十六條第三項」を「第七十六條第四項」に改める。

第五十二條の二十八第一項中「及び第六條の二」を「、第六條の四第七項及び第六條の二」に改め、「放送の委託」との下に「、第六條の四第七項、第三條の五、第五十一條第一項、第五十一條の二及び第五十二條の二中「行う」とあるのは「委託して行わせる」とを加え、「、同条、第五十一條第一項、第五十一條の二及び第五十二條の二中「行う」とあるのは「委託して行わせる」とを削り、同条第二項中「及び第六條の二

と」を削り、同条第二項中「及び第六條の二

と」を削り、同条第二項中「及び第六條の二

と」を削り、同条第二項中「及び第六條の二

と」を削り、同条第二項中「及び第六條の二

と」を削り、同条第二項中「及び第六條の二

と」を削り、同条第二項中「及び第六條の二

と」を削り、同条第二項中「及び第六條の二

と」を削り、同条第二項中「及び第六條の二

と」を削り、同条第二項中「及び第六條の二

と」を削り、同条第二項中「及び第六條の二

と」を削り、同条第二項中「及び第六條の二

と」を削り、同条第二項中「及び第六條の二

と」を削り、同条第二項中「及び第六條の二

と」を削り、同条第二項中「及び第六條の二

と」を削り、同条第二項中「及び第六條の二

と」を削り、同条第二項中「及び第六條の二

を、「第三条の四第七項及び第六条の二」に改め、「放送の委託」との下に、「第三条の四第七項中「行う」とあるのは「委託して行わせる」とを加える。

第五十二條の三十第二項第五号へ中「第七十六條第三項」を「第七十六條第四項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同号中「第七十六條第五項」を「第七十六條第六項」に改める。

第五十三條の十一第一項中「及び第六号」を削り、同条第二項中「前条第一項第一号から第四号まで」を「前条第一項各号（第五号を除く。）」に改める。

第二条 放送法の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 放送番組の編集等に関する通則（第三條―第十四條）

第三章 日本放送協会

第一節 通則（第十五條―第十九條）

第二節 業務（第二十條―第二十七條）

第三節 経営委員会（第二十八條―第四十一條）

第四節 監査委員会（第四十二條―第四十八條）

第五節 役員及び職員（第四十九條―第六十三條）

第六節 受信料等（第六十四條―第六十七條）

第七節 財務及び会計（第六十八條―第八十條）

第八節 放送番組の編集等に関する特例（第八十一條―第八十四條）

第九章 雑則（第八十五條―第八十七條）

第四章 放送大学学園（第八十八條―第九十條）

第五章 基幹放送

第一節 通則（第九十一條・第九十二條）

第二節 基幹放送事業者

第一款 認定等（第九十三條―第一百五條）
第二款 業務（第一百六條―第一百六條）
第三節 基幹放送局提供事業者（第一百七條―第一百二十五條）

第六章 一般放送

第一節 登録等（第二百六條―第三百三十五條）

第二節 業務（第三百三十六條―第四百六十六條）

第七章 有料放送（第四百七十七條―第五百五十七條）

第八章 認定放送持株会社（第五百五十八條―第六百六十六條）

第九章 放送番組センター（第六百六十七條―第七百七十三條）

第十章 雑則（第七百七十四條―第八百八十二條）

第十一章 罰則（第八百八十三條―第九百九十三條）

附則

第一条中「左に」を「次に」に改める。

第二条第一号中「無線通信の送信」を「電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。）の送信（他人の電気通信設備（同条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）を用いて行われるものを含む。）に改め、同条第六号を同条第二十九号とし、同条第五号を同条第二十八号とし、同条第四号中（その放送が受託放送であるときは、委託して放送をさせる事項）」を削り、同号を同条第二十七号とし、同条第三号の二から第三号の八までを削り、同条第三号を同条第二十号とし、同条の次に次の六号を加える。

二十一 「認定基幹放送事業者」とは、第九十三條第一項の認定を受けた者をいう。
二十二 「特定地上基幹放送事業者」とは、電波法の規定により自己の地上基幹放送の業務に用いる放送局（以下「特定地上基幹放送局」という。）の免許を受けた者をいう。

二十三 「基幹放送事業者」とは、認定基幹放送事業者及び特定地上基幹放送事業者をいう。

二十四 「基幹放送局提供事業者」とは、電波法の規定により基幹放送局の免許を受けた者であつて、当該基幹放送局の無線設備及びその他の電気通信設備のうち総務省令で定めるものの総体（以下「基幹放送局設備」という。）を認定基幹放送事業者の基幹放送の業務の用に供するものをいう。

二十五 「一般放送事業者」とは、第二百六十六條第一項の登録を受けた者及び第三百三十三條第一項の規定による届出をした者をいう。

二十六 「放送事業者」とは、基幹放送事業者及び一般放送事業者をいう。
第二條中第二号の六を第十九号とし、第二号の五を第十八号とし、第二号の四を第十七号とし、第二号の三を第十六号とする。

第二條第二号の二の六中「移動受信地上放送」を「移動受信地上基幹放送」に、「放送であつて、人工衛星の無線局以外の無線局により行われるもの」を「基幹放送であつて、衛星基幹放送以外のもの」に改め、同号を同条第十四号とし、同条の次に次の一号を加える。

十五 「地上基幹放送」とは、基幹放送であつて、衛星基幹放送及び移動受信地上基幹放送以外のものをいう。
第二條第二号の二の五中「受託内外放送」を「内外放送」に改め、「他人の委託により、その放送番組を」を削り、「としてそのまま送信する放送であつて、人工衛星の無線局により行われるもの」を「とする放送」に改め、同号を同条第十二号とし、同条の次に次の一号を加える。

十三 「衛星基幹放送」とは、人工衛星の放送局を用いて行われる基幹放送をいう。
第二條第二号の二の四中「受託協会国際放送」を「協会国際衛星放送」に、「の委託により、その放送番組を」を「により」に、「そのまま送信する放送であつて、人工衛星の無線局により行われるもの」を「基幹放送局（基幹放送をする無線局をいう。以下同じ。）又は外国の放送局を用いて行われる放送（人工衛星の放送局を用いて行われるものに限る。）に改め、同号を同条第九号とし、同条の次に次の二号を加える。

十 「邦人向け協会国際衛星放送」とは、協会国際衛星放送のうち、邦人向けの放送番組の放送をするものをいう。
十一 「外国人向け協会国際衛星放送」とは、協会国際衛星放送のうち、外国人向けの放送番組の放送をするものをいう。

第二條第二号の二の三中「の委託により、その放送番組を」を「により」に、「そのまま送信する」を「の放送をする」に改め、同号を同条第六号とし、同条第二号中「受託協会国際放送」を「協会国際衛星放送」に改め、同号を同条第五号とし、同条第一号の三を削り、同条第一号の二中「であつて、受託国内放送以外のもの」を削り、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 「基幹放送」とは、電波法（昭和二十五年法律第三十一号）の規定により放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送をいう。
三 「一般放送」とは、基幹放送以外の放送をいう。
第二條の二を削る。

第三條中「基く」を「基づく」に改める。
第五十九條中「第五十三條の八」を「第七十五條（第八十一條第六項において準用する場合を含む。）」に改め、同条を第九十三條とする。
第五十八條の二各号を次のように改める。
一 第九十五條第一項若しくは第二項、第九

十七条第二項、第九十八條第一項、第一百条、第二百二十九條第一項若しくは第二項、第三百三十條第四項、第三百三十四條第二項、第三百三十五條第一項若しくは第二項、第五百二十二條第二項、第五百五十三條第二項、第五百五十四條第一項若しくは第二項又は第六十條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第一百二条の規定に違反して認定証を返納しない者

第五十八條の二を第百九十二條とする。

第五十八條第一項第二号中「第九條の五、第四十八條第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第五十條の三第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）を」第二十一条第三項、第二十三條第三項、第二十五条、第二十六條第四項、第八十六條第二項又は第八十九條第二項に改め、同項第三号中「第二十三條の二、第三十條の二又は第三十條の三を」第四十一条、第六十一条又は第六十二条に改め、同項第四号中「第二十三條の五第一項又は第四十條の四第二項を」第四十四條第五号中「第三十八條第三項又は第四十條第四項を」第七十二条第三項又は第七十四條第四項に改め、同条第二項中「第二十三條の五第二項又は第四十條の四第二項を」第四十四條第二項又は第七十七條第二項に改め、同条を第百九十一条とする。

第五十七條第一項中「前三條を」第百八十四条から前条まで（第百八十五条を除く。）に改め、同条第二項中「第五十六條第二項を」第百八十六條第二項に改め、同条を第百八十九條とし、同条の次に次の一条を加える。

第百九十條 第百九十九條の規定に違反して公表することを怠り、又は不実の公表をした者は、百万円以下の過料に処する。

第五十六條の三中「第五十二條の四第七項の規定に違反して契約約款を掲示しなかつた者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、

同条に次の各号を加える。

一 第百十三條、第百二十二條又は第百三十七條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第百十五條第一項若しくは第二項、第二百四十四條第一項、第百三十九條第一項又は第百四十五條第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の見査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第百三十三條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第百四十七條第三項の規定に違反して有料基幹放送契約約款を掲示しなかつた者

第五十六條の三を第百八十八條とする。

第五十六條の二各号を次のように改める。
一 第九十七條第一項の規定に違反して第九十三條第三項第七号又は第八号に掲げる事項を変更した者

二 第百十四條又は第百二十三條の規定による命令に違反した者

三 第百十七條第一項の規定に違反して放送局設備供給契約の申込みを拒んだ者

四 第百十七條第二項の規定に違反して放送局設備供給契約の申込みを承諾した者

五 第百十八條第一項の規定により届け出た提供条件によらないで、放送局設備供給役務を提供した者

六 第百二十條の規定による命令に違反した者

七 第百三十條第一項の規定に違反して第百二十六條第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更した者

八 第百三十八條又は第百四十一條の規定による命令に違反した者

九 第百四十條第二項の規定により届け出た契約約款によらないで、同条第一項の規定による再放送の役務を提供した者

十 第百四十七條第一項の規定により届け出

た有料基幹放送契約約款によらないで、有料基幹放送の役務を提供した者

十一 第百四十八條の規定に違反して有料放送の役務の提供を拒んだ者

十二 第百五十二條第一項の規定に違反して有料放送管理業務を行つた者

十三 第百五十六條の規定による命令に違反した者

第五十六條の二を第百八十七條とする。

第五十六條第一項中「第四條第一項を」第九條第一項（第八十一条第六項において準用する場合を含む。）に改め、同条を第百八十六條とする。

第五十五條各号を次のように改める。

一 第二十條第一項から第三項まで及び第六十五條第四項の業務以外の業務を行つたとき。

二 第十八條第二項、第二十條第八項（第六十五條第五項において準用する場合を含む。）、第二十條第九項若しくは第十項、第二十二條、第六十四條第二項若しくは第三項、第七十一条第一項、第八十五條第一項、第八十六條第一項又は第八十九條第一項の規定により認可を受けるべき場合に認可を受けなかつたとき。

三 第三十八條、第六十條第一項、第七十條第一項、第七十二條第一項、第七十三條第一項又は第七十四條第一項の規定に違反したとき。

第五十五條を第百八十五條とし、第五十四條を第百八十三條とし、同条の次に次の一条を加える。

第百八十四條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第百二十六條第一項の規定に違反して一般放送の業務を行つた者

二 第百七十四條（第八十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定による命令

に違反した者

第六章を第十一章とする。

第五章中第五十三條の十三を第百八十條とし、同条の次に次の二條を加える。

（総務省令への委任）

第百八十一条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、総務省令で定める。

（経過措置）

第百八十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃するときは、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第五十三條の十二第一項中「第五十三條の十一各号」を「第百七十七條第一項各号」に改め、同条を第百七十九條とする。

第五十三條の十一第一項中「前条第一項第五号」を「前条第一項第四号」に改め、同条第二項中「第五号」を「第四号」に改め、同条を第百七十八條とする。

第五十三條の十第一項中「場合には」を「事項については」に改め、各号を次のように改める。

一 第九十一条第一項又は第四項の規定による基幹放送普及計画の制定又は変更

二 第十八條第二項（定款変更の認可）、第二

十條第八項（第六十五條第五項において準用する場合を含む。）、（中継国際放送の協定の認可）、第二十條第九項（提供基準の認可）、同条第十項（任意的業務の認可）、第

二十二條（独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第六十四條第二

項及び第三項（受信料免除の基準及び受信契約条項の認可）、第六十五條第一項（国際

放送等の実施の要請）、第六十六條第一項（放送に関する研究の実施命令）、第七十一

條第一項（収支予算等の認可）、第八十五條

第一項（放送設備の譲渡等の認可）、第八十

六条第一項(放送の廃止又は休止の認可)、第八十九条第一項(放送の廃止又は休止の認可)、第九十三条第一項(基幹放送の業務の認定)、第九十六条第一項(地上基幹放送の業務の場合に限る。)(認定の更新)、第九十七条第一項本文(基幹放送の放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可)、第二百二十条放送局設備供給役務の提供条件の変更命令、第四百四十一条(受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令)、第五百六十六条第一項、第二項若しくは第四項(有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令)、第五百五十九条第一項(認定放送持株会社に関する認定)又は第六百七十七条第一項(センターの指定)の規定による処分

三 第七十条第二項の規定により協会の収支予算、事業計画及び資金計画に対して付す意見

四 第四百四条(基幹放送の業務に関する認定の取消し)、第五百三十一条(一般放送の業務に関する登録の取消し)、第六百六十六条第二項(認定放送持株会社に関する認定の取消し)又は第六百七十三条第一項(センターの指定の取消し)の規定による処分

五 第二条第二十四号(基幹放送局設備)、第九十三条第一項第四号ただし書若しくは第二項第一号若しくは第三号(基幹放送による表現の自由享有基準)、同条第五項(基幹放送の業務の認定の申請期間、第九十七条第一項ただし書(基幹放送に係る軽微な変更)、第一百一十一条第一項(基幹放送設備の技術基準)、第一百三十三条第一項若しくは第二項、第二百二十二条若しくは第二百三十七条(報告を要する重大事故の基準)、第二百二十一条第一項(基幹放送局設備の技術基準)、第二百二十六条第一項ただし書(登録を要し

ない一般放送)、第三百三十六条第一項(一般放送の業務の登録に係る電気通信設備の技術基準)、第五百十条(有料放送の役務の提供条件の説明)、第六百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する第九十三条第一項第四号ただし書(基幹放送による表現の自由享有基準の特例)、第六百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する第九十三条第一項第四号ハ(認定放送持株会社に係る特例)又は第六百六十四条第二項(保有基準割合)の規定による総務省令の制定又は改廃

第五十三条の十第二項中「第五号」を「第四号」に改め、同条を第六百七十七条とし、同条の前に次の一条を加える。

(適用除外等)
第六百七十六条 この法律の規定は、受信障害対策中継放送(電波法第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をいう。以下この条において同じ。)、車両、船舶又は航空機内において有線電気通信設備を用いて行われる放送その他その役務の提供範囲、提供条件等に照らして受信者の利益及び放送の健全な発達を阻害するおそれがないものとして総務省令で定める放送については、適用しない。
2 前項の規定にかかわらず、第九十一条の規定は、受信障害対策中継放送についても適用する。

3 第一項の規定にかかわらず、受信障害対策中継放送は、これを受信障害対策中継放送を行う者が受信した基幹放送事業者の放送とみなして、第九条第一項、第十一条、第十二条、第六百四十七条第一項及び第六百五十七条の規定を適用する。
4 第一項の規定にかかわらず、第六百四十四条の規定は、同項の規定の適用を受ける放送であつて、協会の放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にその再放送をするものについても適用する。

5 第四条から第十条まで、第十二条から第十四条まで及び第六六条から第一百条までの規定は、他の基幹放送事業者の基幹放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にそれらの再放送をする放送(第一項の規定の適用を受ける放送を除く。)については、適用しない。

第五十三条の九から第五十三条の九の三までを削る。

第五十三条の八の前の見出しを削り、同条に見出しとして「資料の提出」を付し、同条中「放送事業者」の下に、「基幹放送局提供事業者」を加え、同条を第六百七十五条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

(業務の停止)

第六百七十四条 総務大臣は、放送事業者(特定地上基幹放送事業者を除く。)がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したときは、三月以内の期間を定めて、放送の業務の停止を命ずることができる。

第五章を第十章とする。

第五十三条の七第二項中「次の各号の二」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第一号中「第五十三号の二」を「第六百六十八号」に改め、同項第三号中「第五十三号第二項第二号」を「第六百六十七号第二項第二号」に改め、第四章中同条を第六百七十三条とする。

第五十三号の六中「第五十三号の二」を「第六百六十八号」に改め、同条を第六百七十二条とする。

第五十三号の五第一項中「第五十三号第一項」を「第六百六十七号第一項」に改め、同条を第六百七十一条とする。

第五十三号の四第五項中「一般放送事業者(受託放送事業者を除く。)」を「基幹放送事業者」に改め、同条を第六百七十条とする。

第五十三号の三第二項中「放送事業者(受託放送事業者を除く。)」を「基幹放送事業者」に改め、同条を第六百六十九号とし、第五十三号の二を第六百六十八号とする。

第五十三号第二項中「次の各号の二」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第一号中「第五十三号の七第一項」を「第六百七十三号第一項」に改め、同条を第六百六十七号とする。

第四章を第九章とする。

第五十二条の三十七第一項第一号を次のように改める。

一 第六百五十九号第二項第五号イからヌまで(ヘを除く。)のいずれかに該当するに至つたとき。

第五十二条の三十七第二項第一号及び第二号中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改め、同項第四号中「第五十二号の三十第二項各号」を「第六百五十九号第二項各号」に改め、第三章の四中同条を第六百六十六条とする。

第五十二条の三十六第二項中「第五十二号の三十第二項」を「第六百五十九号第二項」に改め、同条を第六百六十五条とする。

第五十二条の三十五第二項中「第二号の二第二項各号」を「第九十一条第二項各号」に改め、同条を第六百六十四条とする。

第五十二条の三十四中「特定地上系一般放送事業者(認定放送持株会社の子会社である地上系一般放送事業者をいう。)」は、国内放送を「子会社地上基幹放送事業者(認定放送持株会社の子会社である地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者をいう。)」は、国内基幹放送」に改め、同条を第六百六十三条とする。

第五十二条の三十三を削る。

第五十二条の三十二第二項中「第五十二号の三十第二項第五号イ(1)」を「第六百五十九号第二項第五号イ(1)」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第六百六条第二項、第三項及び第五項の規定は、認定放送持株会社について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第六百六十一条第一項」と、「外国人等」とあるのは「第六百六十一条第一項に規定する外国人等」と、「場合に欠格事由」とあるのは

「場合に第五百十九条第二項第五号イ又はロに定める株式会社」と、「ときは、同項」とあるのは「ときは、社債等振替法第五百二十二条第一項」と、「(欠格事由」とあるのは「同号イ又はロに定める株式会社」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第六十一條第一項及び同条第二項において準用する第六十六條第二項」と、「第九十三條第一項第六号ロ(1)」とあるのは「第五百十九條第二項第五号ロ(1)」と、「同号ホ(2)」とあるのは「同号ロ(2)」と、「株式会社である地上基幹放送を行う認定基幹放送事業者」とあるのは「認定放送持株会社」と、「同号ホに定める事由」とあるのは「同号ロに定める株式会社」と、「同号ホ(1)及び(2)」とあるのは「同号ロ(1)及び(2)」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「第六十一條第一項」と、「外国人等」とあるのは「同項に規定する外国人等」と読み替えるものとする。

3 総務大臣が認定放送持株会社の子会社について電波法第七條第二項の規定による審査を行う場合における同項第四号ロの規定の適用については、同号ロ中「放送法第九十三條第一項第四号」とあるのは、「放送法第六十二條第一項の規定により読み替えて適用する同法第九十三條第一項第四号」とする。

4 総務大臣が認定放送持株会社の子会社について電波法第七十六條第四項の規定による免許の取消しをする場合における同項第五号の規定の適用については、同号中「第七條第二項第四号ロ」とあるのは、「放送法第六十二條第一項の規定により読み替えて適用する同法第九十三條第一項第四号」とする。

第五十二條の三十一第一号中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改め、同条を第六十條とする。

第五十二條の三十第一項を次のように改める。

「一」を「第六十六條第一項」に改め、同号ホを同号へとし、同号二の次に次のように加える。

ホ 第三十一條の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

第五十二條の三十第三項第三号中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改め、同条を第五百十九條とする。

第五十二條の二十九第一項中「第五十二條の三十五」を「第六十四條第一項」に改め、同条を第五百十八條とする。

第三章の四を第八章とする。

第五十二條の二十七及び第五十二條の二十八を削る。

第五十二條の二十六中「第五十二條の二十」を「第六十條」に、「第五十二條の二十三若しくは第五十二條の二十四第二項」を「第三十三條第一項若しくは前条」に、「同条第一項」を「第七十四條」に、「委託放送事業者の委託の相手方」を「業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者」に改め、第三章の三中同条を第五百五條とし、同条の次に次の一款及び一節を加える。

なければならぬ。この場合において、当該番組が学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠するようにしなければならない。

第七十七條 前条第一項の規定の適用を受けるテレビジョン放送を行う基幹放送事業者に対する第六條の規定の適用については、同条第三項中「及び放送番組の編集に関する基本計画」とあるのは、「放送番組の編集に関する基本計画及び放送番組の種別の基準」と、同条第五項及び第六項中「次の各号に掲げる事項」とあるのは「次の各号に掲げる事項並びに放送番組の種別及び放送番組の種別ごとの放送時間」とする。

(災害の場合の放送)

第八十八條 基幹放送事業者は、国内基幹放送等を行うに当たり、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をするようにしなければならない。

(学校向け放送における広告の制限)

第九十九條 基幹放送事業者は、学校向けの教育番組の放送を行う場合には、その放送番組に学校教育の妨げになると認められる広告を含めてはならない。

(放送番組の供給に関する協定の制限)

第一百十條 基幹放送事業者は、特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関する協定を締結してはならない。

(設備の維持)

第一百十一條 認定基幹放送事業者は、基幹放送設備を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2 前項の技術基準は、これにより次に掲げる事項が確保されるものとして定められなければならない。

（基幹放送の業務の認定等の特例）

第六十二條 総務大臣が認定放送持株会社の子会社について第九十三條第一項の規定による認定の審査を行う場合における同項第四号の規定の適用については、同号ただし書中「当該業務に係る」とあるのは「認定放送持株会社の子会社であることの特性を勘案しつつ、当該業務に係る」と、同号ハ中「ロに掲げる者」とあるのは「ロに掲げる者申請をした者がその子会社である場合における認定放送持株会社であつて総務省令で定めるものを除く。」とする。

二以上の基幹放送事業者(当該二以上の基幹放送事業者が一以上の地上基幹放送の業務を行う者が含まれる場合に限る。以下この条 次条第一号並びに第六十六條第二項第一号及び第二号において同じ。)をその子会社とし、若しくはしようとする会社又は二以上の基幹放送事業者をその子会社とする会社を設立しようとする者は、総務大臣の認定を受けることができる。

第五十二條の三十第二項第二号及び第三号中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改め、同項第五号中「リマデ」を「ヌマデ」に改め、同号ハ中、「電波法又は電気通信役務利用放送法」を「又は電波法」に改め、同号ニ中「第五十二條の二十三又は第五十二條の二十四第二項(第六号を除く。)」を「第三十三條第一項又は第六十四條第五号を除く。」に改め、同号リ(2)中「リマデ」を「リマデ」に改め、同号リを同号ヌとし、同号チを同号リとし、同号トを同号チとし、同号ヘを同号トとし、同号ホ中「第五十二條の三十七第

第二款 業務

(国内基幹放送等の放送番組の編集等)

第六十六條 基幹放送事業者は、テレビジョン放送による国内基幹放送及び内外基幹放送(内外放送である基幹放送をいう。)(以下「国内基幹放送等」という。)の放送番組の編集に当たつては、特別な事業計画によるものを除くほか、教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を設け、放送番組の相互の調和を保つようにしなければならない。

2 基幹放送事業者は、国内基幹放送等の教育番組の編集及び放送に当たつては、その放送の対象とする者が明確で、内容がその者に有益適切であり、組織的かつ継続的であるようにするとともに、その放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようにし

なければならない。この場合において、当該番組が学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠するようにしなければならない。

第七十七條 前条第一項の規定の適用を受けるテレビジョン放送を行う基幹放送事業者に対する第六條の規定の適用については、同条第三項中「及び放送番組の編集に関する基本計画」とあるのは、「放送番組の編集に関する基本計画及び放送番組の種別の基準」と、同条第五項及び第六項中「次の各号に掲げる事項」とあるのは「次の各号に掲げる事項並びに放送番組の種別及び放送番組の種別ごとの放送時間」とする。

(災害の場合の放送)

第八十八條 基幹放送事業者は、国内基幹放送等を行うに当たり、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をするようにしなければならない。

(学校向け放送における広告の制限)

第九十九條 基幹放送事業者は、学校向けの教育番組の放送を行う場合には、その放送番組に学校教育の妨げになると認められる広告を含めてはならない。

(放送番組の供給に関する協定の制限)

第一百十條 基幹放送事業者は、特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関する協定を締結してはならない。

(設備の維持)

第一百十一條 認定基幹放送事業者は、基幹放送設備を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2 前項の技術基準は、これにより次に掲げる事項が確保されるものとして定められなければならない。

一 基幹放送設備の損壊又は故障により、基幹放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにすること。

二 基幹放送設備を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすること。

第百十二条 特定地上基幹放送事業者は、自己の地上基幹放送の業務に用いる電気通信設備（以下「特定地上基幹放送局等設備」という。）を前条第一項の総務省令で定める技術基準及び第百二十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

（重大事故の報告）

第百十三条 認定基幹放送事業者は、基幹放送設備に起因する放送の停止その他の重大な事故であつて総務省令で定めるものが生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

2 特定地上基幹放送事業者は、特定地上基幹放送局等設備に起因する放送の停止その他の重大な事故であつて総務省令で定めるものが生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

（設備の改善命令）

第百十四条 総務大臣は、基幹放送設備が第百十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、認定基幹放送事業者に対し、当該技術基準に適合するように当該基幹放送設備を改善すべきことを命ずることができる。

2 総務大臣は、特定地上基幹放送局等設備が第百十一条第一項の総務省令で定める技術基準又は第百二十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、特定地上基幹放送事業者に対し、当該技術基準に適合するように当該特定地上基幹放送局等設備を改善すべきことを命ずることができる。

できる。

（設備に関する報告及び検査）

第百十五条 総務大臣は、第百十一条第一項、第百十三条第一項及び前条第一項の規定の施行に必要な限度において、認定基幹放送事業者に対し、基幹放送設備の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該基幹放送設備を設置する場所に立ち入り、当該基幹放送設備を検査させることができる。

2 総務大臣は、第百十二条、第百十三条第二項及び前条第二項の規定の施行に必要な限度において、特定地上基幹放送事業者に対し、特定地上基幹放送局等設備の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該特定地上基幹放送局等設備を設置する場所に立ち入り、当該特定地上基幹放送局等設備を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（外国人等の取得した株式の取扱い）

第百十六条 金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第百二十五条第一項及び第百六十一条第一項において同じ。）に上場されている株式又はこれに準ずるものとして総務省令で定める株式を発行している会社である基幹放送事業者は、その株式を取得した第九十三条第一項第六号イからハまでに掲げる者又は同号ホ(2)に掲げる者（特定地上基幹放送事業者にあつては、電波法第五条第一項第一号から第三号までに掲げる者又は同条第四項第三号ロに掲げる者。以下この条において「外国人等」という。）からの氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することの請求を受けた場合において、そ

の請求に応ずることにより次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事由（次項において「欠格事由」という。）に該当することとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる。

一 当該基幹放送事業者が衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送を行う認定基幹放送事業者である場合 第九十三条第一項第六号ニに定める事由

二 当該基幹放送事業者が地上基幹放送を行う認定基幹放送事業者である場合 第九十三条第一項第六号ニ又はホに定める事由

三 当該基幹放送事業者が特定地上基幹放送事業者である場合 電波法第五条第四項第二号又は第三号に定める事由

2 前項の基幹放送事業者は、社債等振替法第百五十一条第一項又は第八項の規定による通知に係る株主のうち外国人等が有する株式のすべてについて社債等振替法第百五十二条第一項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することとした場合に欠格事由に該当することとなるときは、同項の規定にかかわらず、特定外国株式（欠格事由に該当することとならないように当該株式の一部に限つて株主名簿に記載し、又は記録する方法として総務省令で定める方法に従い記載し、又は記録することができる株式以外の株式をいう。）については、同項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる。

3 前二項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる場合を除き、第九十三条第一項第六号ホ(1)に掲げる者により同号ホ(2)に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合が増加することにより、株主名簿に記載され、又は記録されている同号ホ(2)に掲げる者が有する株式のすべてについて議決権を有することとした場合に株式会社である地上基幹放送を行う認定基幹放

送事業者が同号ホに定める事由に該当することとなるときは、特定外国株主（株主名簿に記載され、又は記録されている同号ホ(1)及び(2)に掲げる者が有する株式のうち同号ホに定める事由に該当することとならないように総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式以外の株式を有する株主をいう。）は、当該株式についての議決権を有しない。

4 第一項及び第二項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる場合を除き、電波法第五条第四項第三号イに掲げる者により同号ロに掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合が増加することにより、株主名簿に記載され、又は記録されている同号ロに掲げる者が有する株式のすべてについて議決権を有することとした場合に株式会社である特定地上基幹放送事業者が同号に定める事由に該当することとなるときは、特定外国株主（株主名簿に記載され、又は記録されている同号イ及びロに掲げる者が有する株式のうち同号に定める事由に該当することとならないように総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式以外の株式をいう。）は、当該株式についての議決権を有しない。

5 第一項の基幹放送事業者は、総務省令で定めるところにより、外国人等がその議決権に占める割合を公告しなければならない。ただし、その割合が総務省令で定める割合に達しないときは、この限りでない。

第三節 基幹放送局提供事業者（提供義務等）

第百十七条 基幹放送局提供事業者は、認定基幹放送事業者から、当該認定基幹放送事業者に係る第九十四条第二項の認定証に記載された同条第三項第三号から第六号までに掲げる事項（衛星基幹放送に係る場合にあつては、当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌

道又は位置を含む。次項において「認定証記載事項」という。）に従った基幹放送局設備の提供に関する契約以下「放送局設備供給契約」という。）の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 基幹放送局提供事業者は、認定基幹放送事業者以外の者から放送局設備供給契約の申込みを受けたとき、又は認定基幹放送事業者から認定証記載事項に従わない放送局設備供給契約の申込みを受けたときは、これを承諾してはならない。

（役務の提供条件）

第百十八条 基幹放送局提供事業者は、基幹放送局設備を認定基幹放送事業者の基幹放送の業務の用に供する役務（以下「放送局設備供給役務」という。）の料金その他の総務省令で定める提供条件を定め、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 基幹放送局提供事業者は、前項の規定により届け出た提供条件以外の提供条件により放送局設備供給役務を提供してはならない。

（会計整理等）

第百十九条 基幹放送局提供事業者であつて認定基幹放送事業者又は特定地上基幹放送事業者を兼ねるものは、総務省令で定めるところにより、基幹放送局設備又は特定地上基幹放送局等設備（次条第四号において「基幹放送局設備等」という。）を基幹放送の業務の用に供する業務に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該業務に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表しなければならない。

（変更命令）

第百二十条 総務大臣は、基幹放送局提供事業者が第百十八条第一項の規定により届け出た提供条件が次の各号のいずれかに該当するため、当該提供条件による放送局設備供給役務

の提供が基幹放送の業務の運営を阻害していると認めるときは、当該基幹放送局提供事業者に対し、当該提供条件を変更すべきことを命ずることができる。

一 放送局設備供給役務の料金が特定の認定基幹放送事業者に対し不当な差別的取扱いをするものであること。

二 放送局設備供給契約の締結及び解除、放送局設備供給役務の提供の停止並びに基幹放送局提供事業者及び認定基幹放送事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていないこと。

三 認定基幹放送事業者に不当な義務を課するものであること。

四 基幹放送局提供事業者であつて認定基幹放送事業者又は特定地上基幹放送事業者を兼ねるものが提供する放送局設備供給役務に関する料金その他の提供条件が基幹放送局設備等を自己の基幹放送の業務の用に供することとした場合の条件に比して不利なものであること。

（設備の維持）

第百二十一条 基幹放送局提供事業者は、基幹放送局設備を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2 前項の技術基準は、これにより次に掲げる事項が確保されるものとして定められなければならない。

一 基幹放送局設備の損壊又は故障により、基幹放送局の運用に著しい支障を及ぼさないようにすること。

二 基幹放送局設備を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすること。

（重大事故の報告）

第百二十二条 基幹放送局提供事業者は、基幹放送局設備に起因する放送の停止その他の重大な事故であつて総務省令で定めるものが生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

ならない。

（設備の改善命令）

第百二十三条 総務大臣は、基幹放送局設備が第百二十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、基幹放送局提供事業者に対し、当該技術基準に適合するように当該基幹放送局設備を改善すべきことを命ずることができる。

（設備に関する報告及び検査）

第百二十四条 総務大臣は、前三条の規定の施行に必要な限度において、基幹放送局提供事業者に対し、基幹放送局設備の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該基幹放送局設備を設置する場所に立ち入り、当該基幹放送局設備を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（外国人等の取得した株式の取扱い）

第百二十五条 金融商品取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして総務省令で定める株式を発行している会社である基幹放送局提供事業者は、その株式を取得した外国人等（電波法第五条第一項第一号から第三号までに掲げる者又は同条第四項第三号に掲げる者をいう。）からその氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事由に該当することとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる。

一 当該基幹放送局提供事業者が衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送をする無線局の免許を受けた者である場合 電波法第

五条第一項第四号に定める事由

二 当該基幹放送局提供事業者が地上基幹放送をする無線局の免許を受けた者である場合 電波法第五条第四項第二号又は第三号に定める事由

2 第百二十六条第二項、第四項及び第五項の規定は、基幹放送局提供事業者について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第百二十五条第二項」と、「外国人等」とあるのは「第百二十五条第一項に規定する外国人等」と、「欠格事由」とあるのは「第百二十五条第一項各号に定める事由」と、「同項」とあるのは「社債等振替法第百五十二条第一項」と、同条第四項中「第一項及び第二項」とあるのは「第百二十五条第一項及び同条第二項において準用する第百二十六条第二項」と、「特定地上基幹放送事業者」とあるのは「地上基幹放送をする無線局の免許を受けた基幹放送局提供事業者」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「第百二十五条第一項」と、「外国人等」とあるのは「同項に規定する外国人等」と読み替えるものとする。

第百二十二条の二十三の前の見出し及び同条から第五十二条の二十五までを削る。

第五十二条の二十二中「第五十二条の十三第一項」を「第九十三条第一項」に、「委託放送事業者」を「認定基幹放送事業者」に改め、同条を第百二十二条とし、同条の次に次の見出し及び二条を加える。

（認定の取消し等）

第百二十三条 総務大臣は、認定基幹放送事業者が第九十三条第一項第六号（トを除く。）に掲げる要件に該当しないこととなつたとき、又は認定基幹放送事業者が行う地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許がその効力を失つたときは、その認定を取り消さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、総務大臣は、認定基幹放送事業者が第九十三条第一項第六号

ホに該当することとなつた場合において、同号ホに該当することとなつた状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、当該認定基幹放送事業者の認定の有効期間の残存期間内に限り、期間を定めてその認定を取り消さないことができる。

第百四条 総務大臣は、認定基幹放送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 正当な理由がないのに、基幹放送の業務を引き続き六月以上休止したとき。

二 不正な手段により、第九十三条第一項の認定又は第九十七条第一項の許可を受けたとき。

三 第九十三条第一項第四号に掲げる要件に該当しないこととなつたとき。

四 第百七十四条の規定による命令に従わな

いとき。

五 衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許がその効力を失つたとき。

第五十二条の二十一中「委託放送事業者が委託放送業務を「認定基幹放送事業者が基幹放送の業務」に、「第五十二条の十三第一項」を「第九十三条第一項」に改め、同条を第百一条とする。

第五十二条の二十の前の見出しを削り、同条中「委託放送事業者」を「認定基幹放送事業者」に改め、同条を第百条とし、同条の前に見出しとして「業務の廃止」を付する。

第五十二条の十九中「委託放送事業者」を「認定基幹放送事業者」に改め、同条を第九十九条とする。

第五十二条の十八第一項中「委託放送事業者」を「認定基幹放送事業者」に改め、同条第二項中「委託放送事業者」を「認定基幹放送事業者」に、「委託放送業務」を「基幹放送の業務」に改め、同条第三項中「第五十二条の十三第一項」を「第九十三条第一項」に、「前項」を「第二項及び第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二

項の次に次の三項を加える。

3 電波法第二十條第四項前段の規定の適用がある場合において、分割により地上基幹放送の業務を行う事業を承継した法人は、総務大臣の認可を受けたときは、当該業務に係る認定を受けたものとみなす。同項後段の規定の適用がある場合において、特定地上基幹放送局の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行うとする場合における当該譲渡人について、又は特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を行う事業を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行うとする場合における当該譲受人についても、同様とする。

4 前項の規定により受けたものとみなされた認定の有効期間は、当該認定に係る地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

5 電波法第二十條第五項の規定により合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は譲受人が合併又は事業の譲渡に係る地上基幹放送の業務に用いられる特定地上基幹放送局の免許人の地位を承継したときは、当該地上基幹放送の業務についての第九十三条第一項の認定は、その効力を失う。

第五十二条の十八を第九十八条とする。

第五十二条の十七の見出しを「(放送事項等の変更)」に改め、同条第一項中「委託放送事業者」を「認定基幹放送事業者」に、「委託放送事項」を「第九十三条第三項第七号又は第八号に掲げる事項」に、「総務大臣」を「総務大臣」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

第五十二条の十七第二項中「委託放送事業者の申請」を「認定基幹放送事業者の申請」に、「第五十二条の十四第一項各号」を「第九十四条第一

項各号」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 衛星基幹放送を行う場合にあつては、電波法の規定により、当該衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者以外の者が当該衛星基幹放送に係る人工衛星の軌道若しくは位置及び周波数をその免許状に記載すべき基幹放送局の免許を受けたとき又は当該衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者が当該衛星基幹放送に係る人工衛星の軌道若しくは位置について変更の許可若しくは当該衛星基幹放送に係る周波数について指定の変更を受けたとき。

二 移動受信用地上基幹放送を行う場合にあつては、電波法の規定により、当該移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者以外の者が当該移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域内の放送区域及び周波数をその免許状に記載すべき基幹放送局の免許を受けたとき若しくは当該移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者が当該移動受信用地上基幹放送に係る周波数について指定の変更を受けたとき又は第九十一条第四項の規定により総務大臣が基幹放送普及計画を変更した場合において当該移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域について変更があつたとき。

第五十二条の十七第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 認定基幹放送事業者は、前項ただし書の総務省令で定める軽微な変更に該当する変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

第五十二条の十七を第九十七条とする。

第五十二条の十六第一項中「第五十二条の十三第一項」を「第九十三条第一項」に改め、「五年ごと」の下に「(地上基幹放送の業務の認定にあ

つては、電波法の規定による当該地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許の有効期間と同一の期間ごと」を加え、同条第二項中「前項」を「衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務の認定について前項」に、「第五十二条の十三第一項第三号」を「第九十三条第一項第四号」に改め、同条を第九十六条とする。

第五十二条の十五第一項中「委託放送事業者」を「認定基幹放送事業者」に、「第五十二条の十三第一項」を「第九十三条第一項」に、「その」を「、その」に改め、同条第二項中「委託放送業務」を「基幹放送の業務」に、「委託放送事業者」を「認定基幹放送事業者」に改め、同条を第九十五条とする。

第五十二条の十四第一項中「次の事項」の下に「(衛星基幹放送にあつては、次の事項及び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置)」を加え、各号を次のように改める。

一 電波法の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者の氏名又は名称

二 放送対象地域

三 基幹放送に係る周波数

第五十二条の十四第三項中「次の事項」の下に「(衛星基幹放送にあつては、次の事項及び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置)」を加え、第三号から第七号までを次のように改める。

三 基幹放送の種類

四 電波法の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者の氏名又は名称

五 放送対象地域

六 基幹放送に係る周波数

七 放送事項

第五十二条の十四を第九十四条とする。

第五十二条の十三第一項中「委託放送業務」を「基幹放送の業務」に、「委託国内放送業務を行う場合における協会」を「電波法の規定により当

該基幹放送の業務に用いられる特定地上基幹放送局の免許を受けようとする者又は受けた者」に、「次の各号を」に「次に掲げる要件」に、「適合している」を「該当する」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 当該業務に用いられる基幹放送局設備を確保することが可能であること。

第五十二条の十三第一項第二号中「財政的基礎」を「経理的基礎及び技術的能力」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 当該業務に用いられる電気通信設備（基幹放送局設備を除く。以下「基幹放送設備」という。）が第百十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合すること。

第五十二条の十三第一項第五号中「又まで」を「ルまで（衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務を行うおとする場合にあつては、ホを除く。）」に改め、同号又中「ホからリまで」を「ヘからヌまで」に改め、同号ヌを同号ルとし、同号リ中「第二十七条の十五第一項の下に」又は第二項（第三号を除く。）を加え、「認定の取消し」を「移動受信用地上基幹放送をする無線局に係る同法第二十七条の十三第一項の開設計画の認定の取消し」に改め、同号リを同号ヌとし、同号チを削り、同号ト中「第七十五条第一項の下に」又は第七十六条第四項（第四号を除く。）を加え、「放送局」を「基幹放送局」に改め、同号トを同号リとし、同号ヘ中「第五十二条の二十三又は第五十二条の二十四第二項（第六号を除く。）」を「第百三条第一項又は第百四条（第五号を除く。）」に改め、同号ヘを同号トとし、同号トの次に次のように加える。

チ 第百三十一条の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

第五十二条の十三第一項第五号ホ中「電気通信役務利用放送法」を「電波法」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 法人又は団体であつて、(1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により(2)に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合がその議決権の五分の一以上を占めるもの（二に該当する場合を除く。）

(1) イからハまでに掲げる者
(2) (1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体

第五十二条の十三第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「することが」の下に「基幹放送普及計画に適合することその他」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 当該業務を行うおととする者が次のいずれにも該当しないこと。ただし、当該業務に係る放送の種類、放送対象地域その他の事項に照らして基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されることとが妨げられないと認められる場合として総務省令で定める場合は、この限りでない。

イ 基幹放送事業者
ロ イに掲げる者に対して支配関係を有する者

ハ イ又はロに掲げる者がある者に対して支配関係を有する場合におけるその者に、第五十二条の十三第三項中「事業計画書」の下に「事業収支見積書」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「次の事項」の下に「衛星基幹放送にあつては、次の事項及び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置」を加え、各号を次のように改める。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 基幹放送の種類

三 基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称
四 希望する放送対象地域
五 基幹放送に関し希望する周波数
六 業務開始の予定期日
七 放送事項
八 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要

第五十二条の十三第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第四号ロ及びハの支配関係とは、次の各号のいずれかに該当する関係をいう。
一 一の者及び当該一の者と株式の所有関係その他の総務省令で定める特別の関係にある者が有する法人又は団体の議決権の数の当該法人又は団体の議決権の総数に占める割合が十分の一以上三分の一未満の範囲内で総務省令で定める割合を超える場合における当該一の者と当該法人又は団体の関係

二 一の法人又は団体の代表権を有する役員又は常勤の役員が他の法人又は団体の代表権を有する役員又は業務を執行する常勤の役員の地位を兼ねる場合における当該一の法人又は団体と当該他の法人又は団体との関係

三 一の法人又は団体の役員で他の法人又は団体の業務を執行する役員の地位を兼ねる者の数の当該他の法人又は団体の役員の総数に占める割合が十分の一以上三分の一未満の範囲内で総務省令で定める割合を超える場合における当該一の法人又は団体と当該他の法人又は団体との関係

第五十二条の十三に次の二項を加える。
5 第一項の認定（協会又は学園の基幹放送の業務その他総務省令で定める特別な基幹放送の業務に係るものを除く。）の申請は、総務大臣が公示する期間内に行わなければならない

い。第九十六条第一項の認定の更新（地上基幹放送の業務に係るものに限る。）の申請についても、同様とする。

6 前項の期間は、一月を下らない範囲内で申請に係る基幹放送において使用する周波数ごとに定める期間（地上基幹放送において使用する周波数にあつては、その周波数を使用する基幹放送局に係る電波法第六条第七項の公示の期間と同一の期間）とし、前項の規定による期間の公示は、基幹放送の種類及び放送対象地域その他認定の申請に資する事項を併せ行うものとする。

第五十二条の十三を第九十三条とし、第三章の三中同条の前に次の一節、節名及び款名を加える。

第一節 通則

（基幹放送普及計画）
第九十一条 総務大臣は、基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、基幹放送普及計画を定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。

2 基幹放送普及計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針、基幹放送をすることができ、機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由が得られるだけ多くの者によつて享有されるようにするための指針その他基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項

二 協会の放送、学園の放送又はその他の放送の区分、国内放送、国際放送、中継国際放送、協会国際衛星放送又は内外放送の区分、中波放送、超短波放送、テレビジョン放送その他の放送の種類による区分その他の総務省令で定める基幹放送の区分ごとの同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域（以下

「放送対象地域」という。

三 放送対象地域ごとの放送系同一の放送番組の放送を同時に行うことのできる基幹放送局の総体をいう。以下この号において同じ。）の数（衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域にあつては、放送系により放送をすることのできる放送番組の数）の目標

3 基幹放送普及計画は、第二十条第一項、第二項第一号及び第五項に規定する事項、電波法第五十四条第四項の基幹放送用割当可能周波数、放送に関する技術の発達及び需要の動向、地域の自然的経済的社会的文化的諸事情その他の事情を勘案して定める。

4 総務大臣は、前項の事情の変動により必要があるとき、基幹放送普及計画を変更することができる。

5 総務大臣は、基幹放送普及計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

（基幹放送の受信に係る事業者の責務）

第九十二条 特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者（電波法の規定により衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者を除く。）は、その基幹放送局を用いて行われる基幹放送に係る放送対象地域において、当該基幹放送がうまく受信できるように努めるものとする。

第二節 基幹放送事業者

第一款 認定等

第三章の三の章名中「委託放送事業者」を「基幹放送」に改める。

第三章の三を第五章とし、同章の次に次の二章を加える。

第六章 一般放送

第一節 登録等

（一般放送の業務の登録）

第二百二十六条 一般放送の業務を行おうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない

い。ただし、有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送その他の一般放送の種類、一般放送の業務に用いられる電気通信設備の規模等からみて受信者の利益及び放送の健全な発達に及ぼす影響が比較的少ないものとして総務省令で定める一般放送については、この限りでない。

2 前項の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 総務省令で定める一般放送の種類

三 一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要

四 業務区域

3 前項の申請書には、第二百二十八条第一号から第五号までに該当しないことを誓約する書面その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

（登録の実施）

第二百二十七条 総務大臣は、前条第一項の登録の申請があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を一般放送事業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第二項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 総務大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第二百二十八条 総務大臣は、第二百二十六条第二項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事項の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

ればならない。

一 この法律に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二百三条第一項又は第四百四条（第五号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

三 第三百三十一条の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

四 電波法第七十五条第一項又は第七十六条第四項（第四号を除く。）の規定により基幹放送局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

五 法人又は団体であつて、その役員が前各号のいずれかに該当する者であるもの

六 一般放送の業務を適確に遂行するに足りる技術的能力を有しない者

七 第三百三十六条第一項の総務省令で定める技術基準に適合する一般放送の業務に用いられる電気通信設備を権原に基づいて利用できない者

（業務の開始及び休止の届出）

第二百二十九条 登録一般放送事業者（第二百二十六条第一項の登録を受けた者をいう。以下同じ。）は、同項の登録を受けたときは、遅滞なく、その業務の開始の期日を総務大臣に届け出なければならない。

2 一般放送の業務を一月以上休止するとき、登録一般放送事業者は、その休止期間を総務大臣に届け出なければならない。休止期間を変更するときも、同様とする。

（変更登録）

第二百三十条 登録一般放送事業者は、第二百二十六条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この

限りでない。

2 前項の変更登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

3 第二百二十六条第三項、第二百二十七条及び第二百二十八条の規定は、第一項の変更登録について準用する。この場合において、第二百二十七条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、第二百二十八条中「第二百二十六条第二項の申請書を提出した者が次の各号」とあるのは「変更登録に係る申請書を提出した者が次の各号（第三号を除く。）」と読み替へるものとする。

4 登録一般放送事業者は、第二百二十六条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更に係る変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。その届出があつた場合には、総務大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

（登録の取消し）

第二百三十一条 総務大臣は、登録一般放送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 正当な理由がないのに、一般放送の業務を引き続き一年以上休止したとき。

二 不正な手段により第二百二十六条第一項の登録又は前条第一項の変更登録を受けたとき。

三 第二百二十八条第一号、第二号、第四号又は第五号のいずれかに該当するに至つたとき。

四 登録一般放送事業者が第七十四条の規定による命令に違反した場合において、一般放送の受信者の利益を阻害すると認められるとき。

（登録の抹消）

第三百三十二条 総務大臣は、第三百三十五条第一項若しくは第二項の規定による届出があつたとき、又は前条の規定による登録の取消しをしたときは、当該登録一般放送事業者の登録を抹消しなければならない。

(一般放送の業務の届出)

第三百三十三条 一般放送の業務を行おうとする者(第三百二十六条第一項の登録を受けるべき者を除く)は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 総務省令で定める一般放送の種類

三 一般放送の業務に用いられる電気通信設備の概要

四 業務区域

五 その他総務省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。

(承継)

第三百三十四条 一般放送事業者が一般放送の業務を行う事業の全部を譲渡し、又は一般放送事業者について相続、合併若しくは分割(一般放送の業務を行う事業の全部を承継させるものに限る)があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の協議により一般放送の業務を行う事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下この項において同じ)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人は、当該一般放送事業者の地位を承継する。ただし、当該一般放送事業者が登録一般放送事業者であ

る場合において、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第三百二十八条第一号から第五号までのいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により一般放送事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。この場合において、当該一般放送事業者が登録一般放送事業者であるときは、総務大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

(業務の廃止等の届出)

第三百三十五条 一般放送事業者は、一般放送の業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 一般放送事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人(解散が破産手続開始の決定による場合にあつては、破産管財人)は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

第二節 業務

(設備の維持)

第三百三十六条 登録一般放送事業者は、第二百二十六条第一項の登録に係る電気通信設備を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2 前項の技術基準は、これにより次に掲げる事項が確保されるものとして定められなければならない。

一 一般放送の業務に用いられる電気通信設備の損壊又は故障により、一般放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにすること。

二 一般放送の業務に用いられる電気通信設備を用いて行われる一般放送の品質が適正であるようにすること。

(重大事故の報告)

第三百三十七条 登録一般放送事業者は、第二百

十六条第一項の登録に係る電気通信設備に起因する放送の停止その他の重大な事故であつて総務省令で定めるものが生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

(設備の改善命令)

第三百三十八条 総務大臣は、第二百二十六条第一項の登録に係る電気通信設備が第二百三十六条第一項の総務省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、登録一般放送事業者に対し、当該技術基準に適合するように当該電気通信設備を改善すべきことを命ずることができ

(設備に関する報告及び検査)

第三百三十九条 総務大臣は、前三条の規定の施行に必要な限度において、登録一般放送事業者に対し、第二百二十六条第一項の登録に係る電気通信設備の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該電気通信設備を設置する場所に立ち入り、当該電気通信設備を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(受信障害区域における再放送)

第四百十条 登録一般放送事業者であつて、市町村の区域を勘案して総務省令で定める区域の全部又は大部分において有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送を行う者として総務大臣が指定する者は、当該登録に係る業務区域内に地上基幹放送(テレビジョン放送に限る。以下この条、第四百十二条及び第四百十四条において同じ)の受信の障害が発生している区域があるときは、正当な理由がある場合として総務省令で定める場合を除き、当該受信の障害が発生している区域において、

基幹放送普及計画により放送がされるべきものとされるすべての地上基幹放送を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで同時に再放送をしなければならない。

2 前項の規定により指定を受けた者(以下「指定再放送事業者」という)は、同項の規定による再放送の役務の提供条件について契約約款を定め、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。当該契約約款を変更しようとするときも、同様とする。

3 指定再放送事業者は、第一項の規定による再放送及び当該再放送以外の放送を併せて行うときは、当該再放送の役務の提供のみについて契約を締結することができるよう前項の提供条件を定めることその他の受信者の利益を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 第十一条の規定は、第一項の規定による地上基幹放送の再放送については、適用しない。

5 国及び地方公共団体は、指定再放送事業者が一般放送の業務に用いる有線電気通信設備の設置が円滑に行われるために必要な措置が講ぜられるよう配慮するものとする。

6 第一項の指定に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(改善命令)

第四百十一条 総務大臣は、前条第一項の規定による再放送の業務の運営が適正を欠くため受信者の利益を阻害していると認めるときは、指定再放送事業者に対し、当該再放送の役務の提供条件の変更その他当該再放送の業務の方法を改善すべきことを命ずることができる。

(電気通信紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁)

第四百十二条 有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送の業務を行う一般放送事業者(登録一般放送事業者については、指定再放

送事業者に限る。)が、地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者に対し、その地上基幹放送を受信して再放送に係る第十一条の同意(以下この節において単に「同意」という。)について協議を申し入れたにもかかわらず、当該基幹放送事業者が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当事者は、電気通信紛争処理委員会(以下「紛争処理委員会」という。)に対し、あつせんを申請することができ。ただし、当事者が第三項の規定による仲裁の申請をし、又は当該一般放送事業者が第四百四十四条第一項の規定による裁定の申請をした後は、この限りでない。

2 電気通信事業法第五百四十四条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんについて準用する。この場合において、同条第六項中「第三十五条第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項の規定による仲裁の申請」とあるのは、「放送法第四百二十二条第三項の規定による仲裁の申請をし、又は同条第一項の一般放送事業者が同法第四百四十四条第一項の規定による裁定の申請」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定による協議が調わないときは、当事者の双方は、紛争処理委員会に対し、仲裁を申請することができる。ただし、同項の一般放送事業者が第四百四十四条第一項の規定による裁定の申請をした後は、この限りでない。

4 電気通信事業法第五百五十二条第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁について準用する。

5 第一項又は第三項の規定により紛争処理委員会に対してするあつせん又は仲裁の申請は、総務大臣を経由してしなければならない。

(政令への委任)
第四百四十三条 前条に規定するもののほか、あつせん及び仲裁の手續に關し必要な事項は、

政令で定める。

(裁定)

第四百四十四条 第四百二十二条第一項の一般放送事業者が、地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者に対し、その地上基幹放送を受信して再放送に係る同意について協議を申し入れたにもかかわらず、当該基幹放送事業者が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当該一般放送事業者は、総務大臣の裁定を申請することができる。ただし、当事者が同条第三項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

2 総務大臣は、前項の規定による裁定の申請があつたときは、その旨を当該申請に係る基幹放送事業者へ通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 総務大臣は、前項の基幹放送事業者がその地上基幹放送の再放送に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとする。

4 同意をすべき旨の裁定においては、第一項の申請をした者が再放送をすることができる地上基幹放送、その者が再放送の業務を行うことができる区域及び当該再放送の実施の方法を定めなければならない。

5 総務大臣は、第一項の裁定をしようとするときは、紛争処理委員会に諮問しなければならない。

6 総務大臣は、第一項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

7 第四項の裁定が前項の規定により当事者に通知されたときは、当該裁定の定めるところにより、当事者間に協議が調つたものとみなす。

(有線電気通信設備の使用)
第四百四十五条 一般放送事業者(有線電気通信設備を用いて一般放送の業務を行う者に限

る。第四項において同じ。)は、その設置に關し必要とされる道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十二条第一項若しくは第三項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の許可その他法令に基づく処分を受けなくて設置されている有線電気通信設備又は所有者等の承諾を得ないで他人の土地若しくは電柱その他の工作物に設置されている有線電気通信設備を用いて一般放送をしてはならない。

2 総務大臣は、前項の規定の違反に係る有線電気通信設備の設置の状況等について、道路管理者(道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。)その他の関係行政機関及びその他の関係者から資料の提供その他の協力を求めることができる。

3 総務大臣は、第一項の規定に違反する行為であつて道路法の違反に係るものについて第四百七十四条の規定による処分を行おうとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通知するものとする。この場合において、国土交通大臣は、総務大臣に対し、当該道路法の違反に關する意見を述べることができる。

4 総務大臣は、第一項の規定の施行に必要な限度において、一般放送事業者に対し、その業務の状況に關し報告を求め、又はその職員に、一般放送事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

6 第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(届出をした一般放送事業者に対する放送番組の編集等に関する適用)
第四百四十六条 第五条から第八条まで、第十条

及び第十二条の規定は、第三百三十三条第一項の規定による届出をした一般放送事業者については、適用しない。

第七章 有料放送

(有料基幹放送契約の届出・公表等)

第四百四十七条 有料放送契約により、その放送を受信することのできる受信設備を設置し、当該受信設備による受信に關し料金を支払う者によつて受信されることを目的とし、当該受信設備によらなければ受信することができないようにして行われる放送をいう。以下同じ。を行う放送事業者(以下「有料放送事業者」という。)は、基幹放送を契約の対象とする有料放送(以下「有料基幹放送」という。)の役務を国内受信者(有料放送事業者との間に国内に設置する受信設備により有料放送の役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。以下同じ。)に提供する場合には、当該有料基幹放送の役務に關する料金その他の提供条件について契約約款(以下「有料基幹放送契約約款」という。)を定め、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。当該有料基幹放送契約約款を変更しようとするときも、同様とする。

2 有料基幹放送の役務を提供する有料放送事業者は、前項の規定により届け出た有料基幹放送契約約款以外の提供条件により国内受信者に対し有料基幹放送の役務を提供してはならない。

3 有料基幹放送の役務を提供する有料放送事業者は、第一項の規定により届け出た有料基幹放送契約約款を、総務省令で定めるところにより、公表するとともに、国内にある営業所その他の事業所において公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

(役務の提供義務)

第四百四十八条 有料放送事業者は、正当な理由がなければ、国内に設置する受信設備によりその有料放送を受信しようとする者に対しそ

の有料放送の役務の提供を拒んではならない。

(有料放送業務の休廃止に関する周知)

第百四十九条 有料放送事業者は、有料放送の役務を提供する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該休止又は廃止しようとする有料放送の国内受信者に対し、その旨を周知させなければならない。

(提供条件の説明)

第百五十条 有料放送事業者及び有料放送の役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者(以下「有料放送事業者等」という。)は、有料放送の役務の提供を受けようとする者と有料放送の役務の提供に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該有料放送の役務に関する料金その他の提供条件の概要について、その者に説明しなければならない。

(苦情等の処理)

第百五十一条 有料放送事業者及び次条第二項に規定する有料放送管理事業者は、有料放送の役務の提供に関する業務の方法又は料金その他の提供条件についての国内受信者(有料放送の役務の提供を受けようとする者を含む。第百五十六条第四項において同じ。)からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

(有料放送管理業務の届出)

第百五十二条 有料放送の役務の提供に関し、契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行うとともに、当該契約により設置された受信設備によらなければ当該有料放送の受信ができないようにすることを行う業務(以下「有料放送管理業務」という。)を行うとする者(総務省令で定める数以上の有料放送事業者のために有料放送管理業務を行うものに限る。)は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事

項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 業務の概要

三 その他総務省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者(以下「有料放送管理事業者」という。)は、その届出に係る事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(承継)

第百五十三条 有料放送管理事業者が有料放送管理業務を行う事業の全部を譲渡し、又は有料放送管理事業者について相続、合併若しくは分割、有料放送管理業務を行う事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の協議により有料放送管理業務を行う事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人は、当該有料放送管理事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により有料放送管理事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(業務の廃止等の届出)

第百五十四条 有料放送管理事業者は、有料放送管理業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 有料放送管理事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人(解散が破産手続開始の決定による場合にあっては、破産管財人)は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(有料放送管理業務の実施に係る義務)

第百五十五条 有料放送管理事業者は、有料放

送管理業務(これに密接に関連する業務を含む。)に関し、総務省令で定めるところにより、業務の実施方針の策定及び公表その他の適正かつ確実な運営を確保するための措置を講じなければならない。

(変更命令等)

第百五十六条 総務大臣は、第百四十七条第一項の規定により届け出た有料基幹放送契約約款に定める有料基幹放送の役務に関する料金その他の提供条件が国内受信者の利益を阻害していると認めるときは、当該有料基幹放送の役務を提供する有料放送事業者に対し、当該有料基幹放送契約約款を変更すべきことを命ずることができる。

2 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、有料放送事業者に対し、国内受信者の利益を確保するために必要限度において、有料放送の役務の提供に係る業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

一 有料放送事業者が特定の者に対し不当な差別的取扱いを行つているとき。

二 有料放送事業者が提供する有料放送の役務(有料基幹放送の役務を除く。次号において同じ。)に関する料金その他の提供条件が社会的経済的事情に照らして著しく不当であるため、国内受信者の利益を阻害しているとき。

三 有料放送事業者が提供する有料放送の役務に関する提供条件(料金を除く。)において、有料放送事業者及び国内受信者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていないとき。

3 総務大臣は、有料放送事業者等が第百五十条の規定に違反したときは当該有料放送事業者等に対し、又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者が第百五十一条の規定に違反したときは当該有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者に対し、当該違反を是正す

るために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 総務大臣は、有料放送管理事業者が前条の規定に違反したときは、当該有料放送管理事業者に対し、国内受信者の利益を確保するために必要限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

(契約によらない受信の禁止)

第百五十七条 何人も、有料放送事業者とその有料放送の役務の提供を受ける契約をしなれば、国内において当該有料放送を受信することのできる受信設備により当該有料放送を受信してはならない。

第三章及び第三章の二を削る。

第五十条の四の見出しを「(広告放送の禁止)」に改め、同条第三項を削り、第二章の二中間条を第九十条とする。

第五十条の三の見出しを「(放送の休止及び廃止)」に改め、同条第一項中「放送局」を「基幹放送局若しくはその放送の業務」に改め、同条第二項中「場合」の下に「又は第百十三条の規定により報告をすべき場合」を加え、「その旨」を「その旨」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 総務大臣が第九十三条第一項の認定を受けた学園の放送の業務について第一項の廃止の認可をした場合については、第百五条中「第百条の規定による業務の廃止の届出を受けた」とあるのは「第百九十九条第一項の廃止の認可をした」と、「当該届出」とあるのは「当該認可」と読み替えて、同条の規定を適用する。

第五十条の三を第百八十九条とし、同条の前に次の一条を加える。

(放送番組の編集等に関する通則等の適用)

第百八十八条 第五条から第八条まで、第十二条、第十三条、第九十三条第一項第六号(イ)からハまでに係る部分に限る。)、第九十五条第二項、第九十八条第一項、第百条、第百六

条第一項及び第七十條から第九十條までの規定は、学園については、適用しない。

第五十條の二を削る。

第二章の二を第四章とする。

第二章第九節中第五十條を第八十七條とする。

第四十九條を削る。

第四十八條の見出しを「放送の休止及び廃止」に改め、同条第一項中「放送局を」を「基幹放送局若しくはその放送の業務」に改め、「十二時間以上」の下に「協会国際衛星放送にあつては、二十四時間以上」を加え、同条第二項中「場合」の下に「又は第九十三條の規定により報告をすべき場合を加え、その旨を、その旨」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 総務大臣が第九十三條第一項の認定を受けた協会の放送の業務については、第五十條中「第百條の規定による業務の廃止の届出を受けた」とあるのは「第八十六條第一項の廃止の認可をした」と、「当該届出」とあるのは「当該認可」と読み替えて、同条の規定を適用する。

第四十八條を第八十六條とする。

第四十七條第二項ただし書中「第九條第二項第六号」を「第二十條第二項第六号」に改め、同条を第八十五條とする。

第四十六條の見出しを「広告放送の禁止」に改め、同条第二項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項を削り、第二章第八節中同条を第八十三條とし、同条の次に次の一條を加える。

(放送番組の編集等に関する通則等の適用)

第八十四條 第七條、第十二條、第十四條、第九十五條第二項、第九十八條、第百條及び第九十九條の規定は、協会については、適用しない。

第四十五條を削る。

第四十四條の二第一項中「第三條の四第一項」を「第六條第一項(前條第六項において準用する場合を含む。)」に、「国内放送及び受託国内放送

(以下この条において「国内放送等」という。)」を「国内基幹放送」に、「受託協会国際放送」を「協会国際衛星放送」に改め、同条第六項中「第三條の四第二項」を「第六條第二項(前條第六項において準用する場合を含む。第八項において同じ。)」に、「国内放送等」を「国内基幹放送」に、「同条第三項」を「第六條第三項」に、「第三條の四第三項」を「同条第三項」に改め、同条第八項中「第三條の四第二項」を「第六條第二項」に、「国内放送等」を「国内基幹放送」に改め、同条を第八十二條とする。

第四十四條第一項中、「国内放送」を、「国内基幹放送」に改め、「又は受託国内放送の放送番組の編集及び放送の委託を削り、第三條の二第一項」を「第四條第一項」に改め、同項第一号中「を放送し又は委託して放送させる」を「の放送を行う」に改め、同条第二項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「第三條の二第二項」を「第六條第一項」に、「第三條の四第七項」を「第百七條」に改め、同条第四項中「の放送番組の編集及び放送若しくは邦人向け受託協会国際放送(受託協会国際放送のうち、邦人向けの放送番組を放送するものをいう。の放送番組の編集及び放送の委託又は外国放送事業者若しくは外国有線放送事業者」を「若しくは邦人向け協会国際衛星放送の放送番組の編集及び放送又は外国放送事業者」に改め、同条第五項中「の放送番組の編集及び放送若しくは邦人向け受託協会国際放送(受託協会国際放送のうち、邦人向けの放送番組を放送するものをいう。の放送番組の編集及び放送の委託又は外国放送事業者若しくは外国有線放送事業者」を「若しくは邦人向け協会国際衛星放送の放送番組の編集及び放送又は外国放送事業者」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第五條第一項、第六條、第八條から第十一條まで、第十三條、第百十條、第百七十四條及び第百七十五條の規定は、協会が外国の放送局を用いて国際放送又は協会国際衛星放送

を行う場合について準用する。

第四十四條を第八十一條とする。

第二章第八節の節名を次のように改める。

第八節 放送番組の編集等に関する特例

第四十三條を削る。

第四十二條第二項中「こえる」を「超える」に改め、同条第六項中「先だち」を「先立ち」に改め、第二章第七節中同条を第八十條とし、第四十一條を第七十九條とする。

第四十條の五中「第四十條第一項」を「第七十

四條第一項」に改め、同条を第七十八條とする。

第四十條の四を第七十七條とし、第四十條の三を第七十六條とし、第四十條の二を第七十五條とし、第四十條を第七十四條とする。

第三十九條第一項中「第九條第一項」を「第二十條第一項」に改め、同条第二項中「第九條第二項」を「第二十條第二項」に改め、同条を第七十三條とし、第三十八條を第七十二條とする。

第三十七條の二第一項及び第二項中「基いて」を「基づいて」に改め、同条を第七十一條とする。

第三十七條の前の見出しを削り、同条第二項及び第三項中「附し」を「付し」に改め、同条第四項中「第三十二條第一項本文」を「第六十四條第一項本文」に改め、同条を第七十條とし、同条の前に見出しとして「収支予算、事業計画及び資金計画」を付し、第三十六條の二を第六十九條とする。

第三十六條中「終る」を「終わる」に改め、同条を第六十八條とする。

第三十五條第一項中「第三十三條第一項」を「第六十五條第一項」に、「委託協会国際放送業務」を「協会国際衛星放送」に改め、同条第二項中「第三十三條第一項」を「第六十五條第一項」に改め、第二章第六節中同条を第六十七條とし、第三十四條を第六十六條とする。

第三十三條第一項中。以下この項における

委託放送事項について同じ」を削り、「を行うこと」を要請し、又は委託して放送をさせる区域、委託放送事項その他必要な事項を指定して委託協会国際放送業務」を「又は協会国際衛星放送」に改め、同条第四項中「の放送番組の外国における送信を外国放送事業者に委託する」を「を外国放送事業者に係る放送局を用いて行う」に改め、「基づき」の下に「基幹放送局を」を加え、「を行うこと」を「の業務の用に供すること」に改め、同条第五項中「第九條第八項」を「第二十條第八項」に改め、同条を第六十五條とする。

第三十二條第一項ただし書中「をいう」の下に「第百二十六條第一項において同じ」を加え、同条第二項中「総務大臣を」、「総務大臣」に改め、同条第三項中「総務大臣を」、「総務大臣」に、「同様と」に改め、同条に次の一項を加える。

4 協会の放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にその再放送をする放送は、これを協会の放送とみなして前三項の規定を適用する。

第三十二條を第六十四條とする。

第二章第五節中第三十一條を第六十三條とし、第三十條の三を第六十二條とし、第三十條の二を第六十一條とする。

第三十條第二項中「受託放送事業を除く。」、電気通信役務利用放送事業及び第五十二條の六の二第一項(電気通信役務利用放送法第十五條において準用する場合を含む。を)及び第百五十二條第一項に、「第五十二條の三十一」を「第百六十條」に改め、同条を第六十條とする。

第二十九條の五を第五十九條とし、第二十九條の四を第五十八條とし、第二十九條の三を第五十七條とし、第二十九條の二を第五十六條とし、第二十九條を第五十五條とする。

第二十八條の二中「第二十七條第一項」を「第五十二條第一項」に、「第十六條第三項各号」を「第三十一條第三項各号」に改め、同条を第五十四條とし、第二十八條を第五十三條とする。

第二十七條第二項中「當つて」を「當たつて」に

改め、同条第四項中「第十六條第三項」を「第三十一條第三項」に、「(受託放送事業者を除く。)、電気通信役務利用放送事業者、第五十二條の六の二第二項(電気通信役務利用放送法第十五条において準用する場合を含む。)」を、「第百五十二條第二項に、「第五十二條の三十一」を「第百六十條」に改め、同条を第五十一條とする。

第二十六條の前の見出しを削り、同条を第五十一條とし、同条の前に見出しとして「(会長等)」を付し、第二十五條を第五十條とし、第二十四條を第四十九條とする。

第二章第四節中第二十三條の九を第四十八條とし、第二十三條の八を第四十七條とし、第二十三條の七を第四十六條とし、第二十三條の六を第四十五條とし、第二十三條の五を第四十四條とし、第二十三條の四を第四十三條とし、第二十三條の三を第四十二條とする。

第二章第三節中第二十三條の二を第四十一條とする。

第二十三條第一項中「第十五條第四項」を「第三十條第四項」に改め、同条を第四十條とする。

第二十二條の二第三項中「第十二條」を「第二十七條」に改め、同条を第三十九條とし、第二十二條を第三十八條とする。

第二十一條中「除く外」を「除くほか」に改め、同条を第三十七條とする。

第二十條第一項中「各議院は」を「各議院は」に改め、同条を第三十六條とする。

第十九條の前の見出しを削り、同条中「第十六條第三項各号」を「第三十一條第三項各号」に改め、同条を第三十五條とし、同条の前に見出しとして「(罷免)」を付する。

第十八條中「第十六條第二項後段」を「第三十一條第二項後段」に改め、同条を第三十四條とする。

第十七條第一項中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「あらたに」を「新たに」に改め、同条を第三十三條とし、第十六條の二を第三十二

条とする。

第十六條第三項第六号中「受託放送事業者を除く。)、電気通信役務利用放送事業者、第五十二條の六の二第二項(電気通信役務利用放送法第十五条において準用する場合を含む。)」を、「第百五十二條第二項に、「第五十二條の三十一」を「第百六十條」に改め、同条を第三十一條とし、第十五條を第三十條とする。

第十四條第一項第一号ホ中「第三十八條第一項」を「第七十二條第一項」に、「第四十條第一項」を「第七十四條第一項」に改め、同号ト中「委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務」を「テレビジョン放送による国内基幹放送(電波法の規定により協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われる衛星基幹放送に限る。)」及び協会国際衛星放送」に改め、同号ヌ中「第三十二條」を「第六十四條」に改め、同号ワ中「第九條第九項」を「第二十條第九項」に改め、同号カ中「第九條の二第二項及び第九條の三第一項」を「第二十一條第二項及び第二十三條第一項」に改め、同号ヨ中「第十條第一項」を「第二十六條第一項」に改め、同号タ中「第三十條の二」を「第六十一條」に、「第三十條の三」を「第六十二條」に改め、同号ネ中「外国有線放送事業者並びにそれらの団体」を「その団体」に改め、同号ナ中「第九條第八項」を「第二十條第八項」に改め、同号ラ中「第九條第十項」を「第二十條第十項」に改め、同号ム中「第九條の二の二」を「第二十二條」に改め、同号ウ中「第四十七條第一項」を「第八十五條第一項」に改め、同条第三項中「第三十二條第一項」を「第六十四條第一項」に改め、同条を第二十九條とし、第十三條を第二十八條とする。

第二章第二節中第十二條を第二十七條とする。

第十一條を削る。

第十條第一項中「第九條第七項」を「第二十條第七項」に、「外国人向け委託協会国際放送業務(第九條の二第二項)」を「外国人向け協会国際衛

星放送(第二十一條第二項)に、「当該業務」を「当該放送」に、「一般放送事業者(受託放送事業者)を「協会以外の基幹放送事業者」放送大学学

園法(平成十四年法律第百五十六号)第三條に規定する放送大学学園(以下「学園」という。))に改め、同条第二項中「第四十四條の二第一項」を「第八十一條第一項」に改め、同条第三項中「一般放送事業者」を「協会以外の基幹放送事業者」に改め、同条を第二十六條とする。

第九條の五中「受託協会国際放送をする外国の無線局を運用する者に委託して委託協会国際放送業務」を「外国の放送局を用いて協会国際衛星放送」に、「委託して放送をさせる区域、委託放送事項(委託して行わせる放送の放送事項をいう。以下同じ。))」を「放送区域、放送事項」に改め、同条を第二十五條とし、同条の前に見出しとして「(協会国際衛星放送の実施)」を付する。

第九條の四の前の見出し及び同条を削る。

第九條の三第一項中「第九條の二第二項」を「第二十一條第二項」に、「第九條第一項」を「第二十二條第一項」に、「第三十三條第一項若しくは第三十四條第一項」を「第六十五條第一項若しくは第六十六條第一項」に、「第九條第一項の業務等」を「第二十條第一項の業務等」に改め、同条第二項中「第九條第一項の業務等」を「第二十條第一項の業務等」に改め、同条を第二十三條とし、同条の次に次の一條を加える。

(基幹放送業務の認定の特例)
第二十四條 総務大臣が協会について第九十三條第一項の規定による認定の審査を行う場合における同項の規定の適用については、同項中「次に掲げる要件」とあるのは、「次に掲げる要件(第四号、第五号及び第六号(イからハまでに係る部分に限る。))を除く。」とする。

第九條の二の二中「第九條第一項」を「第二十條第一項」に、「有線テレビジョン放送法第二條第三項に規定する有線テレビジョン放送施設設置者」を「第百四十條第二項に規定する指定再放送

事業者」に改め、同条を第二十二條とする。

第九條の二の見出しを「(外国人向け協会国際衛星放送の業務の方法)」に改め、同条第一項中「外国人向け委託協会国際放送業務」を「外国人向け協会国際衛星放送の業務」に、「第五十八條第二項」を「第百九十一條第二項」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 協会の委託を受けて、電波法の規定により基幹放送局の免許を受けた協会以外の者又は外国の放送局を運用する者に対し、その放送局を協会が行うテレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務の用に供させること。

第九條の二第二項中「外国人向け委託協会国際放送業務」を「外国人向け協会国際衛星放送の業務」に改め、同条を第二十一條とする。

第九條第一項中「第七條」を「第十五條」に改め、同項第一号中「国内放送」を「国内基幹放送(特定地上基幹放送局を用いて行われるものに限る。))」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 テレビジョン放送による国内基幹放送(電波法の規定により協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われる衛星基幹放送に限る。))を行うこと。

第九條第一項第五号を次のように改める。
五 邦人向け協会国際衛星放送及び外国人向け協会国際衛星放送を行うこと。

第九條第二項中「第七條」を「第十五條」に改め、同項第一号中「委託する」に係る放送局を用いて行うに改め、「基づき」の下に「基幹放送局」を加え、「を行う」を「の業務の用に供する」に改め、同項第二号中「及び有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)第二條第一項に規定する有線放送」を削り、同項第四号中「又は外国有線放送事業者外国において有線放送(公衆によつて直接受信されることを目的とする有線電気通信の送信をいう。))の事業を行う者をいう。以下同じ。」を削り、同条第七

項中「外国人向け委託協会国際放送業務」を「外国人向け協会国際衛星放送」に改め、同条第十一項中「放送受信用機器若しくはその真空管又は部品」を「基幹放送の受信用機器又はその部品」に、「放送受信用機器の」を「基幹放送の受信用機器の」に改め、同条を第二十条とする。

第二章第一節中第八条の四を第十九条とし、第八条の三を第十八条とし、第八条の二を第十七条とする。

第八条中「基き」を「基づき」に改め、同条を第十六条とする。

第七条中「国内放送を行い又は当該放送番組を委託して放送させる」を「国内基幹放送（国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。）を行う」に、「委託協会国際放送業務」を「協会国際衛星放送」に改め、同条を第十五条とする。

第二章を第三章とする。

第六条及び第六条の二を削る。

第一章の二中第五条を第十条とし、同条の次に次の四条を加える。

（再放送）

第十一条 放送事業者は、他の放送事業者の同意を得なければ、その放送を受信し、その再放送をしてはならない。

（広告放送の識別のための措置）

第十二条 放送事業者は、対価を得て広告放送を行う場合には、その放送を受信する者がその放送が広告放送であることを明らかに識別することができるようにしなければならない。

（候補者放送）

第十三条 放送事業者が、公選による公職の候補者の政見放送その他選挙運動に関する放送をした場合において、その選挙における他の候補者の請求があつたときは、料金を徴収するとしなにかかわらず、同等の条件で放送をしなければならない。

（内外放送の放送番組の編集）

第十四条 放送事業者は、内外放送の放送番組

の編集に当たつては、国際親善及び外国との交流が損なわれることのないように、当該内外放送の放送対象地域（第九十一条第二項第二号の放送対象地域をいう。）又は業務区域（第二百一十六条第二項第四号又は第三百三十三条第一項第四号の業務区域をいう。）である外国の地域の自然的経済的社会的文化的諸事情をできる限り考慮しなければならない。

第四条を第九条とする。

第三条の五中「前二条」を「前三条」に改め、同条を第八条とする。

第三条の四の見出しを削り、同条第五項第二号中「第四条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条第七項を削り、同条を第六条とし、同条の前に見出しとして「（放送番組審議機関）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第七条 放送事業者の審議機関は、委員七人（テレビジョン放送による基幹放送を行う放送事業者以外の放送事業者の審議機関にあつては、総務省令で定める七人未満の員数）以上をもつて組織する。

2 放送事業者の審議機関の委員は、学識経験を有する者のうちから、当該放送事業者が委嘱する。

3 二以上の放送事業者は、次に掲げる要件のいずれをも満たす場合には、共同して審議機関を置くことができる。この場合において、前項の規定による審議機関の委員の委嘱は、これらの放送事業者が共同して行う。

一 当該放送事業者のうちに第二百六十三条に規定する子会社地上基幹放送事業者がないこと。

二 当該放送事業者のうちに基幹放送事業者がある場合において、いずれの基幹放送事業者についても当該基幹放送事業者以外のすべての放送事業者との間において次に掲げる要件のいずれかを満たす放送区域（電波法第十四条第三項第二号の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免

許状に記載された放送区域をいう。以下この項において同じ。）又は業務区域（第二百二十六条第二項第四号の業務区域をいう。以下この項において同じ。）の重複があること。

イ 放送区域又は業務区域が重複する区域の面積が当該いずれかの放送事業者の放送区域又は業務区域の面積の三分の二以上に当たること。

ロ 放送区域又は業務区域が重複する部分の放送区域の区域内の人口が当該いずれかの放送事業者の放送区域又は業務区域内の全人口の三分の二以上に当たること。

三 当該放送事業者のうちに二以上の一般放送事業者がある場合において、当該一般放送事業者のうちのいずれの二の一般放送事業者の間においても次に掲げる要件のいずれかを満たす関係があること。

イ 業務区域が重複し、かつ、業務区域が重複する区域の面積が当該いずれかの一般放送事業者の業務区域の面積の三分の二以上に当たること。

ロ 業務区域が重複し、かつ、業務区域が重複する区域内の人口が当該いずれかの一般放送事業者の業務区域内の全人口の三分の二以上に当たること。

ハ 当該二の一般放送事業者の業務区域の属する都道府県が同一であること。

第三条の三第一項中「種別」の下に「（教養番組、教育番組、報道番組、娯楽番組等の区分をいう。以下同じ。）」を加え、同条第二項中「国内放送」を「国内放送等」に改め、同条を第五条とする。

第三条の二の見出しを「（国内放送等の放送番組の編集等）」に改め、同条第一項中「国内放送」の下に「及び内外放送（以下「国内放送等」という。）」を加え、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「国内放送」を「国内放送等」に改

め、同項を同条第二項とし、同条を第四条とする。

第一章の二を第二章とする。

（電波法の一部改正）

第三条 電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十八条」を「第三十八条の二」に、「第三十八条の二」を「第三十八条の二の二」に改める。

第四条第三号中「〇・〇一ワット」を「一ワット」に改める。

第五条第二項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 特定の固定地点間の無線通信を行う無線局（実験等無線局、アマチュア無線局、大使館、公使館又は領事館の公用に供するもの及び電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）

第五条第三項第二号中「第七十六条第三項」を「第七十六条第四項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項第四号中「第七十六条第五項」を「第七十六条第六項」に改める。

第六条第一項第七号中「第二十七条の十三第二項第七号」の下に「第三十八条の二第一項、第七十一条の五」を加える。

第二十七条の二中「通信の相手方である無線局からの電波を受けることによつて自動的に選択される周波数の電波のみを放射する無線局のうち総務省令で定めるもの」を「次の各号のいずれかに掲げる無線局」に改め、同条に次の各号を加える。

一 移動する無線局であつて、通信の相手方である無線局からの電波を受けることによつて自動的に選択される周波数の電波のみを放射するもののうち、総務省令で定める無線局

二 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、

移動する無線局を通信の相手方とするもの
のうち、無線設備の設置場所、空中線電力
等を勘案して総務省令で定める無線局
第二十七条の三第一項中「事項」の下に「特定
無線局（同条第二号に掲げる無線局に係るもの
に限る。）を包括して対象とする免許の申請にあ
つては、次に掲げる事項（第六号に掲げる事項
を除く。）及び無線設備を設置しようとする区
域」を加える。

第二十七条の五第一項中「事項」の下に「特定
無線局（第二十七条の二第二号に掲げる無線局
に係るものに限る。）を包括して対象とする免許
にあつては、次に掲げる事項（第三号に掲げる
事項を除く。）及び無線設備の設置場所とするこ
とができる区域」を加える。

第二十七条の六の見出しを「（特定無線局の運
用の開始等）」に改め、同条第二項中「包括免許
人」を「特定無線局（第二十七条の二第一号に掲
げる無線局に係るものに限る。）の包括免許人
（以下「第一号包括免許人」という。）に改め、同
条に次の一項を加える。

3 特定無線局（第二十七条の二第二号に掲げ
る無線局に係るものに限る。）の包括免許人
（以下「第二号包括免許人」という。）は、当該
包括免許に係る特定無線局を開設したとき
（再免許を受けて当該特定無線局を引き続き
開設するときを除く。）は、当該特定無線局と
ともに、十五日以内で総務省令で定める期間内
に、当該特定無線局に係る運用開始の期日及
び無線設備の設置場所その他の総務省令で定
める事項を総務大臣に届け出なければならな
い。これらの事項を変更したとき又は当該特
定無線局を廃止したときも、同様とする。

第二十七条の七中「包括免許人」を「第一号包
括免許人」に改める。
第二十七条の九中「又は指定無線局数」を「
指定無線局数又は無線設備の設置場所とするこ
とができる区域」に改める。
第二十七条の十第一項中「包括免許人」を「第

一号包括免許人」に改める。
第二十七条の二十七及び第二十七条の二十八
中「第七十六第五項若しくは第六項」を「第七
十六第六項若しくは第七項」に改める。

第三十八條の二第一項第二号中「包括免許」を
「特定無線局（第二十七条の二第一号に掲げる無
線局に係るものに限る。）に改め、同条を第三
十八條の二の二とする。

第三章第三十八條の次に次の一条を加え
る。
（無線設備の技術基準の策定等の申出）
第三十八條の二 利害関係人は、総務省令で定
めるところにより、第二十八條から第三十二
条まで又は前条の規定により総務省令で定め
るべき無線設備の技術基準について、原案を
示して、これを策定し、又は変更すべきこと
を総務大臣に申し出ることができる。

2 総務大臣は、前項の規定による申出を受け
た場合において、その申出に係る技術基準を
策定し、又は変更する必要があると認めると
きは、理由を付してその旨を申出人に通知し
なければならない。

第三十八條の三第二項中「第三十八條の二第
一項」を「第三十八條の二の二第二項」に改める。
第三十八條の四第一項中「第三十八條の二第
一項」を「第三十八條の二の二第二項」に改め、
同条第二項中「第三十八條の二第二項」を「第三
十八條の二の二第二項」に、「第三十八條の二第
一項」を「第三十八條の二の二第二項」に改める。
第三十八條の五第一項中「第三十八條の二第
一項」を「第三十八條の二の二第二項」に改め、
同条第二項中「第三十八條の二第二項第一号」を
「第三十八條の二の二第二項第一号」に改める。
第三十八條の六第二項中「技術基準適合証明
を受けた特定無線設備の種別その他総務省令で
定める」を「総務省令で定めるところにより、次
に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。
一 技術基準適合証明を受けた者の氏名又は
名称及び住所並びに法人にあつては、その

代表者の氏名

二 技術基準適合証明を受けた特定無線設備
の種別

三 その他総務省令で定める事項

第三十八條の六第四項を同条第五項とし、同
条第三項中「前項の」を「第二項の規定による」に
改め、同項に後段として次のように加える。
前項の規定による届出があつた場合におい
て、その公示した事項に変更があつたとき
も、同様とする。

第三十八條の六中第三項を第四項とし、第二
項の次に次の一項を加える。
3 技術基準適合証明を受けた者は、前項第一
号に掲げる事項に変更があつたときは、総務
省令で定めるところにより、遅滞なく、その
旨を総務大臣に届け出なければならない。

第三十八條の十一第一項中「第百十六條第十
六号」を「第百十六條第十八号」に改める。
第三十八條の十七第二項第三号及び第三十八
條の十八第一項中「第三十八條の二第二項」を
「第三十八條の二の二第二項」に改める。
第三十八條の十九中「第三十八條の二第二項
第一号」を「第三十八條の二の二第二項第一号」
に改める。

第三十八條の二十四第三項中「第三十八條の
六第二項及び第三項」を「第三十八條の六第二項
及び第四項」に、「第三十八條の六第二項中」を
「第三十八條の六第二項第二号中」に改め、「基
づく」との下に、「同条第四項中「前項」とある
のは「第三十八條の二十九において準用する前
項」とを加える。

第三十八條の二十九中「第三十八條の二十か
ら」を「第三十八條の六第三項及び第三十八條の
二十から」に改め、「この場合において」の下に
「第三十八條の六第三項中「前項第一号」とあ
るのは「第三十八條の二十四第三項において準
用する前項第一号又は第三号」とを加え、「第
三十八條の二十二第二項及び」を「同項及び」に
改める。

第三十八條の三十第三項第三号中」ととき。

当該」を」ととき 当該」に改め、同号を同項第四
号とし、同項第二号中」ととき。 当該」を」ととき
当該」に改め、同号を同項第三号とし、同項
第一号中」ととき。 当該」を」ととき 当該」に改
め、同号を同項第二号とし、同項に第一号とし
て次の一号を加える。

一 当該外国取扱業者が前条において準用す
る第三十八條の六第三項の規定に違反し
て、届出をせず、又は虚偽の届出をしたと
き 当該届出に係る特定無線設備の認証工
事設計

第三十八條の三十一第四項中「第三十八條の
二第二項」を「第三十八條の二の二第二項」に、
「から第三項まで」を「第二項及び第四項前段」
に改め、「承認証明機関について、」の下に「第三
十八條の六第三項及び第四項後段並びに」を加
え、同条第六項中「第三十八條の六第二項及び
第三項」を「第三十八條の六第二項及び第四項」
に改め、「業務を行う場合について」の下に「
第三十八條の六第三項」を加え、「と、第三十八
條の六第二項」を「と、第三十八條の六第二項第
二号」に改め、「係る工事設計に基づく」との下
に「第三十八條の六第三項中「前項第一号」と
あるのは「前項第一号又は第三号」とを加え、
「及び第二号」を「から第三号までの規定」に、
「並びに同項第三号」を「及び同項第四号」に改め
る。

第六十條中「無線検査簿」を削る。
第七十條の七第四項及び第七十條の九第三項
中「及び第二項」を「及び第三項」に改める。

第七十一條の三の二第二十一項の表第三十八條
の五第一項の項中「第三十八條の二第二項」を
「第三十八條の二の二第二項」に改め、同表第三
十八條の五第二項の項中「第三十八條の二第二
項第一号」を「第三十八條の二の二第二項第一
号」に改め、同表第三十八條の十七第二項第三
号の項及び第三十八條の十八第一項の項中「第
三十八條の二第二項」を「第三十八條の二の二第

一項に改める。

第七十一条の四の次に次の一条を加える。

(技術基準適合命令)

第七十一条の五 総務大臣は、無線設備が第三章に定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該無線設備を使用する無線局の免許人等に対し、その技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第七十三条第四項中「総務大臣は」の下に、「第七十一条の五の無線設備の修理その他の必要な措置をとるべきことを命じたとき」を加える。

第七十六条第一項中「若しくは第二十七条の十八第一項の登録の全部若しくは一部の効力を停止し」を削り、同条第六項中「第三項を」第四項に、「第四項を」第五項に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項第二号中「第一項又は第二項の規定による命令を」第一項の規定による命令若しくは制限、第二項の規定による禁止又は第三項の規定による命令、制限若しくは禁止に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項第四号中「又は制限を」若しくは制限又は第二項の規定による禁止に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項を」前二項に、「その登録の全部又は一部の効力を停止する」を「その登録に係る無線局の運用の停止を命じ、運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限し、又は新たな開設を禁止する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 総務大臣は、包括免許人又は包括登録人がこの法律、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、三月以内の期間を定めて、包括免許又は第二十七条の二十九第一項の規定による登録に係る無線局の新たな開設を禁止することができる。

第七十六条の二中「特定無線局について」を「特定無線局(第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。)」についてに改める。

第七十八条の見出しを「電波の発射の防止」に改め、同条中「空中線を撤去しなければ」を「空中線の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければ」に改める。

第九十九条の十一第一項第一号中「(包括免許の有効期間)」の下に、「第二十七条の六第三項(特定無線局の開設等の届出)」を加え、「第三十八條の二第一項」を「第三十八條の二の二第一項」に改め、「(検査)」の下に、「第七十八条(電波の発射を防止するための措置)」を加え、同項第三号中「第七十六条第三項、第四項若しくは第六項を」第七十六條第四項、第五項若しくは第七項に、「同条第五項若しくは第六項を」同条第六項若しくは第七項に改め、同項に次の一号を加える。

五 第三十八條の二第二項の規定による通知(第百条第五項において準用する場合を含む。)

第九十九条の十一第二項中「前項第一号、第二号及び第四号」を「前項各号(第三号を除く。)」に改める。

第九十九条の十二第一項中「前条第一項第一号及び第三号」を「前条第一項第三号」に改め、同条第二項中「前条第一項第二号及び第四号」を「前条第一項各号(第三号を除く。)」に改める。

第百条第五項中「(技術基準)」の下に、「第三十八條の二(無線設備の技術基準の策定等の申出)、第七十一条の五(技術基準適合命令)」を加える。

第百三条の二第五項中「包括免許人に」を「第一号包括免許人に」に改め、「三十日以内」の下に、「第二号包括免許人にあつては包括免許の日の属する月の末日及びその後毎年その包括免許の日に応当する日(応当する日がない場合は、その前日)の属する月の末日から起算して

四十五日以内に」を加え、「月の末日から」を「属する月の末日から」に改め、「二百五十円」の下に、「第二号包括免許人にあつては別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従ひ同表の下欄に掲げる金額に」を加え、同条第五項中「開設無線局数」の下に「特定無線局(第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。)」にあつては「を、(係る特定無線局の数の下に)、特定無線局(同条第二号に掲げる無線局に係るものに限る。)」にあつては既に特定無線局の数が開設無線局数を超えた月があつた場合には、その月の翌月以後においては、その月の末日現在において開設している特定無線局の数を加え、「包括免許人に」を「第一号包括免許人に」に改め、「三十日以内に」の下に「第二号包括免許人又は」を、「二百五十円」の下に「第二号包括免許人又は」を、「二百五十円」に改める。

「は」を、「係る特定無線局の数の下に)、特定無線局(同条第二号に掲げる無線局に係るものに限る。)」にあつては既に特定無線局の数が開設無線局数を超えた月があつた場合には、その月の翌月以後においては、その月の末日現在において開設している特定無線局の数を加え、「包括免許人に」を「第一号包括免許人に」に改め、「三十日以内に」の下に「第二号包括免許人又は」を、「二百五十円」に改める。

「は」を、「係る特定無線局の数の下に)、特定無線局(同条第二号に掲げる無線局に係るものに限る。)」にあつては既に特定無線局の数が開設無線局数を超えた月があつた場合には、その月の翌月以後においては、その月の末日現在において開設している特定無線局の数を加え、「包括免許人に」を「第一号包括免許人に」に改め、「三十日以内に」の下に「第二号包括免許人又は」を、「二百五十円」に改める。

「は」を、「係る特定無線局の数の下に)、特定無線局(同条第二号に掲げる無線局に係るものに限る。)」にあつては既に特定無線局の数が開設無線局数を超えた月があつた場合には、その月の翌月以後においては、その月の末日現在において開設している特定無線局の数を加え、「包括免許人に」を「第一号包括免許人に」に改め、「三十日以内に」の下に「第二号包括免許人又は」を、「二百五十円」に改める。

「は」を、「係る特定無線局の数の下に)、特定無線局(同条第二号に掲げる無線局に係るものに限る。)」にあつては既に特定無線局の数が開設無線局数を超えた月があつた場合には、その月の翌月以後においては、その月の末日現在において開設している特定無線局の数を加え、「包括免許人に」を「第一号包括免許人に」に改め、「三十日以内に」の下に「第二号包括免許人又は」を、「二百五十円」に改める。

「は」を、「係る特定無線局の数の下に)、特定無線局(同条第二号に掲げる無線局に係るものに限る。)」にあつては既に特定無線局の数が開設無線局数を超えた月があつた場合には、その月の翌月以後においては、その月の末日現在において開設している特定無線局の数を加え、「包括免許人に」を「第一号包括免許人に」に改め、「三十日以内に」の下に「第二号包括免許人又は」を、「二百五十円」に改める。

「は」を、「係る特定無線局の数の下に)、特定無線局(同条第二号に掲げる無線局に係るものに限る。)」にあつては既に特定無線局の数が開設無線局数を超えた月があつた場合には、その月の翌月以後においては、その月の末日現在において開設している特定無線局の数を加え、「包括免許人に」を「第一号包括免許人に」に改め、「三十日以内に」の下に「第二号包括免許人又は」を、「二百五十円」に改める。

「は」を、「係る特定無線局の数の下に)、特定無線局(同条第二号に掲げる無線局に係るものに限る。)」にあつては既に特定無線局の数が開設無線局数を超えた月があつた場合には、その月の翌月以後においては、その月の末日現在において開設している特定無線局の数を加え、「包括免許人に」を「第一号包括免許人に」に改め、「三十日以内に」の下に「第二号包括免許人又は」を、「二百五十円」に改める。

「は」を、「係る特定無線局の数の下に)、特定無線局(同条第二号に掲げる無線局に係るものに限る。)」にあつては既に特定無線局の数が開設無線局数を超えた月があつた場合には、その月の翌月以後においては、その月の末日現在において開設している特定無線局の数を加え、「包括免許人に」を「第一号包括免許人に」に改め、「三十日以内に」の下に「第二号包括免許人又は」を、「二百五十円」に改める。

反して無線局を開設した者
第百十條中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 第七十一条の五 第百条第五項において準用する場合を含む。の規定による命令に違反した者

第百十三條中第二十六号を第二十七号とし、第三号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 第二十七條の六第三項(特定無線局の開設の届出及び変更の届出に係る部分に限る。の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第百十四條各号中「第九号及び第十号」を「第十一号及び第十二号」に改める。

第百十六條中第二十一号を第二十三号とし、第十六号から第二十号までを二号ずつ繰り下げ、第十五号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七 第三十八條の六第三項(第三十八條の二十九において準用する場合を含む。の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第百十六條中第十四号を第十五号とし、第九号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 第二十七條の六第三項(特定無線局の廃止の届出に係る部分に限る。の規定に違反して、届出をしない者

附則第十三項中「第五條第二項第六号」を削り、「第十六條の二」の下に、「第二十七條の三十五第一項」を加え、「第百十三條の四第二項第二号」を削る。

別表第三の一の項中「第三十八條の二第一項第一号」を「第三十八條の二の二第一項第一号」に改め、同表の二の項中「第三十八條の二第一項第二号」を「第三十八條の二の二第一項第二号」に改め、同表の三の項中「第三十八條の二第一項第三号」を「第三十八條の二の二第一項第三

号」に改める。

第四条 電波法の一部を次のように改正する。

第五條第四項中「送信」の下に「第九十九條の二を除き」を、「放送」という。の下に「であつて、第二十六條第二項第五号イに掲げる周波数（第七條第三項及び第四項において「基幹放送用割当可能周波数」という。）の電波を使用するもの（以下「基幹放送」という。）を加え、「電気通信業務を行うことを目的とするもの、受信障害対策中継放送をするもの及び人工衛星の無線局（以下「人工衛星局」という。）又は移動受信信用地上放送（放送法第二條第二号の二の六の移動受信信用地上放送をいう。以下同じ。）をする無線局であつて、他人の委託により、その放送番組をそのまま送信する放送をするものを除く。以下この項において「特定放送局」という。）を「受信障害対策中継放送、衛星基幹放送（放送法第二條第十三号の衛星基幹放送をいう。）及び移動受信信用地上基幹放送（同條第十四号の移動受信信用地上基幹放送をいう。以下同じ。）をする無線局を除く」に改め、「（人工衛星に開設する特定放送局又は移動受信信用地上放送をする特定放送局にあつては、第一号、第二号又は第四号）を削り、同項第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「掲げる者」の下に「又は放送法第百三十一條第一項若しくは第百四條（第五号を除く。）の規定による認定の取消し若しくは同法第百三十一條の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者」を加え、同條第五項中「テレビジョン放送（放送法第二條第二号の五のテレビジョン放送）を「地上基幹放送（放送法第二條第十五号の地上基幹放送に、「テレビジョン放送の電波を「地上基幹放送の電波」に、「同條第二号の六」を「同條第十九号」に、「これを再送信する放送」を「その再放送をする基幹放送」に、「係るテレビジョン放送」を「係る地上基幹放送」に改める。

第六條第一項第一号中「目的」の下に「（二）以上の目的を有する無線局であつて、その目的に主

たるものと従たるものの區別がある場合にあつては、その主従の區別を含む。）を加え、同項第四号中「人工衛星局についてはを「人工衛星の無線局（以下「人工衛星局」という。）について

は」に改め、同項第七号中「次項第二号」を「次項第三号」に、「及び第五項を「第三項及び第六項」に改め、同條第二項中「放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。第七項第四号、次條第二項第二号及び第五号並びに第三項、第十四條第三項並びに第七條第一項において同じ）を「基幹放送局（基幹放送をする無線局をいい、当該基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をするものを含む。以下同じ）に改め、「次に掲げる事項」の下に「（自己の地上基幹放送の業務に用いる無線局（以下「特定地上基幹放送局」という。）の免許を受けようとする者にあつては次に掲げる事項及び放送事項、地上基幹放送の業務を行うことについて放送法第九十三條第一項の規定により認定を受けようとする者の当該業務に用いられる無線局の免許を受けようとする者にあつては次に掲げる事項及び当該認定を受けようとする者の氏名又は名称」を加え、同項第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「前項第一号、第二号及び第四号から第八号まで」を「前項第二号から第九号まで（基幹放送のみをする無線局にあつては、第三号を除く。）」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 目的

第六條第二項第六号を次のように改める。

六 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備（電気通信事業法第二條第二号の電気通信設備をいう。以下同じ。）の概要

第六條第七項第四号を次のように改める。

四 基幹放送局

第六條第八項中「定めるもの」を「定める期間」に改める。

第七條第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改める。

に、「放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）を「基幹放送局」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 主たる目的及び従たる目的を有する無線局にあつては、その従たる目的の遂行がその主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

第七條第二項第一号中「適合すること」の下に

「及び基幹放送の業務に用いられる電気通信設備が放送法第二百一十一條第一項の総務省令で定める技術基準に適合すること」を加え、同項第二号中「放送用周波数使用計画（放送をする無線局を「基幹放送局周波数使用計画（基幹放送局」に改め、同項第三号中「財政的基礎」を「経理的基礎及び技術的能力」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 特定地上基幹放送局にあつては、次のいずれにも適合すること。

イ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備が放送法第百一十一條第一項の総務省令で定める技術基準に適合すること。

ロ 免許を受けようとする者が放送法第九十三條第一項第四号に掲げる要件に該当すること。

ハ その免許を与えることが放送法第九十一條第一項の基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること。

第七條第二項第五号中「放送をする無線局」を「基幹放送局」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 地上基幹放送の業務を行うことについて放送法第九十三條第一項の規定により認定を受けようとする者の当該業務に用いられる無線局にあつては、当該認定を受けようとする者が同項各号に掲げる要件のいずれにも該当すること。

六 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信

信の送信をする無線局にあつては、次のいずれにも適合すること。

イ 基幹放送以外の無線通信の送信について、周波数の割当てが可能であること。

ロ 基幹放送以外の無線通信の送信について、前項第四号の総務省令で定める無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準に合致すること。

ハ 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることとに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。

第七條第三項中「放送用周波数使用計画」を「基幹放送用周波数使用計画」に、「第二條第二項の放送普及基本計画」を「第九十一條第一項の基幹放送普及計画」に、「第二十六條第一項に規定する周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち放送をする無線局に係るもの（次項において「放送用割当可能周波数」という。）を「基幹放送用割当可能周波数」に改め、同條第四項中「放送用割当可能周波数」を「基幹放送用割当可能周波数」に、「放送用周波数使用計画」を「基幹放送用周波数使用計画」に改め、同條第五項中「放送用周波数使用計画」を「基幹放送用周波数使用計画」に改める。

第九條第三項中「技術基準」の下に「（第三章に定めるものに限る。）」を加え、同條第四項を次のように改める。

四 前條の予備免許を受けた者は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域、無線設備の設置場所又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる事項を内容とする無線局の目的の変更は、これを行うことができる。

一 基幹放送局以外の無線局が基幹放送をすることとすること。

二 基幹放送局が基幹放送をしないこととする。
九 九条に次の二項を加える。

5 前項本文の規定にかかわらず、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更が総務省令で定める軽微な変更にあつたときは、その変更をした後遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出ることをもつて足りる。

6 第五条第一項から第三項までの規定は、無線局の目的の変更に係る第四項の許可に準用する。

第十條第一項中「第十二條」の下に「及び第七十三條第三項」を加える。

第十二條中「同條第二項第一号」を「同條第二項第二号」に改める。

第十三條の二中「第二條第二号の四」を「第二條第十七号」に改め、「テレビジョン放送」の下に「(同條第十八号のテレビジョン放送をいう。以下同じ。)」を加える。

第十四條第二項第四号中「目的」の下に「(主たる目的及び従たる目的を有する無線局にあつては、その主たる区別を含む。)」を加え、同條第三項中「放送をする無線局」を「基幹放送局」に、「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「前項第一号から第四号まで及び第六号から第十一号まで」を「前項各号(基幹放送のみをする無線局の免許状にあつては、第五号を除く。)」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

三 特定地上基幹放送局の免許状にあつては放送事項、認定基幹放送事業者(放送法第二條第二十一号の認定基幹放送事業者をいう。以下同じ。)の地上基幹放送の業務の用に供する無線局にあつてはその無線局に係る認定基幹放送事業者の氏名又は名称第十六條の二の前の見出し及び同條を削る。第十七條に見出しとして「(変更等の許可)」を付し、同條第一項中「免許人は」の下に「無線局の目的」を加え、「若しくは」を「放送事項、

放送区域、」に改め、「設置場所」の下に「若しくは基幹放送の業務に用いられる電気通信設備」を加え、後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる事項を内容とする無線局の目的の変更は、これを行うことができな

い。

一 基幹放送局以外の無線局が基幹放送をすることとする。

二 基幹放送局が基幹放送をしないこととする。

第十七條第二項中「第九條第一項但書」を「第五條第一項から第三項までの規定は無線局の目的の変更に係る第一項の許可について、第九條第一項ただし書に、「前項」を「第一項」に改め、「場合に」の下に「について、それぞれを加え、同項を同條第三項とし、同條第一項の次の一項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更が総務省令で定める軽微な変更にあつたときは、その変更をした後遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出ることをもつて足りる。

第二十條の見出しを「(免許の承継等)」に改め、同條第二項中「第五項及び第六項」を「第七項及び第八項」に改め、同條中第八項を第十項とし、第五項から第七項までを二項ずつ繰り下げ、同條第四項中「前二項」を「第二項から前項まで」に改め、同項を同條第六項とし、同條第三項の次に次の二項を加える。

4 特定地上基幹放送局の免許人たる法人が分割をした場合において、分割により当該基幹放送局を承継し、これを分割により地上基幹放送の業務を承継した他の法人の業務の用に供する業務を行うとする法人が総務大臣の許可を受けたときは、当該法人が当該特定地上基幹放送局の免許人から当該業務に係る基幹放送局の免許人の地位を承継したものとみなす。特定地上基幹放送局の免許人が当該基

幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行うとする場合において、当該譲受人が総務大臣の許可を受けたときは又は特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行うとする場合において、当該譲渡人が総務大臣の許可を受けたときも、同様とする。

5 他の地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者と合併をし、又は当該地上基幹放送の業務を行う事業を譲り受けた場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は譲受人が総務大臣の許可を受けたときは、当該法人又は譲受人が当該基幹放送局の免許人から特定地上基幹放送局の免許人の地位を承継したものとみなす。地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者が当該地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局を譲り受けた場合において、総務大臣の許可を受けたときも、同様とする。

三 別表第四に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が無線設備等の検査(点検である部分を除く。)を行うものであること。
第二十四條の二の次に次の一条を加える。
(登録の更新)
第二十四條の二の二 前條第一項の登録無線設備等の点検の事業のみを行う者についてのものを除く。は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
2 前條第二項から第六項までの規定は、前項の登録の更新に準用する。
第二十四條の三 中「前條第一項」を「第二十四條の二第一項」に、「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に、「登録点検事業者登録簿」を「登録検査等事業者登録簿」に改め、同條第一号中「の年月日及び」を「及びその更新の年月日並びに」に改め、同條第二号中「前條第二項第一号及び第二号」を「第二十四條の二第二項第一号、第二号及び第四号」に改める。
第二十四條の四 第一項中「の登録」の下に「又はその更新」を加え、同條第二項第一号中「登録」を「登録又はその更新」に改め、同項に次の一号を加える。

三 無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、その旨
第二十四條の四 第三項中「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に改める。
第二十四條の五 及び第二十四條の六 中「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に改める。
第二十四條の七 の見出しを「(適合命令等)」に改め、同條中「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に改め、「第二十四條の二第四項各号」の下に「(無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、第一号、第二号又は第四号)」を加え、同條に次の一項を加える。

第二十四條の二 第四項中「各号」の下に「(無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、第一号、第二号及び第四号)」を加え、同項第三号中「無線設備等の」の下に「検査又は」を、「方法」の下に「(無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、無線設備等の点検を適正に行うのに必要な業務の実施の方法に限る。)」を加え、同項を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

2 総務大臣は、登録検査等事業者がその登録

に係る業務の実施の方法によらないでその登録に係る検査又は点検の業務を行つてゐると認めるときは、当該登録検査等事業者に対し、無線設備等の検査又は点検の実施の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十四条の八第一項及び第二十四条の九第一項中「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に改める。

第二十四条の十の見出しを「登録の取消し等」に改め、同条中「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に、「取り消す」を「取り消し」、又は期間を定めてその登録に係る検査又は点検の業務の全部若しくは一部の停止を命ずる」に改め、同条第三号中「第二十四条の七」を「第二十四条の七第一項又は第二項」に改め、同条第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「通知したこと」の下に「又は同条第三項に規定する証明書に虚偽の記載をしたこと」を加え、同条第五号中「点検」を「検査又は点検」に改め、同条第六号中「登録」の下に「又はその更新」を加える。

第二十四条の十一中「総務大臣は、の下に」第二十四条の二の二第一項若しくはを加え、「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に改める。

第二十四条の十二中「第二十四条の九第二項」を「第二十四条の二の二第一項若しくは第二十四条の九第二項」に、「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に改める。

第二十四条の十三第二項中「第二十四条の二第二項から第五項まで」を「第二十四条の二第二項（第四号を除く）、第三項、第四項（第三号を除く）及び第五項」に改め、「及び第二項の下に」（第三号を除く）を、「において」の下に「第二十四条の二第四項中、次の各号無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、第一号、第二号及び第四号」とあるのは「第一号、第二号及び第四号」と、「検査又は点検」とあるのは「点検」と、「方法（無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、無線設備等の点検を

適正に行うのに必要な業務の実施の方法に限る。」とあるのは「方法」とを加え、「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に、「登録点検事業者登録簿」を「登録検査等事業者登録簿」に改め、「登録外国点検事業者登録簿」との下に「及びその更新の年月日並びに」とあるのは「年月日及び」と、「第二十四条の二第二項第一号、第二号及び第四号」とあるのは「第二十四条の二第二項第一号及び第二号」と、第二十四条の四第一項中「又はその更新をしたとき」とあるのは「をしたとき」と、同条第二項第一号中「又はその更新の年月日」とあるのは「年月日」とを、「請求する」との下に「同条第一項中

「第二十四条の二第四項各号無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、第一号、第二号又は第四号」とあるのは「第二十四条の二第四項第一号、第二号又は第四号」と、同条第二項中「検査又は点検」とあるのは「点検」とを、「第二十四条の十一中」の下に「第二十四条の二の二第一項若しくは第二十四条の九第二項」とあるのは「第二十四条の九第二項」とを、「前条中」の下に「第二十四条の二の二第一項若しくは第二十四条の九第二項」とあるのは「第二十四条の九第二項」とを加え、同条第三項第三号中「第二十四条の七」を「第二十四条の七第一項又は第二項」に改める。

第二十六条第二項中「放送をする無線局（電氣通信業務を行うことを目的とするものを除く。）に係る周波数にあつては、第一号及び第四号に掲げる事項」を削り、同項に次の一号を加える。

五 放送をする無線局に係る周波数にあつては、次に掲げる周波数の区分の別
イ 放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てる周波数
ロ イに掲げる周波数以外のもの

第二十七条の三第一項第一号中「目的」の下に「（二）以上の目的を有する特定無線局であつて、その目的に主たるものと従たるものの区別があ

る場合にあつては、その主従の区別を含む。」を加える。

第二十七条の四第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 主たる目的及び従たる目的を有する特定無線局にあつては、その従たる目的の遂行がその主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

第二十七条の五第二項第四号中「目的」の下に「（主たる目的及び従たる目的を有する特定無線局にあつては、その主従の区別を含む。）」を加える。

第二十七条の八中「包括免許人は、」の下に「特定無線局の目的若しくは」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、特定無線局の目的の変更のうち、基幹放送をすることとすることを内容とするものは、これを行うことができない。

第二十七条の八に次の一項を加える。

2 第五条第一項から第三項までの規定は、特定無線局の目的の変更に係る前項の許可に準用する。

第二十七条の十一第二項中「第二十條第四項」を「第二十條第六項」に改める。

第二十七条の十二第二項第二号中「移動受信用地上放送」を「移動受信用地上基幹放送」に、「第二條の二第二項第二号」を「第九十一條第二項第二号」に改める。

第二十七条の十三第一項中「第二條の二第二項第三号」を「第九十一條第二項第三号」に改め、同条第二項中「移動受信用地上放送」を「移動受信用地上基幹放送」に改め、「電氣通信業務を行うことを目的とするものを除く。以下同じ。」を削り、「から第九号まで」を「及び第八号」に改め、同項第一号中「目的」を「が前条第一項第一号又は第二号に掲げる事項のいずれを確保するためのものであるかの別」に改め、同項第三号中「移動受信用地上放送」を「移動受信

用地上基幹放送」に改め、同項第九号を削り、同項第十号を同項第九号とし、同条第五項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める規定」を「第五條第三項各号（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の認定を受けようとする者にあつては、同条第一項各号又は第三項各号）」に、「同項」を「第一項」に改め、各号を削る。

第二十七条の十五第一項中「次の各号に掲げる認定開設者が当該各号に定める規定」を「移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る認定開設者が第五條第一項各号」に改め、各号を削る。

第二十七条の十六中「第四項まで及び第七項」を「第三項まで、第六項及び第九項」に、「同条第四項」を「同条第六項」に、「同条第七項」を「第二項から前項まで」とあるのは「第二項及び第三項」と、同条第九項に改める。

第二十七条の三十五の見出し中「電氣通信事業紛争処理委員会」を「電氣通信紛争処理委員会」に改め、同条第一項中「電氣通信事業紛争処理委員会（電氣通信事業法第四十四條第一項に規定する電氣通信事業紛争処理委員会をいう。）を「電氣通信紛争処理委員会」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当事者が第三項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

第三十八條の十九中「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に、「登録点検事業者登録簿」を「登録検査等事業者登録簿」に改め、「の年月日及び」とあるのは「及びその更新の年月日並びに」とを削り、「前条第二項第一号及び第二号」を「第二十四條の二第二項第一号、第二号及び第四号」に、「第二十四條の九第二項」を「第二十四條の二の二第一項若しくは第二十四條の九第二項」に改める。

第五十二條中「放送をする無線局（電氣通信業務を行うことを目的とするものを除く。）」を「特定地上基幹放送局」に改める。

第七十一条の二第一項中「放送用周波数使用計画」を「基幹放送用周波数使用計画」に改める。

第七十一条の三の二第十一項の表以外の部分中「第二十四条の七」を「第二十四条の七第一項」に改め、同項の表第二十四条の七の項中「第二十四

条の七」を「第二十四条の七第一項」に改め、「第二十四条の二第四項各号」の下に「無線設備

等の点検の事業のみを行う者にあつては、第一号、第二号又は第四号」を加え、同表第二十四

条の十一の項中「第二十四条の九第二項」を「第二十四

条の二の二第二項若しくは第二十四条の九第二項」に改め、同表第三十八條の十七第二

項第二号の項中「第二十四条の七」を「第二十四

条の七第一項」に改める。

第七十三條第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条

第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同

条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に

次の一項を加える。

3 第一項の検査は、当該無線局(人の生命又は

は身体の安全の確保のためその適正な運用の

確保が必要な無線局として総務省令で定める

ものを除く。以下この項において同じ。の免

許人から、第一項の規定により総務大臣が通

知した期日の一月前までに、当該無線局の無

線設備等について第二十四条の二第一項の登

録を受けた者(無線設備等の点検の事業のみ

をを行う者を除く。が、総務省令で定めるところにより、当該登録に係る検査を行い、当該

無線局の無線設備がその工事設計に合致して

おり、かつ、その無線従事者の資格及び員数

が第三十九条又は第三十九条の十三、第四十

条及び第五十条の規定に、その時計及び書類

が第六十条の規定にそれぞれ違反していない

旨を記載した証明書の提出があつたときは、

第一項の規定にかかわらず、省略することが

できる。

第七十五條第一項中「ときは、その免許」を

「とき、又は地上基幹放送の業務を行う認定基

幹放送事業者の認定がその効力を失つたとき

は、当該免許を受けることができない者となつ

た免許人の免許又は当該地上基幹放送の業務に

用いられる無線局の免許」に改める。

第七十六條第四項に次の一号を加える。

五 特定地上基幹放送局の免許人が第七條第

二項第四号口に適合しなくなつたとき。

第七十六條第五項第三号中「第二十七條の八」

を「第二十七條の八第一項」に改める。

第九十九條の二中、放送委託して放送をさ

せることを含む。第百二條の二第一項第二号及

び第百八條の二第一項において同じ。及び電気

通信役務利用放送法(平成十三年法律第八十五

号)第二條第一項に規定する電気通信役務利用

放送の規律を「及び放送法第二條第一号に規定

する放送」に、「図るため」を「図り」に、「放送

法及び電気通信役務利用放送法」及び放送

法に、「処理し、並びに有線テレビジョン放送

法(昭和四十七年法律第百四十四号)及び有線ラジ

オ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二

十六年法律第百三十五号)に基づく総務大臣の

処分に対する不服申立てについて審査及び議決

をするため」を「処理するため」に改める。

第九十九條の三第三項第三号中「放送事業者、

電気通信役務利用放送法第二條第三項に規定す

る電気通信役務利用放送事業者」を「放送法第

二條第二十六号に規定する放送事業者」に、「放送

法第五十二條の六の二第二項(電気通信役務利

用放送法第十五条において準用する場合を含む。)

を「同法第百五十二條第二項」に、「放送法

第五十二條の三十一」を「同法第百六十條」に改

める。

第九十九條の十一第一項第一号中「第七條第

一第三号(放送をする無線局以外)」を「第七條

第一項第四号(基幹放送局以外)」に、「同条第二

項第四号(放送による表現の自由享有基準)、同

項第五号(放送をする無線局)」を「同条第二項第

六号ハ(基幹放送に加えて基幹放送以外の無線

通信の送信をする無線局の基準)、同項第七号

(基幹放送局)に改め、「工事設計変更」の下に

「同条第五項及び第七條第二項(基幹放送の

業務に用いられる電気通信設備の変更)」を加

え、「第二十七條の四第二号」を「第二十七條の

四第三号」に、「電気通信事業紛争処理委員会」

を「電気通信紛争処理委員会」に改め、「検査」

の下に、「同条第三項(人の生命又は身体の安全

の確保のためその適正な運用の確保が必要な

無線局の定めに係るものに限る。)(国の定期検

査を必要とする無線局)」を加え、同項第二号中

「放送用周波数使用計画」を「基幹放送用周波数

使用計画」に改め、同項第四号中「第八條」を「第

四條の規定による免許(地上基幹放送をする無

線局の再免許であるものに限る。)、第八條」に、

「第十七條第一項後段の規定による放送事項」を

「第十七條第一項の規定による無線局の目的、

放送事項若しくは基幹放送の業務に用いられる

電気通信設備」に改め、「包括免許」の下に、「第

二十七條の八第一項の規定による特定無線局の

目的の変更の許可」を加える。

第九十九條の十四第二項中「第五十三條の十

三、有線テレビジョン放送法第二十八條、有線

ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律第九

條及び電気通信役務利用放送法第二十一條」を

「第百八十八條」に、「放送法第五十三條の十一

若しくは電気通信役務利用放送法第十九條」を

「若しくは同法第百七十八條」に改める。

第百條第五項中「第七十三條第四項及び第六

項」を「第七十三條第五項及び第七項」に改める。

第百三條第一項中「第二十一号を第二十二号と

し、第四号から第二十号までを一号ずつ繰り下

げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 第二十四條の二の二第一項の規定による

登録の更新を申請する者

第百十條の二第一号中「第三十八條の十七第

二項」を「第二十四條の十又は第三十八條の十七

第二項」に改める。

第百十一條中「第七十三條第一項、第四項第

百條第五項において準用する場合を含む。若し

供給役務」に改める。

第九条ただし書中「その者の設置する電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。以下同じ。）の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲が総務省令で定める基準を超えない」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 その者の設置する電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。以下同じ。）の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲が総務省令で定める基準を超えない場合

二 その者の設置する電気通信回線設備が電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七條第二項第六号に規定する基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の無線設備である場合（前号に掲げる場合を除く。）

第十二条第一項第一号中「昭和二十五年法律第百三十一号」を削る。

第三十四條第三項及び第四項中「第六項」を「第七項」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表しなければならない。

第三十八條の見出しを「（電気通信設備等の共用に関する命令等）」に改め、同条第一項中「電気通信設備の下に」又は「電気通信設備設置用工作物」電気通信事業者が電気通信設備を設置するために使用する建物その他の工作物をいう。以下同じ。を加え、同条第二項中「電気通信

設備」の下に「又は電気通信設備設置用工作物」を加える。

「第四章 電気通信事業紛争処理委員会」を「第四章 電気通信紛争処理委員会」に改める。

第四百四十四條第一項中「電気通信事業紛争処理委員会」を「電気通信紛争処理委員会」に改め、同条第二項中「及び電波法」を「電波法及び放送法」に改める。

第四百四十七條第一項中「又は電波の利用」を「電波の利用又は放送の業務」に改める。

第四百五十六條第一項中「電気通信設備」の下に「又は電気通信設備設置用工作物」を加える。

第四百五十七條の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（その他の協定等に関するあつせん等）」を付し、同条第一項に次のただし書を加える。

ただし、当事者が同項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

第四百五十七條第二項中「第五項」を「第六項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第六項中「第三十五條第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項」とあるのは、「第百五十七條第三項」と読み替えるものとする。

第百五十七條の次に次の一条を加える。

第四百五十七條の二 電気通信事業者と第百六十四條第一項第三号に掲げる電気通信事業（以下「第三号事業」という。）を営む者との間において、当該第三号事業を営む者が申し入れた当該第三号事業を営むに当たつて利用すべき電気通信役務の提供に関する契約（第三項において単に「契約」という。）の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、委員会に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第三項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

2 第百五十四條第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんについて準用する。この場合において、同条第六項中「第三十五條第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項」とあるのは、「第百五十七條の二第三項」と読み替えるものとする。

3 電気通信事業者と第三号事業を営む者との間において、当該第三号事業を営む者が申し入れた契約の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他その細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。

4 第百五十五條第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁について準用する。

第百六十條第一号中「電気通信設備の共用」を「電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用」に改める。

第百六十四條第一項第一号中「（電気通信事業者たる一の者を除く。）」を削り、「電気通信役務」の下に「（当該一の者が電気通信事業者であるときは、当該一の者の電気通信事業の用に供する電気通信役務を除く。）」を加え、同条第二項中「同項各号」を「同項各号」に、「ついても」を「ついで、第百五十七條の二の規定は第三号事業を営む者について」に改める。

第百六十九條第四号中「第三十四條第一項若しくは第五項」を「第三十四條第一項、第五項若しくは第六項」に改める。

第百九十一條第二号中「又は第三十三條第十三項」を「第三十三條第十三項又は第三十四條第六項」に改める。

附 則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中放送法第十六條第三項第五号の改正規定、同法第二十七條第四項の改正規定及び同法第五十三條の十一の改正規定、第三条中電波法第九十九條の十二の改正規定並びに第五条中電気通信事業法第百四十七條第一項の改正規定並びに附則第三條及び第十三條の規定 公布の日

二 第一条中放送法第十四條の改正規定、同法第十五條の改正規定、同法第二十二條の二の改正規定、同法第二十三條の改正規定、同法第二十三條の三の改正規定、同法第二十九條の改正規定、同法第五十二條の十三第一項第五号の改正規定、同法第五十二條の二十四第二項第四号の改正規定及び同法第五十二條の三十第二項第五号の改正規定並びに第三條の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第十一條、第十二條、第二十七條、第三十五條及び第三十七條の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条の規定（前二号に掲げる改正規定を除く。）並びに第五條中電気通信事業法第三十四條の改正規定、同法第百六十九條第四号の改正規定及び同法第百九十一條第二号の改正規定並びに附則第十條第一項の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（法律の廃止）
第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）

二 有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）

三 電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）

四 有線放送電話に関する法律（昭和三十三年法律第百五十二号）

（準備行為）

第三条 第一条の規定による改正後の放送法第八
条の三第二項の認可、同法第五十三條の十、第
二条の規定による改正後の放送法(以下「新放送
法」という。)第七十七條並びに第三條及び第
四條の規定による改正後の電波法第九十九條の
十一の規定による電波監理審議会に対する諮
問、第五條の規定による改正後の電気通信事
業法(以下「新電気通信事業法」という。)第六
十九條の規定による同條の政令で定める審議会
等に対する諮問並びにこれらに関し必要な手
続その他の行為は、これらの規定の例により、こ
の法律(附則第一条第二号及び第三号に掲げる
規定については、当該各規定)の施行前におい
ても行うことができる。

(有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法
律の廃止に伴う経過措置)
第四条 この法律の施行の際現に附則第二条の規
定による廃止前の有線ラジオ放送業務の運用の
規正に関する法律(以下この条において「旧有線
ラジオ放送法」という。)第三条の規定による届
出をしている者であつて、新放送法第三十三
条第一項の規定により届出をすべき者に該当す
るものは、施行日に同項の届出をしたものとみ
なす。

2 施行日前に前項の規定により新放送法第三
十三條第一項の届出をしたものとみなされる者
(以下この条において「みなし届出一般放送事
業者」という。)によつてされた有線ラジオ放送
(旧有線ラジオ放送法第二条第二号又は第三号の
有線ラジオ放送に限る。)についての旧有線ラ
ジオ放送法第四條第二項において準用する第二
條の規定による改正前の放送法(以下「旧放送
法」という。)第四條の規定の適用については、
なお従前の例による。

3 施行日前にみなし届出一般放送事業者が得た
旧有線ラジオ放送法第五條に規定する同意は、
新放送法第三十一條に規定する同意とみなす。

4 施行日前に旧有線ラジオ放送法の規定により
総務大臣がした次の表の上欄に掲げる処分そ
の他の行為は、新放送法の規定により総務大臣
がした同表の下欄に掲げる処分その他の行為と
みなす。

旧有線ラジオ放送法第六條第一項の規定によ
る報告の求め(旧有線ラジオ放送法第三條の
二に規定する処分又は同條に規定する承諾に
関するものに限る。)

旧有線ラジオ放送法第六條第一項の規定によ
る報告の求め(旧有線ラジオ放送法第三條の
二に規定する処分又は同條に規定する承諾に
関するものを除く。)

旧有線ラジオ放送法第八條第一項の規定によ
る命令

第五条 この法律の施行の際現に附則第二条の規
定による廃止前の有線テレビジョン放送法(以下
この条において「旧有線テレビジョン放送法」と
いう。)第十二條の規定による届出をしている者
であつて、新放送法第二百六條第一項の規定に
より登録を受けるべき者に該当するものは施
行日に同項の届出をしたものとみなす。

2 施行日前に旧有線テレビジョン放送法の規
定によりした次の表の上欄に掲げる申請は、
新放送法第二百六條第一項の規定により届出
をすべき者に該当するもの

旧有線テレビジョン放送法第三條第一項の規
定による許可の申請(新放送法第二百六條
第一項の規定により登録を受けるべき者に係
るものに限る。)

旧有線テレビジョン放送法第三條第一項の規
定による許可の申請(新放送法第二百六條
第一項の規定により届出をすべき者に係るも
のに限る。)

旧有線テレビジョン放送法第七條第一項の規
定による許可の申請(前項の規定により新放
送法第二百六條第一項の登録を受けたものと
みなされる者(以下この条において「みなし
登録一般放送事業者」という。)に係るもの
に限る。)

旧有線テレビジョン放送法第七條第一項の規
定による許可の申請(前項の規定により新放
送法第二百六條第一項の届出をしたものと
みなされる者(以下この条において「みなし
届出一般放送事業者」という。)に係るもの
に限る。)

旧有線テレビジョン放送法第十條の二第一
項及び第二項並びに第十條の三第二項の規
定による認可の申請

旧有線テレビジョン放送法第十三條第三項
の規定による裁定の申請

旧有線テレビジョン放送法第十四條第一項
の規定による認可の申請(みなし登録一般放
送

新放送法第二百三十三條第二項の規定による届出

新放送法第二百三十四條第二項の規定による届出

新放送法第二百三十四條第二項の規定による届出

事業者に係るものに限る。）

3 この法律の施行の際現に旧有線テレビジョン放送法第九条の規定による有線テレビジョン放送施設の使用の承諾に係る事業を営んでいる者は、施行日から起算して三年間（当該期間内に新電気通信事業法第九条の登録若しくは第十二条第一項の規定による登録の拒否の処分があり、又は新電気通信事業法第十六条第一項の届出をしたときは、その日までの間）は、新電気通信事業法第九条又は第十六条第一項の規定にかかわらず、従前の例により引き続き当該有線テレビジョン放送施設の使用の承諾に係る事業を営むことができる。その者がその期間内に新電気通信事業法第九条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

4 施行日前にみなし一般放送事業者（みなし登録一般放送事業者及びみなし届出一般放送事業者をいう。以下この条において同じ。）が得た旧有線テレビジョン放送法第十三条第二項に規定する同意は、新放送法第十一条に規定する同意とみなす。

5 施行日前に旧有線テレビジョン放送法の規定により総務大臣がした次の表の上欄に掲げる処分その他の行為は、新放送法の規定により総務大臣がした同表の下欄に掲げる処分その他の行為とみなす。

旧有線テレビジョン放送法第十三条第四項の規定による通知又は意見書を提出する機会の付与	新放送法第四百四十四条第二項の規定による通知
旧有線テレビジョン放送法第十三条第五項の規定による裁定	新放送法第四百四十四条第三項の規定による裁定
旧有線テレビジョン放送法第二十四条第一項の規定による命令（みなし登録一般放送事業者に係るものに限る。）	新放送法第四百四十一条の規定による命令
旧有線テレビジョン放送法第二十五条第二項の規定による命令	新放送法第七十四条の規定による命令
旧有線テレビジョン放送法第二十七条第一項の規定による有線テレビジョン放送施設の状態その他必要な事項の報告の求め（みなし登録一般放送事業者に係るものに限る。）	新放送法第三百三十九条第一項の規定による報告の求め
旧有線テレビジョン放送法第二十七条第一項の規定による有線テレビジョン放送の業務の状況の報告の求め（旧有線テレビジョン放送	新放送法第四百四十五条第四項の規定による報告の求め

法第十二条の二に規定する処分又は同条に規定する承諾に関するものに限る。）

旧有線テレビジョン放送法第二十七条第一項の規定による有線テレビジョン放送の業務の状況の報告の求め（旧有線テレビジョン放送法第十二条の二に規定する処分又は同条に規定する承諾に関するものを除く。）

新放送法第七十五条の規定による資料の提出の求め

6 この法律の施行の際現に旧有線テレビジョン放送法第三条第一項の許可を受けている者であつて、みなし登録一般放送事業者に該当するものは、施行日に新放送法第四百四十条第一項の指定を受けたものとみなす。

7 施行日前に旧有線テレビジョン放送法第十四条第一項の認可を受けている契約約款に定める提供条件であつて、みなし登録一般放送事業者に係るものは、新放送法第四百四十条第二項の規定により届け出た契約約款に定める提供条件とみなす。

8 施行日前にみなし一般放送事業者によつてされた有線テレビジョン放送（旧有線テレビジョン放送法第十七条に規定する放送事業者のテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで同時にこれを再送信する有線テレビジョン放送を除く。）についての同条において準用する旧放送法第四条の規定の適用については、なお従前の例による。

9 施行日前にみなし登録一般放送事業者が旧有線テレビジョン放送法第十七条において準用する旧放送法第三条の四第二項、第三項、第五項及び第六項の規定によりした又はすべき行為は、それぞれ新放送法第六条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定によりした又はすべき行為とみなす。

10 施行日前にみなし一般放送事業者が旧有線テレビジョン放送法第十七条の二第二項の規定によりすべき届出は、新放送法第三百三十四条第二項の規定によりすべき届出とみなす。

11 施行日前に旧有線テレビジョン放送法第二十八条において準用する旧電波法第七章の規定によりした又はすべき行為であつて、新放送法第八十条において準用する新電波法第七章に相当の規定があるものは、同条において準用する同章の相当の規定によりした又はすべきものとみなす。

（電気通信役務利用放送法の廃止に伴う経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に附則第二条の規定による廃止前の電気通信役務利用放送法（以下この条において「旧電気通信役務利用放送法」という。）第三条第一項の規定により登録を受けている者であつて、新放送法第二百二十六条第一項の規定により登録を受けるべき者に該当するものは施行日に同項の登録を受けたものと、新放送法第二百三十三条第一項の規定により届出をすべき者に該当するものは施行日に同項の届出をしたものとみなす。

2 施行日前に旧電気通信役務利用放送法の規定によりした次の表の上欄に掲げる申請は、新放送法の規定によりした同表の下欄に掲げる申請又は届出とみなす。

旧電気通信役務利用放送法第三条第一項の規定による登録の申請（新放送法第二百二十六条第一項の規定により登録を受けるべき者に係るものに限る。）	新放送法第二百二十六条第一項の規定による登録の申請
---	---------------------------

旧電気通信役務利用放送法第三十三条第一項の規定による登録の申請（新放送法第百三十三条第一項の規定により届出をすべき者に係るものに限る。）	新放送法第百三十三条第一項の規定による届出
旧電気通信役務利用放送法第六条第一項の規定による変更登録の申請（前項の規定により新放送法第百二十六条第一項の登録を受けたものとみなされる者（以下この条において「みなし登録一般放送事業者」という。）に係るものに限る。）	新放送法第百三十条第一項の規定による変更登録の申請
旧電気通信役務利用放送法第六条第一項の規定による変更登録の申請（前項の規定により新放送法第百三十三条第二項の規定による届出のとみなされる者（以下この条において「みなし届出一般放送事業者」という。）に係るものに限る。）	新放送法第百三十三条第二項の規定による届出

3 施行日前にみなし一般放送事業者（みなし登録一般放送事業者及びみなし届出一般放送事業者をいう。以下この条において同じ。）が旧電気通信役務利用放送法第七條第二項の規定によりすべき届出は、新放送法第百三十四條第二項の規定によりすべき届出とみなす。	
4 施行日前にみなし一般放送事業者が得た旧電気通信役務利用放送法第十二條に規定する同意は、新放送法第十一條に規定する同意とみなす。	
5 施行日前にみなし一般放送事業者によつてされた電気通信役務利用放送（旧電気通信役務利用放送法第十五條に規定する他の電気通信役務利用放送事業者の電気通信役務利用放送又は放送事業者の放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にこれらを再送信するものを除く。）についての同条において準用する旧放送法第四條の規定の適用については、なお従前の例による。	
6 施行日前にみなし登録一般放送事業者が旧電気通信役務利用放送法第十五條において準用する旧放送法第三條の四第二項、第三項、第五項及び第六項並びに第五條の規定によりした又はすべき行為は、それぞれ新放送法第六條第二項、第三項、第五項及び第六項並びに第十條の規定によりした又はすべき行為とみなす。	
7 施行日前に旧電気通信役務利用放送法の規定により総務大臣がした次の表の上欄に掲げる処分その他の行為は、新放送法の規定によりした同表の下欄に掲げる処分その他の行為とみなす。	
旧電気通信役務利用放送法第十五條において準用する旧放送法第五十二條の七第三項の規定による命令	新放送法第百五十六條第四項の規定による命令
旧電気通信役務利用放送法第十五條において準用する旧放送法第五十三條の八の規定による	新放送法第百七十五條の規定による資料の提出の求め

る資料の提出の求め	新放送法第百三十八條の規定による命令
旧電気通信役務利用放送法第十六條第一項の規定による命令（みなし登録一般放送事業者に係るものに限る。）	
旧電気通信役務利用放送法第十六條第三項の規定による命令	新放送法第百七十四條の規定による命令
旧電気通信役務利用放送法第十七條第一項の規定による電気通信役務利用放送設備の状況その他必要な事項の報告の求め（みなし登録一般放送事業者に係るものに限る。）	新放送法第百三十九條第一項の規定による報告の求め
旧電気通信役務利用放送法第十七條第一項の規定による電気通信役務利用放送の業務の状況の報告の求め	新放送法第百七十五條の規定による資料の提出の求め

8 施行日前に旧電気通信役務利用放送法第二十一條において準用する旧電波法第七章の規定によりした又はすべき行為であつて、新放送法第百八十條において準用する新電波法第七章に相当の規定があるものは、同条において準用する同章の相当の規定によりした又はすべきものとみなす。 （有線放送電話に関する法律の廃止に伴う経過措置）	
第七條 この法律の施行の際現に附則第二條の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律第三條の許可を受けている者に対する同法及び電気通信事業法の規定の適用については、なお従前の例による。	
（放送法の一部改正に伴う経過措置）	
第八條 この法律の施行の際現に旧放送法第九條の四第一項の認定を受けて委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務を行っている場合における日本放送協会は、施行日に新放送法第二十四條の規定により読み替へて適用する新放送法第九十三條第一項の認定を受けたものとみなす。	
2 この法律の施行の際現に旧放送法第五十二條の十三第一項の認定を受けている者であつて、新放送法第九十三條第一項の規定により認定を受けるべき者に該当するものは施行日に同項の認定を受けたものと、新放送法第百二十六條第一項の規定により登録を受けるべき者に該当するものは施行日に同項の登録を受けたものとみなす。この場合において、新放送法第九十三條第一項の認定を受けた者とみなされる者（以下この条において「みなし認定基幹放送事業者」という。）に係る同項の認定の有効期間は、新放送法第九十六條第一項の規定にかかわらず、施行日におけるその者に係る旧放送法第五十二條の十三第一項の認定の有効期間の残存期間と同一の期間とする。	
3 この法律の施行の際現にされている旧放送法第五十二條の十三第一項の認定の申請は、新放送法第九十三條第一項の規定により認定を受けるべき者に係るものにあつては同項の認定の申請と、新放送法第百二十六條第一項の規定により登録を受けるべき者に係るものにあつては同項の登録の申請とみなす。	
4 施行日前に旧放送法第五十二條の十四第二項の規定により交付された認定証であつて、みなし認定基幹放送事業者に係るものは、新放送法第九十四條第二項の規定により交付された認定証とみなす。	

5 施行日前に旧放送法第五十二条の十五第二項の規定によりされた届出は、みなし認定基幹放送事業者に係るものにあつては新放送法第九十五条第二項の規定によりされた届出と、第二項の規定により新放送法第二百六条第一項の登録を受けた者とみなされる者(以下この条において「みなし登録一般放送事業者」という。)に係るものにあつては新放送法第二百九条第二項の規定によりされた届出とみなす。

6 施行日前に旧放送法の規定により受託放送事業者に対してされた次の表の上欄に掲げる行為は、新放送法の規定により基幹放送局提供事業者に対してされた同表の下欄に掲げる行為とみなす。

旧放送法第五十二条の九第一項の規定による放送の委託の申込み	新放送法第一百七十一条の規定による放送局設備供給契約の申込み
旧放送法第五十二条の九第二項の規定による放送の委託の申込み	新放送法第一百七十二条の規定による放送局設備供給契約の申込み
旧放送法第五十二条の十一の規定による命令	新放送法第二百十条の規定による命令

7 新放送法第一百九条の規定は、施行日以後に開始する事業年度から適用する。

8 施行日前にみなし登録一般放送事業者がした旧放送法第五十二条の十七第二項の規定による変更の申請は新放送法第三十条第一項の規定による変更登録の申請と、旧放送法第五十二条の二十の規定による届出は新放送法第三十五条第一項の規定による届出とみなす。

9 施行日前にみなし登録一般放送事業者が旧放送法第五十二条の十八第一項の規定によりすべき届出は新放送法第三十四条第二項の規定によりすべき届出と、旧放送法第五十二条の十八第二項の規定による認可の申請は新放送法第三十四条第二項の規定による届出とみなす。

10 この法律の施行の際現に旧放送法第五十二条の四第一項の規定により届け出ている料金、同条第二項の規定により認可を受けている契約約款に定める提供条件、同条第四項の規定により同条第二項の認可を受けたとみなされる契約約款に定める提供条件又は同条第五項の規定により届け出ている契約約款であつて、みなし認定基幹放送事業者又は次条第一項の規定により基幹放送局の免許を受けたものとみなされる者に係るものは、新放送法第四十七条第一項の規

定により届け出た有料基幹放送契約約款に定める提供条件とみなす。

11 施行日前に旧放送法第五十二条の七第一項の規定により有料放送事業者に対して総務大臣がした命令であつて、みなし認定基幹放送事業者又は次条第一項の規定により基幹放送局の免許を受けたものとみなされる者に係るものは、新放送法第五十六条第一項の規定によつてした命令とみなす。

12 施行日前にみなし認定基幹放送事業者、みなし登録一般放送事業者又は次条第一項の規定により基幹放送局の免許を受けたものとみなされる者によつてされた放送についての旧放送法第四十条の規定の適用については、なお従前の例による。

(電波法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 この法律の施行の際現に旧電波法第四条の規定による放送をする無線局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)の免許を受けている者であつて、新電波法第四条の規定による基幹放送局の免許を受けるべき者に該当するものは施行日に同条の規定による基幹放送局の免許を受けたものと、同条の規定による放送をする無線局(基幹放送局を除く。以下この

条において「一般放送局」という。)の免許を受けべき者に該当するものは施行日に新電波法第四条の規定による一般放送局の免許を受けたものとみなす。この場合において、同条の規定による基幹放送局又は一般放送局の免許を受けたものとみなされる者に係る同条の免許の有効期間は、新電波法第十三条第一項の規定にかかわらず、施行日におけるその者に係る旧電波法第四条の免許の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現にされている旧電波法第六条第二項の規定による放送をする無線局の免許の申請は、新電波法第六条第二項の規定による申請をすべき者に係るものにあつては同項の規定による基幹放送局の免許の申請と、同条第一項の規定による申請をすべき者に係るものにあつては同項の規定による一般放送局の免許の申請とみなす。

3 施行日前に旧電波法第十四条第一項の規定により交付された放送をする無線局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)の免許状は、基幹放送局の免許を受けたものとみなされる者に係るものにあつては新電波法第十四条第一項の規定により交付された基幹放送局の免許状とみなす。

4 この法律の施行の際現に旧電波法第二十四条の二第二項の規定により登録を受けている者は、施行日に、無線設備等の点検の事業のみを行う者である旨を新電波法第二十四条の二第二項の申請書に記載して同条第一項の規定により登録を受けたものとみなす。

5 この法律の施行の際現にされている旧電波法第二十四条の二第一項の規定による登録の申請は、無線設備等の点検の事業のみを行う者である旨を新電波法第二十四条の二第二項の申請書に記載した同条第一項の規定による登録の申請とみなす。

6 施行日前に旧電波法第二十四条の二第一項の規定により登録を受けている者が行った当該登

録に係る点検は、無線設備等の点検の事業のみを行う者である旨を新電波法第二十四条の二第二項の申請書に記載して同条第一項の規定により登録を受けている者が行った当該登録に係る点検とみなす。

7 この法律の施行の際現に旧電波法第二十四条の四第一項の規定により交付されている登録証は、無線設備等の点検の事業のみを行う者である旨が記載された新電波法第二十四条の四第一項の規定により交付された登録証とみなす。

8 この法律の施行の際現に旧電波法第二十七条の十三第一項の規定により認定を受けている開設計画は、新電波法第二十七条の十二第一項第一号に掲げる事項を確保するための特定基地局に係るものにあつては特定基地局が同号に掲げる事項を確保するためのものであることを新電波法第二十七条の十三第二項第一号に掲げる事項として記載して同条第一項の認定を受けた開設計画とみなす。

9 この法律の施行の際現に旧電波法第二十七条の十三第一項の規定により提出されている開設計画は、新電波法第二十七条の十二第一項第一号に掲げる事項を確保するための特定基地局に係るものにあつては特定基地局が同号に掲げる事項を確保するためのものであることを新電波法第二十七条の十三第二項第一号に掲げる事項として記載して同条第一項の認定を受けた開設計画とみなす。

出されたものとみなす。

(電気通信事業法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 新電気通信事業法第三十四条第六項の規定は、第五条中電気通信事業法第三十四条の改正規定の施行の日以後に終了する事業年度から適用する。

2 この法律の施行の際現に第五条の規定による改正前の電気通信事業法(以下この条において「旧電気通信事業法」という。)第四百七十七条第一項又は第二項の規定により任命された電気通信事業紛争処理委員会の委員である者は、それぞれ、施行日に、新電気通信事業法第四百七十七条第一項又は第二項の規定により電気通信紛争処理委員会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新電気通信事業法第四百八十八条第一項の規定にかかわらず、施行日における旧電気通信事業法第四百七十七条第一項又は第二項の規定により任命された電気通信事業紛争処理委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧電気通信事業法第四百六十六条第一項の規定により選任された電気通信事業紛争処理委員会の委員長である者又は同条第三項の規定により定められた委員である者は、それぞれ、施行日に、新電気通信事業法第四百六十六条第一項の規定により選任され、又は同条第三項の規定により委員長の職務を代理する委員として定められたものとみなす。

4 電気通信事業紛争処理委員会の委員であつた者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

(処分等の効力)

第十一条 この法律(附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前に改正又は廃止前のそれぞれの法律の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律に相当の

規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてした又はすべきものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十二条 この法律(附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及び附則第四条第二項、第五条第八項、第六条第五項、第七条及び第八条第十二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第十四条 政府は、この法律の施行後三年以内に、新放送法第九十三条第一項第四号及び第二項に定める基幹放送の業務に係る認定の要件その他の表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されるようにするための制度の在り方について、放送の健全な発達を図り、国民にその効用をもたらすことを保障する観点から、新聞社、通信社その他のニュース又は情報の頒布を業とする事業者と新放送法第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者との関係の在り方を含めて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年以内に、前項に定める事項のほか、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(工場抵当法の一部改正)

第十五条 工場抵当法(明治三十八年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「放送(委託シテ其ノ放送番組

ヲ放送セシムルコトヲ含ム)」を「基幹放送」に、「有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)ニ謂フ有線テレビジョン放送」を「一般放送(有線電気通信設備ヲ用ヒテテレビジョン放送ヲ行フモノニ限ル)」に改める。

(災害救助法及び自衛隊法の一部改正)

第十六条 次に掲げる法律の規定中「第三条第四項第三号」を「第三条第四項第四号」に改める。

一 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)

第二十八条

二 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)

第四百四条第一項

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第十七条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第三十三号及び第六十号並びに別表第一中「電気通信事業紛争処理委員会」を「電気通信紛争処理委員会」に改める。

(公職選挙法の一部改正)

第十八条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第百五十条第一項中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園(放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)第三条に規定する放送大学学園をいう。第百五十二条第一項において同じ。)を除く。以下同じ。))」に、「(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第二号の三」を「第二条第十六号」に、「同条第二号の五」を「同条第十八号」に、「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改め、同条第三項及び第六項中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改める。

第百五十一条第三項及び第百五十一条の三中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改め、

「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改め、

第百五十二条第一項中「一般放送事業者、有

線テレビジョン放送事業者(有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)第二条第四項の有線テレビジョン放送事業者をいう。次項において同じ。)、有線ラジオ放送(有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第百三十五号)第二条の有線ラジオ放送をいう。次項において同じ。))の業務を行う者若しくは電気通信役務利用放送(電気通信役務利用放送法(平成十三年法律第八十五号)第二条第一項の電気通信役務利用放送をいう。次項において同じ。))の業務を行う者を「放送事業者(放送法第一条第二十六号に規定する放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園を除く。次項において同じ。))」に改め、同条第二項中「一般放送事業者、有線テレビジョン放送事業者、有線ラジオ放送の業務を行う者若しくは電気通信役務利用放送の業務を行う者」を「放送事業者」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三百四十九条の三第九項中「第四十条第一項」を「第七十四条第一項」に改める。

附則第十四条第二項中「第二条第三号の三」を「第二条第二十三号」に、「一般放送事業者」を「基幹放送事業者(日本放送協会及び放送大学学園(放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)第三条に規定する放送大学学園をいう。))を除く。又は放送法第二条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者」に改める。

附則第十五条第十四項中「第二条第三号の三」を「第二条第二十三号」に、「一般放送事業者」を「基幹放送事業者(日本放送協会及び放送大学学園(放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)第三条に規定する放送大学学園をいう。))を除く。又は放送法第二条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者又は」の下に「放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第

号)附則第七条の規定によりなお

従前の例によることとされる同法附則第二二条の規定による廃止前の」を加え、同条第十六項中「有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)第二条第四項に規定する有線テレビジョン放送事業者」を「有線テレビジョン放送事業者(有線電気通信設備を用いて放送法第二条第十八号に規定するテレビジョン放送を行う者をいい、電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業を営む者が提供する同条第三号に規定する電気通信役務を利用して行う者を除く。)」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第二十号 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第十六号中「放送事業」を「基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者が基幹放送に改める。

(日本赤十字社法の一部改正)

第二十一条 日本赤十字社法(昭和二十七年法律第三百五号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第二項中「日本放送協会又は一般放送事業者」を「又は基幹放送事業者」に、「第二条第三号の三に規定する一般放送事業者のうち同条第三号の四に規定する受託放送事業者以外のものをいう」を「第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、放送大学学園(放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)第三条に規定する放送大学学園をいう。)を除く」に改める。

(有線電気通信法の一部改正)

第二十二号 有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第一号に規定する放送を行うための有線電気通信設備(同法第百三十三条第一

項の規定による届出をした者が設置するもの及び前号に掲げるものを除く。)

(租税特別措置法の一部改正)

第二十三号 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十一条の十六第一項中「第二条第三号の三に規定する一般放送事業者」を「第二条第三号の三に規定する基幹放送事業者(日本放送協会及び放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)第二条に規定する放送大学学園を除く。)」又は放送法第二条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者」に、「同条第三号」を「同条第二十号」に改める。

(災害対策基本法の一部改正)

第二十四号 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第五十七条中「第三条第四項第三号」を「第三条第四項第四号」に、「第二条第三号の二に規定する放送事業者(同条第三号の四に規定する受託放送事業者(以下「受託放送事業者」という。)を除く。)」を「第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者」に改め、「(同条第三号の五に規定する委託放送事業者にあつては、受託放送事業者に委託して放送を行わせること)を削る。

第七十九条中「第三条第四項第三号」を「第三条第四項第四号」に改める。

(法人税法の一部改正)

第二十五号 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「軌道若しくは有線放送電話」を若しくは「軌道」に改め、同項第七号を削り、同項第八号を同項第七号とする。

(法人税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六号 前条の規定による改正前の法人税法(以下この条において「旧法人税法」という。)第四十五条第一項第七号に掲げる事業を営む法人で施行日前に附則第二条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律第三条の許可を受けているものが同項に規定する受益者から交付を

受けた金銭又は資材をもって取得する同項に規定する固定資産及び当該受益者から交付を受ける旧法人税法第四十五条第二項に規定する固定資産については、同条(同号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「有線放送電話に関する法律」とあるのは、「放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第 号)附則第二条(法律の廃止)の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律」とする。

(登録免許税法の一部改正)

第二十七号 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第五十四号(五)中「第三十八号の二第一項」を「第三十八号の二の二第一項」に改める。

(一) 放送法第百二十六条第一項(一般放送の業務の登録)の登録一般放送事業者の登録又は同法第百三十条第一項(変更登録)の変更登録(同法第百二十六条第二項第二号の一般放送の種類に増加に係るもの又は同項第四号の業務区域の増加に係るもの(これらの登録を受けている業務区域の属する都道府県における業務区域の増加に係るものを除く。)に限る。)

別表第一第五十六号から第五十八号までを次のように改める。

五十六から五十八まで 削除

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十九号 附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第二条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律第五条第二項の業務区域の拡張の許可については、前条の規定による改正前の登録免許税法別表第一第五十七号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「許可又は業務区域」とあるのは「業務区域」と、「有線放送電話に関する法律」とあるのは「放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第 号)附則第七条(有線放送電話に関する法律の廃止に伴う経過措置)の規定によりなお従前の例に

第二十八号 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一第五十四号中「係る点検事業者」を「係る検査等事業者」に改め、同号(三)中「点検事業者」を「検査等事業者」に、「の点検」を「の検査又は点検」に改め、「係る事業者の登録」の下に「(更新の登録を除く。)」を加え、同表第五十五号中「委託放送事業者の認定又は」を「認定基幹放送事業者の認定、登録一般放送事業者の登録又は」に改め、同号(一)中「第五十二条の十三第一項」を「第九十三条第一項」に、「委託放送事業者」を「認定基幹放送事業者」に改め、同号(二)中「第五十二条の三十第一項」を「第百五十九条第一項」に改め、同号(三)を同号(三)とし、同号(一)の次に次のように加える。

登録件数 一件につき九万円

(二) 放送法第百二十六条第一項(一般放送の業務の登録)の登録一般放送事業者の登録又は同法第百三十条第一項(変更登録)の変更登録(同法第百二十六条第二項第二号の一般放送の種類に増加に係るもの又は同項第四号の業務区域の増加に係るもの(これらの登録を受けている業務区域の属する都道府県における業務区域の増加に係るものを除く。)に限る。)

別表第一第五十六号から第五十八号までを次のように改める。

よることとされる場合における同法附則第二条(法律の廃止)の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律と、「第三条(業務の許可)の有線放送電話業務の許可又は同法第五条第二項」とあるのは「第五条第二項」とする。

(著作権法の一部改正)

第三十号 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「第二条の二第二項第二号」を「第九十一条第二項第二号」に、「第十四条第三項第三号」を「第十四条第三項第二号」に改める。

第九十九号の二に次の一項を加える。

2 前項の規定は、放送を受信して自動公衆送信を行う者が法令の規定により行わなければならない自動公衆送信に係る送信可能化については、適用しない。

第二百二条第五項ただし書及び第百三条中「第九十九条の二」を「第九十九条の二第一項」に改める。

(電気通信基盤充実臨時措置法の一部改正)

第三十一条 電気通信基盤充実臨時措置法平成三年法律第二十七号の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「電気通信役務をいう」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送をいう」を「有線電気通信設備を用いて行われる放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第十八号に規定するテレビジョン放送をいい、電気通信事業(電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業をいう)を営む者が提供する電気通信役務を利用して行うものを除く」に改め、同条第五項中有線テレビジョン放送法第二条第二項に規定する有線テレビジョン放送施設を「有線電気通信設備」に改める。

(身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律の一部改正)

第三十二条 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律(平成五年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「並びに」を「及び」に、「規定する放送をいう。以下同じ」を「規定する放送をいう」に改め、「及び有線放送(有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)第二条第一項に規定する有線放送をいう。以下同じ。)」を削り、同条第二項中「第二条第二号の五」を「第二条第十八号」に改め、同条第四項第

三号中「放送又は有線放送の」を削る。
(高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部改正)

第三十三条 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法(平成十一年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二条第二号の五」を「第二条第十八号」に、「電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第五条第四項に規定する人工衛星局により行われるもの以外のもの」を「同条第二号に規定する基幹放送(同条第十三号に規定する衛星基幹放送を除く)であるもの」に改め、同条第二項第一号中「電波法」の下に「(昭和二十五年法律第百三十一号)」を加える。

(独立行政法人情報通信研究機構法の一部改正)

第三十四条 独立行政法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

附則第九条第一項中「第九条第五項」を「第二十条第五項」に、「第二条第二号の五」を「第二条第十八号」に、「無線局により」を「無線局を用いて」に改める。

(特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律の一部改正)

第三十五条 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(平成十三年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「第三十八条の二第一項」を「第三十八条の二第二項」に改め、同条第三十八号の六第三項の準用に係る部分を除く。を、「及び第三項」の下に「第一号を除く。」を加える。

(放送大学学園法の一部改正)

第三十六条 放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号に、「委託放送業務」を「放送(同条第二十号に規定する放送局を用いて行われるものに限る。)」に改める。

第三条並びに第四条第一項第二号及び第二項中「放送等」を「放送」に改める。

第五条第一項第二号中「第十六条第三項第二号」を「第三十一条第三項第二号」に改める。

第二十一条第二号中「放送等」を「放送」に改める。

(電波法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十七条 電波法の一部を改正する法律(平成十五年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

附則第九条中「第三十八条の二」を「第三十八条の二の二」に改める。

(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正)

第三十八条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「第二条第三号の二」を「第二条第二十六号」に改め、「その他の放送(公衆によつて直接受信されることを目的とする電気通信の送信をいう。次条第二項において同じ)の事業を行う者」を削る。

第一百五十六条中「第三条第四項第三号」を「第三条第四項第四号」に改める。

第百八十三条の表第七條第二項の項を削る。

(携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部改正)

第四十条 日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第百四条を次のように改める。

(国民投票に関する放送についての留意)

第百四条 放送事業者(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第二十六号に規定する放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園(放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)第三条に規定する放送大学学園をいう。第百六条第一項において同じ)を除く。次条において同じ)は、国民投票に関する放送については、放送法第四条第一項の規定の趣旨に留意するものとする。

第百五条中「一般放送事業者等」を「放送事業者」に改める。

第百六条第一項中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者(放送法第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園を除く。第四項及び第八項において同じ。)」に、「放送法第二条第二号の三」を「同条第十六号」に、「同条第二号の五」を「同条第十八号」に改め、同条第四項及び第八項中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改める。

(放送法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十一条 放送法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条第一項中「第九条第一項第五号」を「第二十条第一項第五号」に、「委託協会国際放送業務」を「協会国際衛星放送」に、「第五十二条の四第一項」を「第百四十七條第一項」に、「第五十二条の六の二第二項」を「第百五十二條第一項」に、「第五十二条の十八第二項」を「第九十八條第二項」に、「委託放送事業者」を「認定基幹放送事業者」に、「第五十二条の三十一」を「第百六十条」に改める。

(電波法及び放送法の一部を改正する法律の一部改正)

第四十二条 電波法及び放送法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三条中「第二条第二号の二の六の移動受信用地上放送」を「第二条第十四号の移動受信用地上基幹放送」に改める。

(総務省設置法の一部改正)

第四十三条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「電気通信事業紛争処理委員会」を「電気通信紛争処理委員会」に改める。

第八条第二項中「電気通信事業紛争処理委員会」を「電気通信紛争処理委員会」に改める。

第三章第二節第四款の款名を次のように改める。

第四款 電気通信紛争処理委員会

第十九条中「電気通信事業紛争処理委員会」を「電気通信紛争処理委員会」に、「及び電波法」を「電波法」に、「並びに」を「及び放送法(昭和二十五年法律第三十二号並びに)」に改める。

第二十条中「放送法(昭和二十五年法律第三十二号)、有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第百三十五号)及び電気通信役務利用放送法(平成十三年法律第八十五号)」を「及び放送法」に改める。

理由

通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した規制の整理・合理化を図るため、放送法、電波法及び電気通信事業法について、各種の放送形態に対する規制を統合するとともに、無線局の免許及び放送業務の認定の制度を弾力化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律案

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法(平成十一年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

デジタルテレビジョン放送の送信設備等の整備を引き続き促進するため、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の廃止期限(平成二十二年十二月三十一日)を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

放送法等の一部を改正する法律案に対する修正案

放送法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中放送法第十四条の改正規定、第十五条の改正規定、第十六条第三項第五号の改正規定、第二十二條の二の改正規定、第二十三条の改正規定、第二十三条の三の改正規定、第二十七条第四項の改正規定及び第二十九条の改正規定を削る。

附則第一条第一号中「第十六条第三項第五号の改正規定、同法第二十七条第四項の改正規定及び同法」を削り、「並びに第五条」を「及び第五条」に、「及び第十三条」を「第十三条及び第十四条第一項」に改め、同条第二号中「第十四条の改正規定、同法第十五条の改正規定、同法第二十二條の二の改正規定、同法第二十三条の改正規定、同法第二十三条の三の改正規定、同法第二十九条の改正規定、同法」を削る。

附則第三条中「第一条の規定による改正後の放送法第八条の三第二項の認可、同法第五十三条の十、」を削る。

附則第十四条第一項を次のように改める。

政府は、この法律の公布後一年を目途として、日本放送協会の役員に係る欠格事由の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

平成二十二年十二月一日印刷

平成二十二年十二月三日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇